

「淡海子ども・若者プラン」の改定について

1 趣旨

本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間の計画期間として事業を実施している。

その後、国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行などのほか12月にはこども大綱の策定などがなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案して都道府県こども計画の策定に努めることとされた。本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っているところ。

これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和6年度末までに次期計画の策定を行うもの。

2 計画期間等

- ・計画期間：令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)(5年間)

3 計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども政策を総合的かつ計画的に推進するための計画とし、「滋賀県基本構想」等、県の他の関連計画との整合性を図る。また、令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例に基づく計画とするほか、以下の関係法等に基づく計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

- ◆子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ◆子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法第10条に規定される「都道府県行動計画」
- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

追加◆こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」

追加◆成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

4 策定までの進め方

滋賀県子ども若者審議会からの答申を踏まえ、市町や子ども・若者の意見、県民政策コメントの結果を反映して計画を策定する。

5 策定スケジュール

令和6年(2024年)1月19日	第19回滋賀県子ども若者審議会
5月～7月	滋賀県子ども若者審議会各部会における分野別の検討
8月30日	第21回滋賀県子ども若者審議会
9月17日	県政経営会議(骨子案)
10月4日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
10月18日	第22回子ども若者審議会
11月20日	教育・子ども若者常任委員会(素案)
12月16日	教育・子ども若者常任委員会(原案)
12月17日～1月16日	県民政策コメント実施
令和7年(2025年)3月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)
	策定・公表

次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)について意見・情報の募集および市町等に意見照会を行った結果、合計62件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された御意見の内訳(件数)

項目	県民	市町
I 計画の策定	1	
II 子ども・若者を取り巻く主な現状	6	
III 基本理念	1	
IV 基本施策		
1 子どもの権利が守られる社会づくり	5	
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	6	
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	3	
4 社会的養育の推進	7	
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	3	
6 ひとり親家庭への支援の推進	1	
7 安心・安全な子育て環境の整備	6	1
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	5	
V 基本理念の実現に向けた大切な視点	8	
VI プランの推進	4	
数値目標	3	1
その他	1	

合計 62 件

3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

淡海子ども・若者プラン(原案)に対する意見			
番号	頁	行	意見等
I 計画の策定			
1	1	20	<p>本プランが、滋賀県の条例や構想の中でどのような位置づけにあるのかを文章ではわかりにくかったので、より明確にしたほうがよいと思います。上位計画は総合計画だと思いますが、下位計画はどれにあたるのか、関連計画は何でどのあたりのテーマが運動してくるのかなど。一目でわかるように図表で表現してはどうかと思います。</p>
<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 あわせて、図表については参考資料として追記を検討します。</p> <p>【修正前】 ②滋賀県基本構想をはじめとした、滋賀県が策定する他の計画等と整合した計画</p> <p>【修正後】 ②滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県保健医療計画、滋賀県教育振興基本計画等の各分野における計画等と整合した計画 (P1 22行目)</p>			
II 子ども・若者を取り巻く主な現状			
2	4	22	<p>子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。</p> <p>本計画の定義によると「若者」はおおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。</p>
<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正前】 ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。</p> <p>【修正後】 ・子どもの健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子どもを保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会を減らすことが必要です。 (P4 22行目)</p>			
3	18	7	<p>「子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう包括的性教育やプレコンセプションケア」としていることを評価するが、繰り返し出てくるプレコンセプションケアに比べて包括的性教育にふれる箇所がない。産む選択をした女性が何らかの理由で困難を抱えるという時の支援は必要であるが、子どもの時から、すべての女性（思春期の女の子も含め）が妊娠・出産を選択するように教育していくのは、身体を選択肢を決めるのは本人であるという人権保障の観点から不適切である。少子化対策という文脈で人権をないがしろにするのはいかがなものか。包括的性教育は、対等な人間関係、守るべき境界線などについて子ども自身が考え、気づき、できるようになるスキルを身につけるカリキュラムベースのものであり、このプランの趣旨にかなっている。「予期せぬ妊娠を避けること」とあるが、子どもはどこで妊娠に至る過程を学んでいるのか。現在、科学的根拠に基づいた性教育が実施されていない結果としての「予期せぬ妊娠」であり、思春期以降の男女の身体についてしっかり教育がなされるべきであり、そのような文脈で書かれるべき。</p>
<p>妊娠・出産に関する正しい知識を得た上で、産む・産まないを含めた人生のデザインを考えていく必要があると考えています。子どもを産むための教育と捉えられないように十分に配慮し取り組みを推進します。あわせて、御意見を踏まえ次の通り修正します。</p> <p>【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命（いのち）の安全教育 (P18 7行目)</p> <p>また「認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切に育てる心を育てる教育・保育の実践を推進します。」とあるように、各段階に応じて、人権や人間関係を学ぶ教育を推進していきます。 (P118 37行目)</p>			
4	18	7	<p>「包括的性教育やプレコンセプションケア」について取り上げられていることは評価するが、全体として包括的性教育に関する記述が少ない。子どもを含めたすべての人が人権をベースに人間関係や心理的安全性などについて学ぶためのカリキュラムとして位置付け、教育の充実を図るべきだと考える。</p>
<p>御意見を踏まえ、次の通り修正します。</p> <p>【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命（いのち）の安全教育 (P18 7行目)</p> <p>また、「認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切に育てる心を育てる教育・保育の実践を推進します。」とあるように、各段階に応じて、人権や人間関係を学ぶ教育を推進していきます。 (P118 37行目)</p>			
5	18	7	<p>「子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう包括的性教育やプレコンセプションケアに関する健康教育を行う」とありますが、「包括的性教育やプレコンセプションケアに関する健康教育」ではなく「いのちの安全教育」が適当ではないでしょうか？ 学校教育として教わる「いのちの安全教育」をしっかり推進することが重要であると考えます。また、「包括的性教育」は国会でもその後の指す中身がはっきりしないとされており、いまだ国民の内容理解・納得を得ているものではありません。同様に、p75の「思春期保健対策の充実」にも「いのちの安全教育」を入れてはいかがでしょうか？</p>
<p>御意見を踏まえ、次の通り修正します。</p> <p>【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命（いのち）の安全教育 (P18 7行目)</p> <p>あわせて、以下の通り追記します。 ○生命（いのち）の安全教育の推進 ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にすること」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組みます。 (P75 19行目)</p>			

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
6	18	7	<p>包括的性教育の導入は不適切です。学習指導要領にのっとった「性に関する指導」である必要がありません。たとえば、国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」では、「性教育」「包括的性教育」の文言は一つありません。国、文科省がすすめているのは「生命の安全教育」です。「生命の安全教育」＝「包括的性教育」ではありません。</p> <p>プレコンセプションケアとして、包括的性教育を導入のようですが、包括的性教育は、ライフ（人生）の一部分である性行為・生殖（中絶を含む）に偏っています。子供を育てる家庭の価値の高さ、子供をいっしょに育て、自分も親になって子供を前向きに育てる意識づけといった、家庭重視のライフプランを自治体にはリードしていただきたいです。</p> <p>また、包括的性教育は文化的な違いを考慮していません。キリスト教国、イスラム、仏教国。。さらに、宗派の違い（カソリックとプロテスタント）もあり、それぞれに性的規範も、家庭像も違います。わが国日本も、独自の文化・価値観を持っています。</p> <p>今後、様々な文化をもつ国から外国人が来る中、包括的性教育のために軋轢、摩擦が生まれることが予測されます。米国ではすでに、自治体 対 包括的性教育に反対する保護者との戦いになっています。</p> <p>包括的性教育は国際標準であるとのことですが、その国際—欧米諸国では、子供への包括的性教育を停止するところも出てきています。先行して包括的性教育が行われた国々で、子供間性暴力が増えた（性行為に興味をもったため）、性的にアクティブになった（性的なことは恥ずかしいことではないとの教えのため）などです。</p> <p>また、包括的性教育が、子供の性被害防止になるか否かは、おおいに異論があるところではあります。</p> <p>自治体がこれらの懸念点を検討せず、国とも足並みをそろえず、導入するのは問題があると考えます。</p> <p>包括的性教育の文言を紹介することなく、プレコンセプションケアのみのほうがよいのではないかと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の通り修正します。</p> <p>【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命（いのち）の安全教育 (P18 4行目)</p> <p>プランの推進にあたっては、家族は極めて重要な役割を担っているものと考えています。行政はもとより、家庭、学校・園、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくこと目指していきます。</p>
7	64	16	<p>「出生率」を課題視されており、p4の記載からも「少子化対策」としての一面が本計画にはあろうと考えます。</p> <p>しかしながら、少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しない（下記参議院質問主意書より）ことから、EBPMの観点からは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思います。</p>	<p>本計画では、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望をもつことができる社会の実現に向けた取組を推進することが必要であると考えています。(P64 4行目)</p> <p>また計画の推進にあたっては、PDC Aサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について点検評価を行い、その結果を広く県民に公表することとしています。(P137 13行目)</p>
III 基本理念				
8	68	2	<p>「基本理念の実現に向け～」とあるが、そもそも理念とは「掲げる」とか「基づいて」とつなげることはあっても、「実現」はあまり使わないのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画では「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」を基本理念として掲げ、その実現を目指す計画の推進に取り組むことから、原案の表現としています。</p>
IV 基本施策				
1 子どもの権利が守られる社会づくり				
9	69	2	<p>学校園では子どもの権利を尊重するための学習をこれまでもおこなってきています。これまでの子どもに関する取組と、今回の条例とをしっかりと関連付けて詳細な計画、予算案などが示されなければ、取組が形骸化してしまう、また現場任せになってしまうのではないかと。</p> <p>そもそも子どもの数が少ない。数としての力が弱い。その中で意見を伝えてよいと知っている子どもは更に少ない。子どもが多い頃は大きな声を出して自分たちの意見を言える子どもも比例して多かった。それでも子どもの声は伝わらないことが多かったのだから、子ども一人ひとりの権利の学習や権利意識の醸成に重点をおいてほしい。</p>	<p>子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進することとしています。(P69 8行目)</p>
10	69	4	<p>子どもを一人の人として意見をくみ取ることができる（都合よく子ども扱い、おとな扱い使い分けしない）おとな、子どもへのフィードバックやともに考えるためのコミッションナーのような存在が必要だと考える。</p>	<p>子どもの権利に関しては、教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施することで、子どもが意見を表明しやすい環境を整えてまいります。(P69 27行目)</p>
11	69	4	<p>子どもの権利というのは、人権のことだと思います。そうした場合、この計画において、男女差をなくす、という視点はありますが、性の多様性について配慮がないことは、LGBTQまたは、生物学的な性に違和感のある子どもを排除してしまう生きづらさを生んでいないでしょうか。どうか、子どもの性の多様性について配慮した計画にしてください。</p>	<p>本計画では、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの人権についての理解と認識を深めるための積極的な研修を、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して実施することとしています。(P69 8行目 27行目)</p> <p>なお、性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。</p>
12	69	4	<p>早い段階から継続的に、性的マイノリティ（多様性）についても教育すべきと考えます。</p>	<p>性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。</p>

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
13	69	4	<p>子どもの意見表明を行うことはとても難しいことです。なぜなら、子どもは、自分から声を出すことに慣れていないし、意見を上手く伝える能力も大人に比べれば低いからです。しかし、全ての子どもが、意見を持っています。このため、国は、子どもの意見表明を支援するアドボケイトの重要性を位置づけています。子どもの意見表明を支援することは、子どもの周りにいる人誰にでもできることであると共に、行政や学校に意見を伝えるためには、養成された子どもの意見表明支援者（アドボケイト）が必要です。</p> <p>そこで、アドボケイトを計画的に養成していくこと、子どもが望めば、意見表明支援を受けられるようにすることを計画に盛り込むべきです。</p> <p>指標として、養成されたアドボケイトの登録者または、アドボケイト養成講座の実施数を管理してください。</p> <p>また、子どものニーズや苦しさは、子どもの近くにいる学校の先生や、子どもを支援しているNPOの方が把握しています。子どもの意見を直接聴くことは難しいことなので、子どもの意見を代弁することができる学校の先生や、NPOの方の意見を施策に取り入れるように取り組んでください。</p>	<p>令和6年度中に制定予定の滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることに ついて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として尊重され、社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備に取り組んでまいります。(P69 33行目)</p> <p>施策の展開にあたっては、まずは子どもの意思をくみ取る取組が広がるよう、特に子どもと関わりのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていきたいと考えています。</p> <p>また、本計画に基づく事業の実施においては、子ども・若者の意見聴取にあたって考慮すべき事項を定めており、子ども・若者の声を踏まえた施策の展開に取り組んでまいります。(P130 8行目)</p>
2 子ども・若者の健全な育ちや希望を叶えるための取組				
14	71	14	<p>文化的な経験等は重要です。計画として、滋賀らしい、文化的な経験を子どもに提供することを具体化してほしい。</p> <p>指標として、高校生までに、オペラ、能、オーケストラ、プロスポーツ、近代美術等を観た人数や回数を目標とする。</p> <p>また、県や市町が所有する琵琶湖ホールや体育施設、美術館などで公演等を行う際に、マチネの設定、学生割引を推進すべき。</p>	<p>滋賀らしい文化的な経験をはじめとして、子ども・若者が年齢や発達程度に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験ができる機会づくりに取り組んでまいります。(P71 14行目、P73 8行目)</p> <p>いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。</p>
15	72	9	<p>子どもが多くの時間を過ごす学校の責務は大きい。にもかかわらず、学校園の多忙化は誰の目にも明らかで、子どもが安心して過ごせる場ではなくなくなってしまっている。教職員の人員増、学級の定数減などの教育環境の改革がなければ、絵に描いた餅となるのは明らか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「(2)「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実」に次の項目を追記します。</p> <p>エ 教職員を支え、教育力を高める</p> <p>○働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進</p> <p>・学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、教員の子どもの向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。(P76 1行目)</p>
16	73	22	<p>読書経験はとても重要だと思います。そのために、図書館を拠点として活動されることは素晴らしいと思います。この読書経験について、視覚障害者のための本が忘れられていないか心配です。視覚障害の子どものための本（音訳図書）を充実させてほしいと思います。また、外国にルーツのある子どものために、外国語の本ももっと図書館にある方がいいように思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「読書活動の推進」を以下の通り修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組めます。また図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を通じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。</p> <p>【修正後】</p> <p>・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組めます。</p> <p>・図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を実施するとともに、県立図書館において障害のある子どもの読書をささえる資料や外国語資料等の収集・提供に努め、全ての子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。</p> <p>(P73 29行目)</p>
17	75	10	<p>学校等における男女共同参画教育の推進について、学校が性別役割分担意識を隠れたカリキュラムという形で固定化していると言われていることを前提に、その解消について書いてほしい。また、男女共同参画という言い方ではなく、性の多様化をふまえてジェンダー平等と表現した方がいい。</p>	<p>本計画においては、学校等における男女共同参画教育の推進について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を、家庭、地域社会と協働し、推進することとしています。</p> <p>本項目は、男女の固定的な性別役割分担意識やそれを背景とした社会的慣習等により、男女がともに活躍できていない分野がある状況を踏まえて、教育を推進する必要があるとしており、ことから、「男女共同参画」という表現をしております。</p> <p>性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、男女共同参画を推進することはジェンダー平等社会の実現に寄与するものであることから、以下のとおり、修正いたします。</p> <p>【修正前】</p> <p>○学校等における男女共同参画教育の推進</p> <p>【修正後】</p> <p>○ジェンダー平等社会の実現に向けた学校等における男女共同参画教育の推進</p> <p>(P75 27行目)</p>

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
18	78	5	<p>○安心・安全なインターネット利用</p> <p>・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。</p> <p>本計画の定義によると「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正前】</p> <p>・子ども・若者をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。</p> <p>・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。</p> <p>【修正後】</p> <p>・子どもをインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。</p> <p>・子どもの性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。</p> <p>(P78 28行目)</p>
19	78	9	<p>子どもの性被害として、SNS上で、いじめ、性的写真の共有が問題になっています。中は、学校内で被害にあっているものもあります。</p> <p>予防策ばかりが記載されていますが、実際に被害にあっている人の被害回復（SNS上の情報削除など）についても、子どもや保護者を支援すべきです。</p>	<p>本県では、専門知識を持ち関係機関の連携や橋渡しを行う犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、一人ひとりの事情に応じた適切な支援を実施することとしており、御意見を踏まえ、引き続き、被害者支援を行ってまいります。</p>
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援				
20	79	2	<p>私自身、現在大津市で2歳の子どもを育てており、「4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施」とあるように、支援者の方の伴奏型の支援を受けながら、安心して子育てをすることができております。</p> <p>一方で、「3 きめ細やかな対応が必要な子ども・若者への支援」の事業目標の内容には、困難な状況(不登校、引きこもり等)にある子どもたちへの直接的な支援、また家庭への支援が手薄になっているのではと感じます。</p> <p>昨年度からご縁があり、不登校や引きこもりの子どもや若者、保護者の方々の居場所づくりのお手伝いをさせていただいております。</p> <p>どのご家庭、どのお子さんも様々な事情を抱えて悩んでおられます。</p> <p>期限付きの支援ではなく、民間団体やフリースクールへの継続的な支援に関する事業目標を盛り込んでいただくことを強く希望します。</p>	<p>きめ細やかな対応が必要な子ども・若者への支援に関しては、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援に取り組んでまいります。(P79 4行目)</p> <p>いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。</p>
21	81	4	<p>ヤングケアラーは、客観的な状況ですが、全ての子どもが親などのケアを好いてやっている訳ではなく、強いられたケアは、客観的には、児童への虐待状態であるとの見方もできることに留意して、研修や支援をして欲しいと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
22	81	28	<p>性暴力は、性的同意に対する認知の歪みが原因の一つと言われます。</p> <p>このため、性被害や性加害を生まないために、性教育が重要です。性教育でもっとも大事なことは、性的同意の権利(望まない性的接触を拒む権利)があるということです。</p> <p>性教育として、健康な子供を産むためにはプレコンも大事ですが、性暴力、望まない妊娠や中絶を避けるためには、性的合意を早期に教育すべきであることを検討してください。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の項目を追記します。</p> <p>○生命(いのち)の安全教育の推進</p> <p>・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命(いのち)を大切にすること」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組めます。</p> <p>(P75 19行目)</p>
4 社会的養育の推進				
23	84	1	<p>「社会的養育の推進」は、「社会的養育の推進」とすべきだと思います。</p> <p>平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」に基づいて全国的に策定された都道府県社会的養育推進計画に基づいた取り組みが行われており、令和7年1月にこども家庭庁支援局家庭福祉課発出の通知も、「社会的養育の推進に向けて」となっています。</p>	<p>当該項目には、社会的養育を必要とする子どもやその保護者への支援等だけでなく、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための取組等についても記載していることから、御意見を踏まえ、「社会的養育の推進」を「社会的養育の推進」に修正いたします。</p> <p>【参考】</p> <p>・社会的養育</p> <p>保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指す。</p> <p>・社会的養育</p> <p>社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養育」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含む。</p>

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
24	87	17	一時保護等の措置等にあたっては、「子ども自身が権利の主体者であることを知り」をつけ加える方が、これまで大人との力の関係で言えなかったとも言える環境にすると理解できていい。意見表明支援員の役割を書く。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 【修正前】 ・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際における子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 【修正後】 ・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の主体者であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 (P. 87 29行目) 【修正前】 ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 【修正後】 ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会の委員が意見表明等支援員(注)として、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 (P. 88 34行目) (注)【意見表明等支援員】児童の福祉に関し知識又は経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。
25	87	17	一時保護については、司法審査が予定されており、早期に、子どもの意見意向を聴取することが求められています。子どもが自分で意見形成、意見表明を行うためには、子どもアドボケイトによる意見表明支援を受けられることが必要です。滋賀県は、議会において、子どもアドボケイトの養成プログラムが国から公表されれば、その養成を行う旨の答弁をしてきました。意見表明や権利擁護を実現できる環境整備として、具体的に子どもアドボケイトの養成と提供を計画に盛り込むべきです。	本県では、弁護士や臨床心理士等の専門職で構成する滋賀県子ども若者審議会子どもの権利擁護部会の委員が、第三者的な立場として、定期的に児童養護施設等を訪問し、子どもの意見等を聴く「意見表明等支援員」の役割を担っているところです。引き続き、子どもが自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みについて検討を進めます。
26	87	17	家庭養育優先原則とは、里親・ファミリーホームへの委託であり、家庭的な施設ではないことを明記されている点は、国の方針、子どもの権利擁護の方向性として正しいと思います。滋賀県では、里親支援センターの受託を施設運営者がしています。このため、受託先は、里親委託を推進すれば、自分たちが運営する施設入所児童が減少するという利益相反の状況があります。すなわち、里親支援センターが、自分たちが運営する施設入所を優先すると、家庭養育優先原則に反することになってしまいます。滋賀県の里親委託が進まないのは、このような構造的な問題が関係していると思われる。したがって、そのような利益相反が起こる団体に里親支援センターを随意委託することを止めることを計画に盛り込むべきです。現状では、施設運営実績のある里親支援センターが、里親養成や普及を行うことはノウハウもあるので、いいですが、里親の適正を審査したり、子どもと里親をマッチングさせる機能を持たせることは、止めるべきだと思います(マッチングできなければ、施設入所者が増える)。少なくとも、里親たちと対等な関係を構築するよう留意させるべきです。また、児相が、里親支援センターが運営している施設への入所措置を行う場合には、里親委託が困難な事情のある子どもに限定するような基準を設けるべきです。指標として、里親委託件数、里親登録の更新をやめた理由、各児相・里親支援センター毎の里親委託率、里親支援センターを受託している施設に措置された子どもが、家庭養育優先原則に反していない事情、里親委託センターが行ったマッチング数と里親委託が成立しなかった理由、里親登録者から里親委託センターへの運営改善意見とその改善について検証すべきです。	平成28年改正児童福祉法において示された「家庭養育優先原則」を踏まえ、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するとともに、家庭における養育が困難、または適当でない場合は里親等への委託、さらに、より専門的なケア等が必要とする場合は、施設での養育といった役割分担のもと子どもの支援を行っているところです。こうした役割分担を踏まえ、児童養護施設においては、入所機能だけでなく、相談対応や通所機能、在宅支援や里親支援機能を付加するなど、地域の子育て支援機関としての役割を果たす多機能化の取組が進められています。また、里親登録にあたっての適性の審査については県で行っており、里親等への委託の決定に当たっては、子ども家庭相談センター(児童相談所)において、子どもや家庭の状況等を考慮しており、その過程で委託が困難な事情等について検証を行っています。引き続き、上記の役割分担のもと、子どもの思いや家庭等の状況等を考慮し、里親等への委託を必要とする子どもが里親等のもとで暮らせるよう、里親への包括的な支援を行い、継続的に質の高い里親養育支援を進めてまいります。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
27	87	17	<p>一時保護における安全確保について 残念ながら、一部の一時保護所内の環境は、男女別処遇があまりないところ、加害的な子どもと、被害的な子どもと一緒にいることもあります。そのような施設を利用することは、子どもにとって安全ではありません。 早期に里親、施設や病院など安全を確保できるところで一時保護するようにすべきです。 滋賀県内の一時保護所では、職員や子ども同士の不適切な接触が起きてきました。 施設内の性暴力やハラスメントが起きないような対策をすべきです。特に、児相の長には、職員の適切な研修、採用、運用について責任を課すべきです。特に、夜間勤務者には、児童との接触に関する厳格な規則を課した上で、その厳格な運営を求めべきです。また、防犯カメラを設置するなど安全対策すべきです。 国は、一時保護所、児童相談所に対する第三者審査を求めています。滋賀県でも、一時保護所、児童相談所が増加するとともに、子どもの意見の尊重のために、組織の変革が求められています。第三者による審査が不要なほどよい運営がされているとは思われません。</p>	<p>これまでから、一時保護施設に入所する子どもの安全確保のため、居室の個室化など必要な対応を行っているところで、引き続き、国の「一時保護ガイドライン」や令和6年度中に制定予定の「一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の内容も踏まえ、一時保護施設に入所する子どもが、安全、安心に生活できるよう取組を進めてまいります。</p>
28	87	17	<p>子どもの意見表明のためには、子どもアドボケイトが必要と考えます。子どもの声を聴くためには、信頼関係が必要であり、措置権限を有している行政職員が意見表明を支援することは困難であり、独立アドボケイトが必要であるとして、国もその養成プログラムを公表しています。若者審議会の子どもの権利擁護部会による子どもの声を定期的に聴くというのは、これまで1年か2年に1度であり、全ての子どもが意見を表明する機会が与えられていません。子どもの意見表明を支援するのであれば、少なくとも、司法審査を受ける一時保護の子どもには、養成された子どもアドボケイトに意見表明支援を受けることができる体制を検討するだけでなく、実施できるようにすべきです。</p>	<p>子どもの意見聴取にあたっては、弁護士や臨床心理士等の専門職から構成される滋賀県子ども若者審議会子どもの権利擁護部会委員による児童養護施設等への定期的な訪問のほか、子どもからの求めに応じて声を聴く取組を行っているところです。今後、社会的養護のもとで生活する子どもが、自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みづくりについて検討を進めてまいります。</p>
29	89	12	<p>「親子関係の再構築支援」とあるが、親との関係修復が最終ゴールでいいのか。毒親、毒母という言葉が一時期、心理学分野で取りざたされたが、親子関係は密であるからこそ当事者の苦しみや傷が消せないものとして残っているケースがある。個別に対応するべきものなのに、安易に最終ゴールを設定するのは不適切。</p>	<p>○御意見を踏まえ、注釈として「親子関係の再構築支援」の説明を追加するとともに、本文を以下のとおり修正いたします。</p> <p>（親子関係の再構築支援） 子どもと親が肯定的なつながりを築くため、虐待などの問題を抱えた家庭の親子関係の修復や再構築を支援すること。親子分離等によって離れて生活する親子を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、一定の距離を保って交流を続けながらお互いを受け入れ、認め合う関係の構築や、ともに暮らす親子を対象とした虐待リスクの軽減、予防のための支援も含まれる。また、親子の交流が望ましくない、あるいは交流がない家庭におけるきょうだいや親族等との関係構築の支援も含まれる。</p> <p>【修正前】 ・施設への入所や里親等への委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。</p> <p>【修正後】 ・子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。 (P89 15行目)</p>
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進				
30	92	1	<p>低所得者や生活保護受給者(県民税を負担していない世帯)への手厚い支援や給付の事業が非常に目立ちますが、納税者に還元する政策がないと少子化の対策になりません。 このプランの施策のように、低所得者や生活保護受給者ばかり育児や学業支援を行うのではなく、子育て世帯に一律の支援をしないと、低所得者や生活保護受給者(県民税を負担していない世帯)だけが2人、3人と子育てができる滋賀県になってしまいます。 現状、低所得者や生活保護受給者は、労働時間が少ない傾向にあり、子どもと過ごす時間も多く取ることが出来ています。にも関わらず、さらにその世帯へ育児、学業支援を行い、一方で仕事をし納税している子育て世帯は支援の対象外としてしまうと、納税者世帯は子どもと過ごす時間を取ることができず、低所得者や生活保護受給者世帯の子どもとの体験格差、また滋賀県が勤めている自然との触れ合いの格差も生まれてしまいます。 このプランは、働く子育て世代が、低所得者や生活保護世帯の子どもを養う構図になっています。 その上、低所得者や生活保護世帯は多児を持つことができ、一方で働く子育て世帯は少子化になる滋賀県を作り出しています。 プラン作成を根拠から見直し、働いて納税している世帯も欲しい人数だけの子どもを持つことができ、子どもと過ごす時間を作ることができる内容にしたいです。</p>	<p>生活困窮世帯やひとり親家庭等への支援だけでなく、3歳以上児を中心とした幼児教育・保育の無償化や子ども医療費の負担軽減に係る取組等、様々な支援に取り組むこととしています。 (P85 2行目) また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりに取り組むほか、子ども・若者の年齢や発達に合わせた多様な遊びや体験の機会づくりに取り組むこととしています。(P124 5行目、P71 5行目)</p>
31	92	28	<p>義務教育段階の就学支援の充実について、就学支援が必要な児童生徒はすべての学校にいるという前提で、「課題を抱える学校」「要請に応じて」ではなく、すべての学校にスクールソーシャルワーカーを配置することはできないのか。</p>	<p>現在は一部の学校にスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、配置校以外の学校についても、同一市町内での訪問を可能とし、より多くの学校を支援する体制としています。今後も不安や悩みを抱える児童生徒にしっかりと寄り添えるよう、スクールソーシャルワーカーの拡充に努めてまいります。</p>

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
32	92	1	<p>子どもの貧困について、経済的な相対的貧困というだけではなく、社会生活を営む上で困難な状況にあること、という剥夺概念(タウゼント)として指摘されていることはとても重要なことだと思います。</p> <p>そうした場合、子どもが学校生活で相対的な剥夺な状態を是正する取組みが求められます。すなわち、国も、貧困問題に対して、学校が取り組むことを求めています。</p> <p>教育機会を家庭の貧困(ヤングケアラーなど複合的な問題があることが指摘されています)のために損なわない取り組みとして、学校に、共用の備品や衛生用品を備える取り組みがあります。従来からある教材の無償化(低額支給)や給食や生理用品はその一つであるが、すべてではないです。小中学校においては忘れ物の要因として、家庭の貧困があると指摘されています。立命館大学の柏木智子教授が提唱しているように、学校に、共用の学用品や備品を備えることを推進すべきである。</p> <p>子どもの貧困についても学校で教えるべきです。</p> <p>子どもが子どもの権利を学ぶときに、自分や自分たちの周りの子どもの貧困の問題に直面することになります。学校は、子どもの権利を教えるときには、子どもの相対的搾取の問題と、それをどうやって学校で、民主的に解決していくか(例えば、県に政策意見の表明することもあると思います)まで教えることで、子どもの自己肯定感が向上するという研究もあります。</p> <p>次に、家庭の貧困の帰結として低学力、高校中退の問題があります。</p> <p>滋賀県では、低学力層の多くが、定時制高校や通信制高校に進学しますが、その数が少ないため、長距離通学を強いられています。貧困対策や退学率を下げるために、通学費負担額に月3000円くらいの上限を設けて、それ以上についてはクーポンを配布するなどの対応が有効だと思われます。</p> <p>県立の定時制高校、通信制高校の指導が過度に厳しいために、退学率が高い高校があります。高校の指導に問題や課題がないか、調査すべきです。</p>	<p>子どもの貧困に関しては、学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ることとしています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P92 6行目)</p> <p>高校の中途退学に関しては、その要因は様々であることから、それぞれの要因や背景に応じた対応を推進しています。中途退学の防止に向けて、基本的な対応(アセスメントとプランニング)の実施とともに、生徒の細やかな変化に気づける生徒指導体制づくりを継続して進めてまいります。</p>
6 ひとり親家庭への支援の推進				
33	103	32	<p>養育費確保のための支援について。話し合いがスムーズなケースばかりではないため、本人同士の取り決めを代替する役割を県や市が担うべきではないか。明石市のたて替え制度のように。</p>	<p>滋賀県では養育費の確保に向けた取組を進めていく方針であり、いただいた御意見については、国や他府県の動向も踏まえて、今後の施策等の検討にあたっての参考とさせていただきます。(P103 32行目)</p>
7 安心・安全な子育て環境の整備				
34	106	34	<p>「国制度を拡充し」との表現が分かりにくい。県独自の制度であることが分かるようにした方がよいのでは。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします</p> <p>【修正前】 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。</p> <p>【修正後】 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、県独自の制度として、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。 (P106 33行目)</p>
35	110	20	<p>小児専門の病院もかなり少なく、子供の病院の予約も困難な為、本当に暮らしやすい街作りを進めて欲しい。</p>	<p>子どもが安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機関等との連携の下、小児科医をはじめとする地域医療体制の維持に必要な医師の確保に取り組んでまいります。(P110 14行目)</p> <p>また、休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行うなど、適切に医療機関を受診できるよう支援を行ってまいります。(P111 31行目)</p>
36	110	20	<p>子どもの健康・保健に関連する箇所(安心・安全な子育て環境の整備など)には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが子どものいる場所(特に家庭内など、また利用施設や屋外でも)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。</p> <p>(子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です)</p> <p>※貴県は禁煙推進や受動喫煙防止に力を入れており、健康寿命などの上位県ではありますが、子どもたちを受動喫煙の危害から守るために、本計画にもその重要性を入れ込むことを希望し、念のために追記いたします。</p> <p>(1) 子ども(胎児を含め)のいる場所や傍での喫煙(加熱式タバコを含め)は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています(既に多くのエビデンスの集積がある)。</p> <p>(2) 子どもたち(の多く)はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができず、子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p>	<p>本県は「健康いきいき21-健康しが推進プラン(第3次)」に基づき、受動喫煙防止対策などの県民の健康づくりに取り組んでいるところであり、御意見をふまえ、「ウ 子どもの健康・医療の充実」に以下の項目を追記します。</p> <p>○受動喫煙防止のための環境づくり ・子どもの安全と健康を守る観点から、学校や市町と連携し、家庭での受動喫煙防止の普及啓発を行うとともに、地域においてもたばこの煙から子どもを守る県民運動として受動喫煙防止対策を展開します。 (P111 21行目)</p>

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
			<p>※内閣府が2022年に行った「タバコ対策に関する世論調査」でも、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は35.9%でした。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。</p> <p>(3) 都道府県や市の受動喫煙防止条例で規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。</p> <p>(4) 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはでしょうか。 ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス(パレニクリン)の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。</p>	
37	111	23	学校への負荷を減らす意味でも、フッ化物洗口の実施は、医療機関で希望者がするべき。	学校で行うフッ化物洗口は週1回法であり、毎週継続的に行うことでむし歯を予防します。このため、毎回医療機関で行うのではなく、認定子ども園、保育所、幼稚園、学校においては、子どもたちの生活環境に組み入れて実施することが現実的かつ効果的と考えます。(P111 30行目)
38	111	23	歯科保健対策でフッ化物洗口の実施とありますが、安全が確保できないものを子どもたちに公に実施することに不安を抱きます。すでに実施している市町もありますが、効果が出ていないところが多いのになぜ費用をかけるのか。費用対効果が高いという根拠がどこから出ましたか?安全面、経済的にも考え直していただきたいです。	フッ化物洗口を含め、フッ化物を用いたむし歯予防は、有効性、安全性および高い費用対効果等の観点から、世界保健機関(WHO)をはじめ、厚生労働省、様々な歯科保健関係学会により推奨されています。本県においても、小学校の6年間、フッ化物洗口を実施した12歳児と実施していない12歳児との間のむし歯発生状況に違いを確認しており、むし歯予防効果があると考えています。(P111 30行目)
39	112	36	「家庭の教育力の向上に向けた職場づくり」とは、保護者に子どもを教育する力が足りないという意味に読みとれる。	御指摘いただいた点については、保護者に子どもを教育する力が足りないことを指摘するものではなく、すべての子育て家庭について子育ての不安や負担感の解消を図るために、様々な主体が子育てにともに関わり、支える地域づくりが必要であることから、企業においても職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組が必要と考えます。(P112 23行目、P113 6行目)
40	113	4	若者、子供が遊べるセンスの良い場所がもっと欲しい。もっと鮮度の高いファッションに触れられる場所と子供が遊べるエリアが併設しているモールやショッピングセンターが欲しい。(京都や大阪まで出向かずとも子連れでも行きやすい場所)今は草津イオンに集約されてしまっていて、お出かけについての選択余地が少なく、子供にとってももっと魅力ある場所、イベントなどを開催する場所を作りたい。 また、南草津駅西口エリアの再開発において、カフェスペースやパン屋、本屋など、子連れが安心して利用出来る施設をもっと増やして欲しい。	子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、子育てにやさしい環境を整備することとしています。(P121 26行目) また、子どもが多様な遊びや体験の機会が確保できるための取組や、子どもをはじめ誰にでも優しく利用しやすい公園づくり等の取組を推進することとしています。(P113 19行目)
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備				
41	126	24	大人の発達障害をまず認知してほしい。 子供や若者よりもそれを育てる大人が間違っていて意味がない。 子供や若者の可能性を潰しているのは親や大人。	本計画においては、地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな育ちや子どもの学びの充実を図ってまいります。(P127 24行目)
42	128	10	特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築について。交流など、障害を理由に別学体制をとっている現状を追認していて、「障害のない友だちと学びたかった」「自分も高校でいろいろな体験をしたかった」という当事者の希望に沿った提示ではない。矢面に立たされる保護者が最終的に特別支援学校などを進路として選択すれば、子どもは従わざるをえない。意見表明の権利があると知り意見表明する、当事者のエンパワメントが可能な環境をまず整えるべきである。	本計画においては、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めることとしています。(P129 10行目) 子どもの意見表明に関しては、本計画の基本施策として「子どもの権利が守られる社会づくり」を新設して取り組むこととしており、子どもの権利に関する周知啓発や子どもが自由に意見を表明できる環境の整備を図ってまいります。(P69 2行目)
43	128	10	特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進で、インクルーシブの意味を間違っておられませんか。特別支援学校や高等養護学校はインクルーシブ教育ではなく分離教育です。例えば大阪は特別支援学級でなく交流学級に在籍、そこで学びその支援のために教員がつかいます。その姿を見て周りの子どもたちは学び、やがて社会に出た時にもより理解者、支援者となります。障害をもった子たちのために、だけでなく子どもたちみんなのためにと考えれば、ともに過ごす、学ぶことの大切さはおのずと見えてくるはずです。	本計画においては、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めることとしています。(P129 10行目)
44	128	35	外国につながる子ども等への支援では、朝鮮学校など外国人学校に通う子どもへの支援が抜けているので、つけ加えるべき。	外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこととしています。(P130 21行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
45	128	35	外国につながりをもつ子ども等への支援で、日本の学校に在籍している子どもたちだけでなく、外国人学校に通う子どもたちへの支援についての記述がありません。滋賀に住む子供たちはどの国籍の子どもであっても、やがて滋賀ではたらくなかまとなります。細やかな支援が届くような対策をお願いします。	外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこととしています。(P130 21行目)
V 基本理念の実現に向けた大切な視点				
46	130	2	「こども」「若者」といえば、安心安全な子育て、教育環境の充実、育成、不登校、虐待、貧困などあらゆるテーマが絡んでくるため、データ収集と方針決定にはかなり苦慮されたのではと感じました。 また、本プランは、こども若者が対象なので、当然、子供たちが本プランを知っておく必要があります。(大人だけで構想をたてて勝手にやるのは、これまでの行政のやり方なので。)また、周知することで親にも伝わり、より指標到達につながると考えます。よって、こどもたちにはわかりやすく、本プランを漫画にした小冊子を配るなどをしてはどうでしょうか。	本計画の策定に当たっては、やさしい言葉遣いやイラストなどを用いた子ども向け資料を作成し、当事者である子どもにも周知のうえ意見聴取を行いました。 また、本計画において子ども・若者施策を展開するに当たっては、当事者である子ども・若者の意見を聴取・応答・反映することとしています。(P131 11行目) 子どもにわかりやすい資料の作成については、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
47	130	2	こども・若者の意見聴取について、貴県の他県にない丁寧な記載に感服いたしました。 以下、現行記載と重なる点もありますが、数点意見いたします。 こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意」と記載されたことを強く強く支持いたします。 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、例えば同案第二章への意見に対し、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様なこども・若者から参加してもらえよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメントでも、こども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。 具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられますが、是非とも他県にも波及させていただけるような取組となるよう、勝手ながら期待いたします。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
48	130	2	こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見を聞くに当たって活用・連携する外部人材・団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？ 世上には多様な識者・民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない識者・団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に広く情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。	施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力することが必要と考えております。外部人材等の活用・連携に関しては、いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P135 10行目)
49	131	留意事項	自治体の責務として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはいかがでしょうか？ 留意事項には「保護者」の影響のみ記載されていますが、それだけでは不足があると考えます。 こども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがありますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。例えば、こども家庭庁「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」では、意見発信をサポートする民間団体の事例として「●●の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようかというのを全部サポート」「何回も何回もやって(略)しっかり準備」と、意見発信をするこども・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、こども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消えません。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 (修正前) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (修正後) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者等の大人の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (P132 留意事項)
50	131	4	意見を聴く工夫として「思いを汲み取る姿勢を持つ」とあるが、汲み取る人の思いが反映される可能性が否めない。言葉にできない思いを意見として形成することができるように支援する大人の役割が必要。子どもの権利の熟知や傾聴のスキルが備わっているなど専門性が重要だと考える。思いを汲み取る姿勢を持てばいいという認識は間違っているため、変えるべき。	子どもの意見を聴取する際には、大人の役割は子ども・若者の意見表明のサポートであることを認識することとしています。子どもの意思をくみ取る取組が広まるよう、特に子どもと関わりのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていきたいと考えています。(P132 ②)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
51	131	12	「意見を表明する選択肢を用意する」の「選択肢」を「多様な手段」に変えてはいかがでしょうか？ その後の文章を読めば意見表面の手段の選択肢を用意することであることは読み取れますが、「選択肢」の言葉だけが独り歩きして「三択問題」のような選択式の質問から選ばせるようなことを想起される懸念もあります。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 【修正前】 ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるような選択肢を用意します。 【修正後】 ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう多様な手段を用意します。 (P132 ②)
52	132	2	子ども・若者の意見の政策反映について、子ども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けられるような記述をしないよう求めます。 例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。基の趣旨に添って、子ども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいをお願いします。	子どもの意見聴取に関して、子どもは家庭、学校、地域等において、自身に関わることに對して自由に意見を表明できるよう取組を進めることとしています。 (P69 33行目)
53	132	2	子ども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょうか？ 意見を発した子ども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があろうと思えます。	子ども・若者の意見聴取に当たっては、意見を受けとめたことを子ども・若者に伝え、聴いた意見がどのように扱われたのか説明するよう取り組むこととしています。 (P133 ③)
VI プランの推進				
54	134	7	自治体の責務として、「様々な活動に当たって連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？ 世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。本計画内容とも近い若年被害女性支援事業では東京都にて住民監査が認容され、複数の住民訴訟が提起されて注目されており、自治体と民間団体との協働を起点として起きたこのような混乱は、何よりも被支援者のためになりません。	施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力することが必要と考えております。外部団体等との連携に関しては、いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 (P135 10行目)
55	135	13	幼稚園や地域の役割と同様に、「学校の役割」の中に、「虐待」「いじめ」の早期発見や未然防止があってもよいと感じます。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 【修正前】 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、子どもの年齢および発達段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。 【修正後】 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、子どもの年齢および発達段階に応じ、いじめや虐待をはじめ、一人ひとりが抱える様々な困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。 (P136 14行目)
56	136	23	本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望みます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けねばなりません。	計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けることとしています。また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進してまいります。 (P138 12行目)
57	137	12	PDCAサイクルにおいて、Checkの部分、「評価」ですが、H22年に策定して、これまで5年を3回継続してきたわけですが、「施策や支援のどのようなものが有効に働き、指標を達成できたのか」また、逆もあると思いますが、効果があったもの、なかったものを評価し、次の施策に活かすと思いますので、そのあたりの考察がほしかったです。	現行の淡海子ども・若者プランにおいてもPDCAサイクルにより施策を実施することとし、毎年度、数値目標の達成状況等について評価を行っており、今回の計画改定にあたっては、これまでの評価を踏まえて検討を行っています。次期計画においても継続してPDCAサイクルにより点検評価・進捗管理を実施することとしています。 (P138 12行目)
数値目標				
58	138		政策目標、事業目標に具体的な数字や目指すべき水準が書かれておらず、何をどこまでどうしようとしているのかわからない計画だと思われたので、しっかりと書くべき。	政策目標のほか、参考として定める事業目標について、具体的な数値を設定し、進捗管理を行ってまいります。 (P139)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
59	138		「子どもを生き育てる環境が整っていると感じる人の割合」という目標項目があるが、そのように感じる人の割合では客観的な到達水準が不明確。そうしたのではなく、出生率など客観的な指標を目標として設定すべき。	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進行管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。(P139)
60	138		各基本施策における政策目標>7 安心・安全な子育て環境の整備>指標：保育所等待機児童数 待機児童の捉え方（待機児童の数え方）が自治体によって異なるため、保育所等に入所できない児童（一部自治体で潜在的待機児童、保留児童と言われるもの）の総数も指標にした方が、実際の保育ニーズにどれだけ対応できているか明確になる。なお、市町計画においては「待機児童数」のみを指標としても問題はない。県計画にのみ「保留児童数」を指標として設定する。	待機児童は、こども家庭庁が実施する「保育所等利用待機児童数調査」に基づき、各全ての市町村で同じ定義のもと調査されているものであり、原案どおりとします。(P139)
61	138		「きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援」に掲げた施策と、政策目標の繋がりがありません。学校で、子どもの貧困を教え、子どもがそれを知ることが指標とすべきです。子どもは自分たちの問題を知り、取り組むことで自己肯定感が向上します。そして、学校を貧困問題に取り組むべきだと位置づけることで、政策目標と架橋できると思います。	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進行管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P137 12行目)
その他				
62	概要版		10枚にまとめられていますが、1枚あたりの文字数が多く、かつ文字間の隙間もあまりないため、要旨や全体像がつかみにくかったという印象を受けました。図などを使って、よりコンパクトにまとめるとよいと思います。	概要版の資料については、計画全体の構成や各基本施策における取組の概要を最小限の分量で伝えるために現在の構成としていますが、分かりやすい資料の作成については、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。

※頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)に沿っています。

4 子どもへの意見聴取の実施結果について

県民政策コメントの実施と併せて、県内の子どもへ「滋賀県子ども基本条例案」および次期「淡海子ども・若者プラン」についてのWEBアンケートを実施しました。子ども向けの資料を作成し、学校等を通じて周知した結果、合計1,372件の意見・情報が寄せられました。これらの主な意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、寄せられた子どもからの意見・情報に対する子どもへのフィードバックは、別途子ども向けの資料を作成し、「滋賀県子ども基本条例案」と併せて公表する予定です。

- 実施期間 令和6年11月21日（木）～令和6年12月20日（金）
- 対象者 県内の小学1年生～高校3年生
- 調査方法 県立高校や中学校、特別支援学校、私立学校、滋賀大学附属学校、各市町教育委員会を通じて子どもへの周知を依頼したほか、学校経由で届けづらい子どもについては各支援団体等に個別に周知を依頼
- 質問項目
 - ①条例について（自由記述）
 - ②プランについて（自由記述）
 - ③条例やプランの全体について（自由記述）

	プラン全体に関する意見	子どもの権利・意見聴取に関する意見	子どもの健やかな育ちに関する意見	困難な状況にある子どもへの支援に関する意見	若者施策に関する意見	資料に関する意見	わからない	特になし	合計
小学校低学年	11	0	4	0	0	0	4	28	47
小学校高学年	58	9	16	19	1	15	7	166	291
中学生	40	14	27	19	1	7	1	190	299
高校生	56	8	9	21	2	5	5	629	735
合計	165	31	56	59	4	27	17	1,013	1,372

主な意見等（概要）		意見等に関する考え方
○プラン全体に関する意見		
1	「笑顔で幸せに暮らせる滋賀」という言葉が最も印象に残っています。	子ども・若者を対象としたアンケートでも、「どのようなときに幸せを感じますか」という質問に対して、「笑顔」に関する回答が多くあったため反映しています。(P68 2行目)
2	守ることや支えること、応援することについて書いてありましたが、これに付け加えて、自分たちだけでもできるようなものをつづらせてあげるといいと思う。	子ども・若者の多様な遊びや体験の機会をつくり、主体的な活動ができるよう、取り組んでいきます。(P71 2行目)
3	令和11年までこの内容だけをやるのではなくて、状況を見てプランを修正していくことが必要だと思います。	プランは毎年度、取組の状況を点検・評価し、必要に応じて見直しをしながら推進していきます。(P138 12行目)
○子どもの権利・意見聴取に関する意見		
4	大人だけではなく、子供の意見を大切にできて良かった。	子どもや大人が互いに意見を交わし、相手の立場を尊重して話し合いができる機会を、いろいろな子どもの居場所で積み重ねられるよう取り組みます。(P70 2行目)
5	子どもは未熟で支えられる側だけど、1人の人としてしっかり尊重しようとしているのが感じ取れて良かった。	子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会を目指します。(P69 7行目)
6	何かあったときに権利が守られるのはよいことだと思う。	滋賀県子どもの権利委員会を設置し、子どもの権利侵害に対する速やかな救済と回復を図ります。(P70 6行目)
○子どもの健やかな育ちに関する意見		
	子どもが楽しく遊べる場所をもっと増やしてほしい。	御意見を踏まえて「ア 多様な遊びや体験の機会の確保」の項目に以下のとおり追記します。 ○公園の魅力向上に係る取組の推進 ・子どもをはじめ誰にでも優しく、利用しやすい公園づくりや、豊かな自然に恵まれた滋賀県でしか体験できないアクティビティや文化・芸術の鑑賞、イベントの充実等の取組を推進します。(P71 24行目)

	主な意見等（概要）	意見等に関する考え方
7		あわせて、以下の通り修正します。 【修正前】 自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びの環境や機会の充実に努めます。 【修正後】 自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びの環境や機会の充実に努めるとともに、様々な体験プログラムを総合的に発信・提供していきます。 (P71 21行目)
8	子供が安全にのびのびと過ごす、成長することが一番大事だと思う。	子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成長するための環境を整備します。(P78 7行目)
9	教育の面をもっと支えていくことで、子供も安心して、学習することができると思う。	子どもたちの学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、各学校においては、一人ひとりに寄り添った教育を進めます。(P72 18行目)
○困難な状況にある子どもへの支援に関する意見		
10	虐待をなくしたり、つらい状況にある子供たちが守られることでより暮らしやすい地域ができるのでいいと思う。	社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの理解を深め、児童虐待の防止の取組を進めていきます。(P84 5行目)
11	近年はヤングケアラーの問題が深刻化しているのでこの問題の対策も入れてほしいです。	ヤングケアラーを早期に把握し、支援につなげるための取組や、相談体制や支援の充実等の取組を進めます。(P81 7行目)
12	ひとり親の家庭を支援するプランはいいと思う。奨学金制度があるとはいえ、安心できるものではない。お金の話を親はしてくれないので余計に不安。	ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金の貸付等の経済的支援により、教育環境の充実に取り組みます。(P102 32行目)
13	お金や家庭事情で満足な教育が受けられなかったり、夢をあきらめないとけなかつたりする子供もいる。サポートによって友達と同じことができない子供が減るのはとてもいいと思います。	学校を子どもの貧困対策の拠点として位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口として福祉的な支援につながるよう取り組みます。(P92 6行目)
○若者施策に関する意見		
14	子どもだけでなく、若者も対象にしているのがよいと思った。	若者のニーズを踏まえ、その希望を叶えるための取組を進めていきます。(P77 7行目)

※ 取りまとめに当たっては、似ている意見を集め、趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。



淡海子ども・若者プラン

～子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀を目指して～



I 計画の策定について

1 プラン次期計画策定の趣旨

- ・本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ててほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間の計画期間として事業を実施しています。
- ・国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行等のほか、12月にはこども大綱の策定がなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案した都道府県こども計画の策定が努力義務とされました。
- ・本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っています。
- ・これらの状況をふまえ、新たな計画の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

- 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画です。
- 「滋賀県基本構想」等、県の関係計画との整合性を図ります。
- 令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例に基づく計画として策定します。
- 次の7つの法律等に基づく計画に位置づけます。
 - ・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
 - ・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
 - ・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 - ・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
 - ・「都道府県子どもの貧困対策計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
 - ・「都道府県こども計画」(こども基本法)
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

3 計画期間 5年 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

4 「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。(個別の規定がある場合は各法令等の規定による)

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないうち配慮します。

II 子ども・若者を取り巻く主な現状

<子どもの権利が守られる社会づくり>⇒子どもの意見を聴くことが重要であると認識されている。

- 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできること
(県) R5 子どもの意見を聴く・尊重する：39.6% (滋賀県子ども基本条例に係るWebアンケート)
- 子どもが自分の意見をいう機会を設けることについて、「必要である」「どちらかといえば必要である」と答えた割合
(県) R5 家庭内の大事な物事やルール：95.7%、学校の行事や部活動の企画運営：92.5%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組>⇒理想とする数の子どもを持っていない状況にある。

- 理想とする子どもの数
(県) R5 1人 1.8% 2人 46.5% 3人 46.5% 4人以上 5.2%
- 実際の子どもの数
(県) R5 1人 11.5% 2人 56.0% 3人 21.2% 4人以上 2.1%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援>⇒不登校等の困難な状況にある子どもが増加している。

- 不登校の状態にある児童生徒数 (県) 小学校 H30：620件 → R4：1,270件
中学校 H30：1,394件 → R4：2,194件
高等学校 H30：948件 → R4：1,086件

(滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ)

- 「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無について、いると答えた学校の割合
(県) R3：49.8%

(R3滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」)

<社会的養育の推進>⇒児童虐待相談件数は増加傾向にある。

- 児童虐待相談件数 (県) H30：7,263件 → R5：8,568件
(子ども家庭相談センターおよび19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数)

<子どもの貧困の解消に向けた対策の推進>⇒貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要である。

- 児童・生徒の生活保護(教育扶助)と就学援助の受給割合 (県) R1：12.5% → R5：11.8%

(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、滋賀県教育委員会事務局調べ)

<ひとり親家庭への支援の推進>⇒暮らし向きに対する意識では「大変苦しい」の割合が増加している。

- ひとり親世帯数 (県) H30：14,560世帯 → R5：12,734世帯 (R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)
- 母子家庭の暮らし向きに対する意識または回答した割合
(県) 「たいへん苦しい」 H30：18.4% → R5：22.4%、「苦しい」 H30：46.8% → R5：44.6%

(R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)

<安心・安全な子育て環境の整備>⇒平均初婚年齢が高止まりしているほか、10人に1人が低出生体重児の状況である。また保育所等利用児童数が増加しており、保育人材の確保が課題である。

- 平均初婚年齢 (県) H30 夫：30.8歳 妻：29.2歳 → R4 夫：30.4歳 妻：29.0歳
(厚生労働省 人口動態統計)

- 低出生体重児の割合 (県) H30：9.2% → R4：9.1%
(厚生労働省 人口動態統計)

- 保育所等利用児童数 (県) H31：32,841人 → R5：33,602人
(滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」)

- 県内企業における男性の育児休業取得率の推移 (県) H30：4.1% → R5：34.8%
(滋賀県 労働条件実態調査)

<子ども・若者を取り巻く社会環境の整備>⇒合計特殊出生率が低下している。また子どもと一緒に外出する際に負担を感じる人の割合が大きい。

- 合計特殊出生率 (県) H30 1.55 → R4 1.43
(厚生労働省 人口動態統計)
- 子どもと一緒に外出する際に、負担を感じる割合 (県) 77.1%
(R5子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査)

Ⅲ 基本理念・Ⅳ 基本施策

Ⅲ 基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについて「目指す姿」を定めます。

総合目標

指標：子ども・若者が感じる幸せの度合い

子ども・若者

【プランが目指す姿】

子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができる

Ⅳ 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

4 社会的養育の推進

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・子どもに関わる大人
地域・社会

父母その他の保護者・子どもに関わる大人

【プランが目指す姿】

父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができる

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進(再掲)

6 ひとり親家庭への支援の推進

7 安心・安全な子育て環境の整備

地域・社会

【プランが目指す姿】

みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

※「基本理念」や「プランが目指す姿」は子ども・若者を対象としたアンケートの結果を反映

IV 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

子ども・若者

【重点】(1)子どもの権利が守られる社会づくり

- 子どもの権利に関する周知啓発・気運醸成
⇒子どもの権利に関する広報活動の充実 等
- 子どもの意見表明・応答・反映の推進
⇒子どもが自由に意見を表明できる環境の整備 等
- 子どもの権利侵害の救済
⇒子どもの権利侵害の救済を図るための第三者機関の設置 等

政策目標

指標：子どもの権利が守られていると感じる人の割合

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

子ども・若者

【重点】(1)多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化

- 多様な遊びや体験の機会の確保
⇒健やかな成長の原点である多様な遊びや体験の機会の充実 等
- 子ども・若者の社会参画活動の活性化

(2)夢と生きる力を育む学校教育の充実

- 知・徳・体を育む
- 多様な学びの機会をつくる
- 主体的に社会に参画できる資質能力を育む
- 教職員を支え、教育力を高める

(3)子ども・若者の居場所づくり

- 地域における多様な居場所づくりの推進

【重点】(4)若者の希望を叶えるための取組

- 高等教育機関等との連携による若者の社会参画
- 若者の就労支援の充実
- 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための取組
⇒結婚を希望する若者を社会全体で応援する取組 等

(5)子ども・若者の健全な育成環境の整備等

- 健全な育成環境の整備
- 安心・安全なインターネット利用

政策目標

指標：子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合

指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

子ども・若者

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援【重点】

- 困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映
- 社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援体制
⇒関係機関や専門人材との連携によるいじめ防止、
不登校の子ども、ヤングケアラーへの支援 等

(2) 非行少年等への対応

- 学校等との連携
- 関係機関との連携
- 非行少年等の立ち直り支援の充実

政策目標

指標：困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合

4 社会的養育の推進

子ども・若者

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化【重点】

- 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進
⇒プレコンセプションケアによる正しい知識の普及 等
- 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

※プレコンセプションケア…男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】
- 配偶者からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

(3) 子どもの保護・ケア

- 里親委託等の推進および里親への包括的な支援
⇒里親支援センターや市町との連携による里親制度の普及啓発や新規里親の開拓 等
- 特別養子縁組の推進
- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化
- 子どもの権利擁護の推進
- 一時保護所における子どものケア
⇒子どもが意見表明しやすい体制や仕組みの検討 等

政策目標

指標：里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合

(4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

- 親子関係再構築支援の推進
- 子どもの自立支援の強化

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化

- 子ども家庭相談センターの機能強化
- 市町の子ども家庭相談支援体制の構築等に向けた支援
- 関係機関との連携強化

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

- 就学前教育・保育における支援
- 就学・修学支援の充実
- 学校と福祉関係機関等との連携強化
- 生活困窮世帯等への学習支援

(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援【重点】

- 子どもの生活支援
⇒地域における居場所の提供、体験学習・活動機会の充実 等
- 保護者の生活支援
- 関係機関との連携等
- その他の生活支援

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

- 保護者に対する就労の支援
- 子どもの就労支援

(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援

- 生活保護世帯に対する支援

政策目標

指標：生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童・生徒の割合

6 ひとり親家庭への支援の推進

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援

- 生活基盤となる住宅の確保のための支援
- 生活の安定を図るための経済的支援

(2) 自立のための就労支援

- ニーズに対応した就業相談の充実
- 自立を目指した能力開発の支援
- ひとり親が働きやすい職場環境づくり

(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援【重点】

- 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援
- 面会交流の普及・啓発
- 養育費確保のための支援

(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

- 支援が届きにくい家庭への対応強化
⇒関係機関との連携による支援対象者の心身の健康状態や思いに沿った情報提供 等
- ひとり親家庭への情報提供の充実
⇒相談につながりにくい人にも届くよう、SNS等を活用した積極的な情報発信 等
- ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

政策目標

指標：母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識

7 安心・安全な子育て環境の整備

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり【重点】

- 子を産み育てる気運の醸成
- 安心・安全な妊娠・出産の確保
⇒プレコンセプションケアの教育、普及啓発による安全な妊娠や出産等に関する意識づくり 等

○子どもの健康・医療の充実

(2) 全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

- 子育て家庭の教育力の向上
- 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
⇒こども誰でも通園制度の推進による孤立感や不安感を抱える保護者の負担軽減 等

○障害のある子どもとその家族への支援

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実【重点】

- 就学前の教育・保育の提供
⇒幼児期教育センターにおける幼児教育および幼保小接続の更なる充実に向けた取組の推進 等

○認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実

○保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

⇒働きやすい職場環境づくりによる保育士等の人材確保 等

○認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上

○障害のある乳幼児への支援

(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

○地域における安全の確保

⇒保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保 等

○子どもを事故や災害から守るための取組

○安心して暮らせるまちづくりの取組

(5) 仕事と子育ての両立支援

○ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

○企業における子育て支援の取組の推進

政策目標

指標：子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合

指標：保育所等待機児童数

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

地域・社会

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進【重点】

○地域、企業等の連携による子ども・若者の育ちや学びへの支援

(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

○障害や病気がある子ども・若者に対する支援

○日本語指導が必要な子ども等への支援

政策目標

指標：子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合

指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合

V 基本理念の実現に向けた大切な視点

基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

- 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施します。
- 2 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。
※すまいる・あくしょん…コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式
- 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

VI プランの推進

- 1 行政、家庭、学校、県民等それぞれが果たす役割
 - ・計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、家庭、学校・園、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。
- 2 計画の推進体制
 - ・県では関係部局が相互に連携し、行政分野をまたぐ課題への対応等、総合的な取組を進めます。
 - ・企業や民間団体等の専門性や機動性を活かした取組が各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。
 - ・国に対してよりよい政策づくりに向けた提案を行うほか、市町に対しては情報の共有や広域的観点からの調整、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上等を推進します。
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し
 - ・PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行います。必要に応じて見直しを検討する場合には、当事者である子ども・若者の意見を踏まえることとします。

淡海子ども・若者プランにおける数値目標

○淡海子ども・若者プランにおける総合目標

指標	現状	目標
子ども・若者が感じる幸せの度合い	—	R7と比較して上昇を目指す

○各基本施策における政策目標

指標	現状	目標(令和11年度)
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
指標：子どもの権利が守られていると感じる人の割合		R7と比較して上昇を目指す
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
指標：子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	44.4% (R2～R5の平均)	53.1%を超える
指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% (R2～R5の平均)	46.9%を超える
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
指標：困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小学生 70.2% 中学生 68.9% (R6)	R6結果と比較して上昇を目指す
4 社会的養育の推進		
指標：里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	67.1% (R5)	100.0%
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
指標：生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童・生徒の割合	12.0% (R4)	10.0%未満

指標	現状	目標(令和11年度)
6 ひとり親家庭への支援の推進		
指標：母子家庭・父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子：67.0% 父子：61.2% (計：66.1%) (R5)	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率 (R10) (参考 R5：65.0%)
7 安心・安全な子育て環境の整備		
指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
指標：保育所待機児童数	169人 (R5)	0人
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% (R2～R5の平均)	39.3%を超える

8つの基本施策に関して、政策目標のほかに以下のとおり関連する事業目標を定め進行管理を行います

(参考)淡海子ども・若者プランの策定経過

令和6年
1月19日

第19回子ども若者審議会（プラン策定に係る諮問、部会の設置）

5月
6月
7月

<各部会の開催>

- ①子ども真ん中企画検討部会(第1回:5/27、第2回:6/18)
- ②子ども・子育て支援検討部会(第1回:5/30、第2回:6/20、第3回:7/30)
- ③社会的養護検討部会(第1回:5/31、第2回:7/10)
- ④子ども・若者施策検討部会(第1回:5/23、第2回:6/13、第3回:7/31)
- ⑤ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会(第1回:5/23、第2回:6/13、第3回:7/12)

<<検討内容等>>

- 現状、国制度の動向、社会情勢の変化等の把握と重点的課題の抽出
- 基本目標、施策の方向性と具体的取組

7月

子ども・若者アンケートの実施

8月30日

第21回子ども若者審議会（骨子案検討）

10月18日

第22回子ども若者審議会（答申案検討） ⇒ 答申

11月21日～
12月20日

子どもアンケートの実施

12月～
令和7年1月

県民政策コメントの実施

3月

策定・公表

淡海子ども・若者プラン
(案)

令和 年(年) 月
滋賀県

目次

計画の策定について	1
（１）計画策定の背景と趣旨	
（２）計画の位置づけ	
（３）計画期間	
（４）計画における「子ども・若者」の定義	
子ども・若者を取り巻く主な現状・課題	3
1 子どもの権利が守られる社会づくり	3
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	4
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	12
4 社会的養育の推進	18
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	26
6 ひとり親家庭への支援の推進	30
7 安心・安全な子育て環境の整備	34
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	63
基本理念	68
基本施策	69
1 子どもの権利が守られる社会づくり	69
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	71
（１）多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化	
（２）夢と生きる力を育む学校教育の充実	
（３）子ども・若者の居場所づくり	
（４）若者の希望を叶えるための取組	
（５）子ども・若者の健全な育成環境の整備等	
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	79
（１）社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援	
（２）非行少年等への対応	

4	社会的養育の推進	84
	(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	
	(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
	(3) 子どもの保護・ケア	
	(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化	
	(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	
5	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	92
	(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援	
	(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援	
	(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
	(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援	
6	ひとり親家庭への支援の推進	100
	(1) 生活の安定と自立のための経済的支援	
	(2) 自立のための就労支援	
	(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
	(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発	
7	安心・安全な子育て環境の整備	106
	(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	
	(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり	
	(5) 仕事と子育ての両立支援	
8	子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	127
	(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進	
	(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
	基本理念の実現に向けた大切な視点	131
	プランの推進	135
	目標設定	139

I 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

本県では、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定しました。その後、社会情勢や国の動き等を踏まえて、平成27年3月、令和2年3月にそれぞれ改定を行い、子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して、施策を推進してきたところです。

それ以降、国においては令和5年4月にこども家庭庁の設置やこども基本法の施行がなされたほか、同年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指して、こども大綱が策定されました。

本県においても令和6年4月に子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」(一人ひとり主体としての子ども、社会の一員としての子ども、未来の希望としての子ども)を県政の重要な柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築を行うなど、子ども・若者政策の一層の推進を図っているところです。

こうした状況を踏まえ、本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、推進していくため、当事者である子ども・若者の意見を踏まえ、今後5年間の中期的な計画の策定を行います。

(2) 計画の位置づけ

- ①滋賀県が取り組む子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ②滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県保健医療計画、滋賀県教育振興基本計画等の各分野における計画等と整合した計画
- ③令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例に基づく計画
- ④関係法令等に基づく以下の計画の位置付けを併せ持つ計画
 - ・子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条に規定される「都道府県行動計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」
 - ・こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に

1 基づく計画

2
3 (3) 計画期間

4 ・計画期間：令和7年度から令和11年度までの5か年の計画とします。

5
6 (4) 計画における「子ども・若者」の定義

7
8 本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また
9 「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施
10 策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。(個別の規定が
11 ある場合は各法令等の規定によることとします。)

12 なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

13

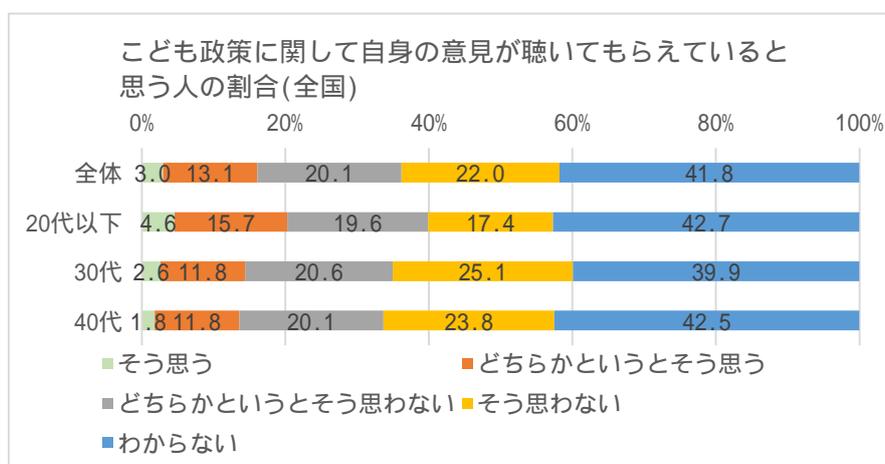
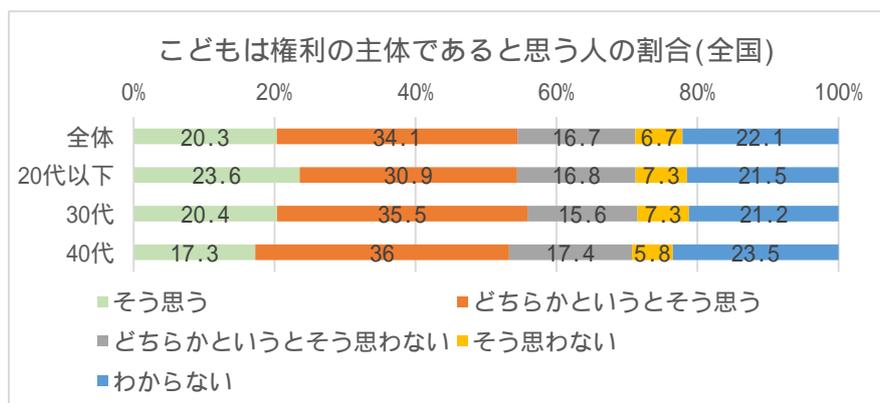
子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

1 子どもの権利が守られる社会づくり

- ・子どもに関わる施策について、子どもの意見を聴き、反映する仕組みが十分な現状であるとは言えません。子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

【子どもの権利・意見聴取に関する状況】

「こどもは権利の主体であると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は、54.4%ですが、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計値）は、16.1%となっています。



(資料)こども政策の推進に関する意識調査(こども家庭庁)(R5)

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

・子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されています。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりが必要です。コロナ禍を経て人と人とのつながりの大切さが再確認されており、対面でのつながりにより情緒を育むことが大切です。あわせて、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成が必要です。

・今後、人口減少や少子高齢化、技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測されます。こうした時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。

・若者が幸せを感じるための要素として、自分らしい生き方ができることを重視している状況を踏まえ、就労や結婚をはじめとした若者の希望を叶えるための支援を行います。

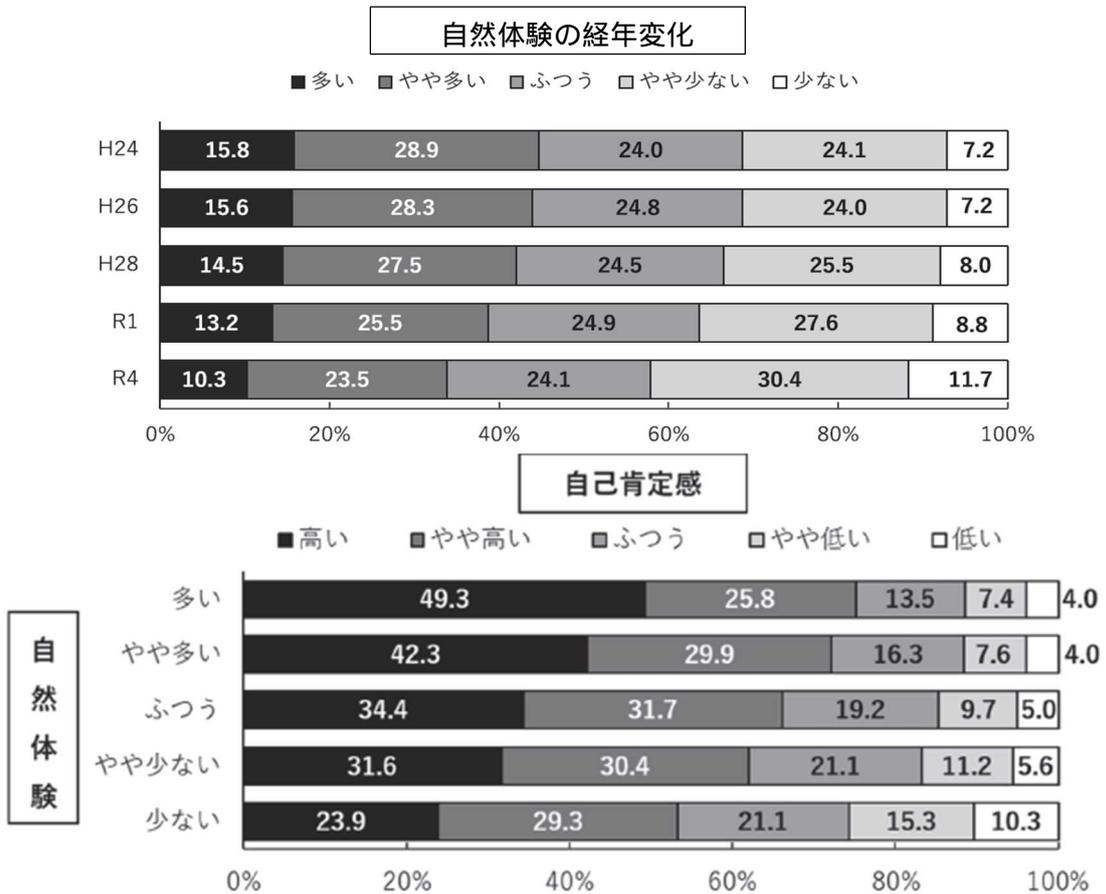
・子どもの健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子どもを保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会を減らすことが必要です。

1 【体験活動の状況】

2 自然体験を尋ねる設問の回答状況から5段階に分類した場合、「多い」、「や
3 や多い」に該当する子どもの割合は10年間で減少傾向にあります。

4 また、自己肯定感に関する設問への回答状況を5段階に分類した場合、自然
5 体験が豊富であるほど、自己肯定感も高い傾向が見られました。

6



7

(資料) 青少年の体験活動等に関する意識調査 独立行政法人青少年教育振興機構 令和4年度

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

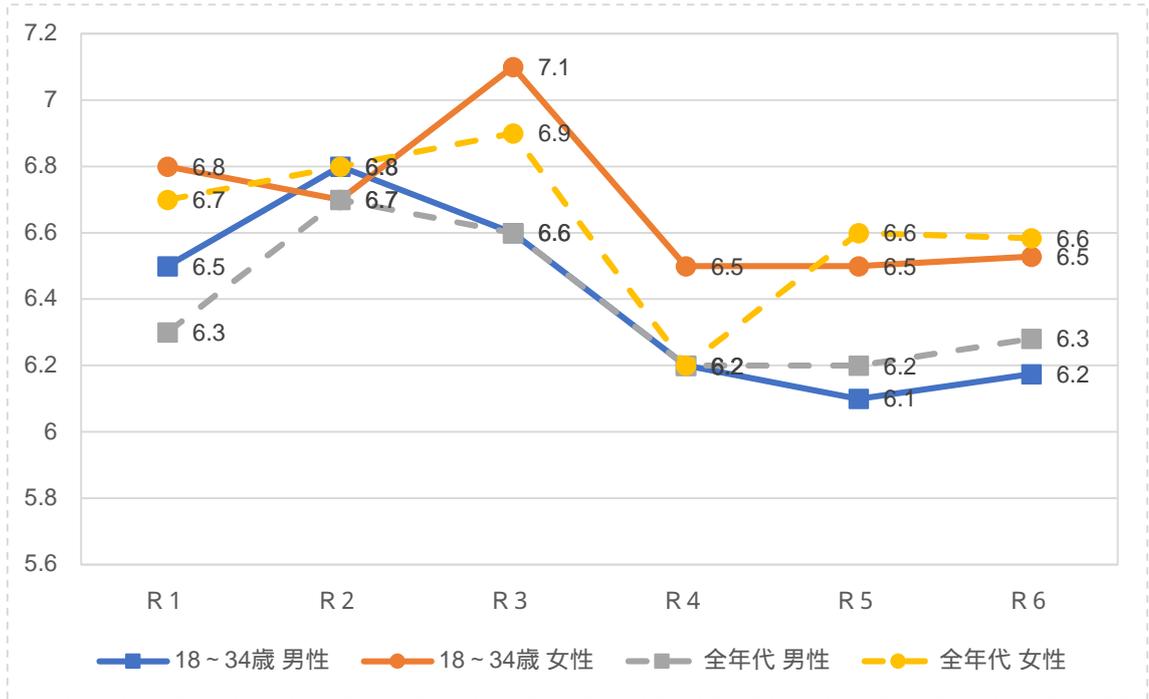
18

19

1 **【若者が感じている幸せの度合い】**

2 若い年齢層（18～34歳）では、10点を満点として、令和6年度は男性6.2
 3 点、女性6.5点が平均となっています。幸せを感じるにあたり特に大切だと思
 4 うこととして、男性では「自分らしい生き方」、女性では「身体の健康」が最
 5 も多い回答となっています。

6



7

(資料) 県政世論調査

「感じている幸せの度合いについて、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」の回答状況)

幸せを感じるにあたり、特に大切だと思う項目 (18～34歳)(一部抜粋)(R6)

	自分らしい生き方	家計(消費・所得)	身体の健康	こころの健康	子育て(環境・教育)	仕事	豊かな自然環境	共生社会
男性	63.8%	46.2%	58.4%	57.8%	24.9%	38.0%	18.3%	20.2%
女性	65.8%	47.2%	68.8%	68.6%	27.4%	46.1%	23.7%	29.2%

8

9

10

11

12

13

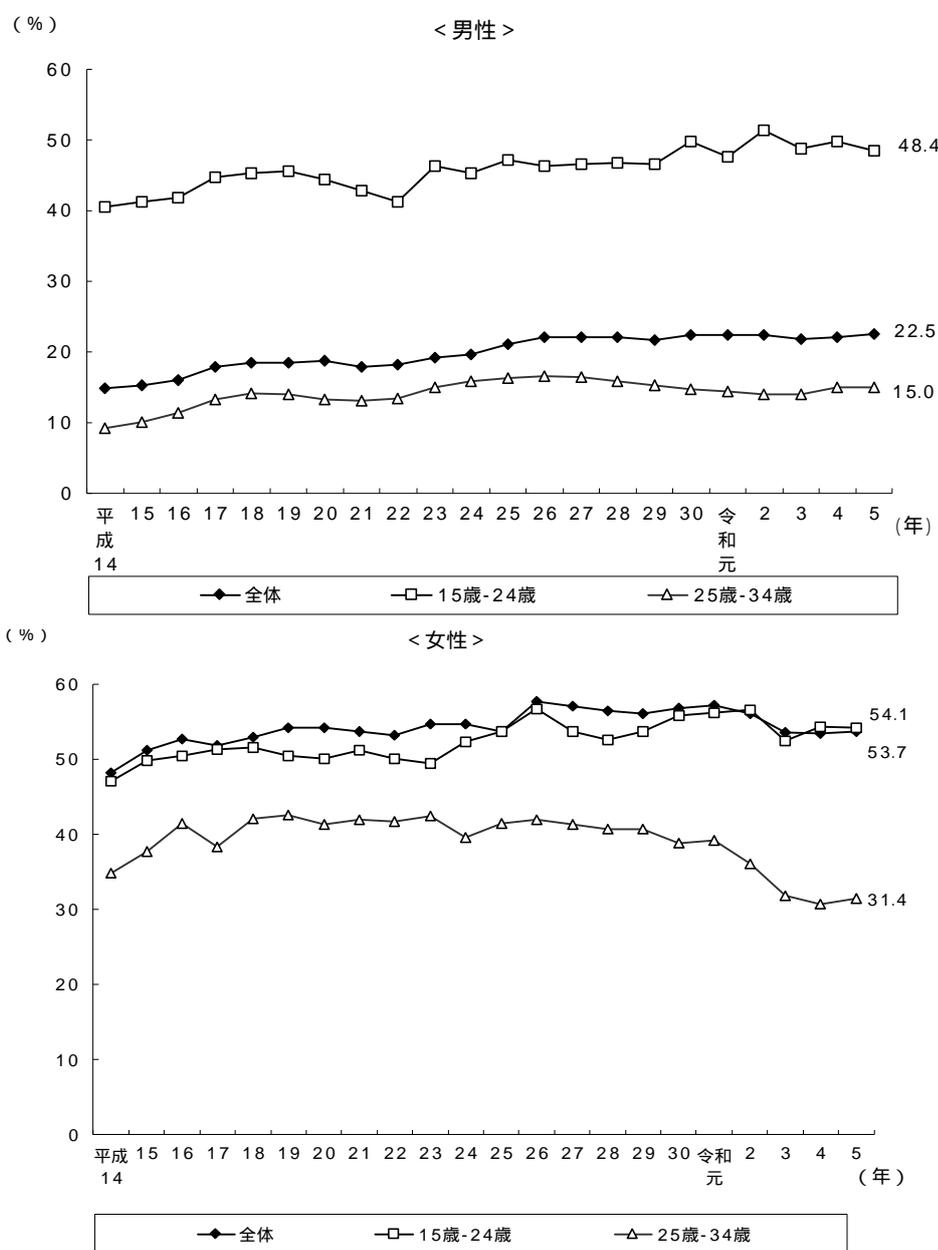
14

1 **【雇用環境の変化】**

2 全国ベースで平成14年と令和5年の男性の非正規雇用者の比率を比較する
 3 と、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、14.8%か
 4 ら22.5%、40.5%から48.4%、9.1%から15.0%と大きく増加しています。

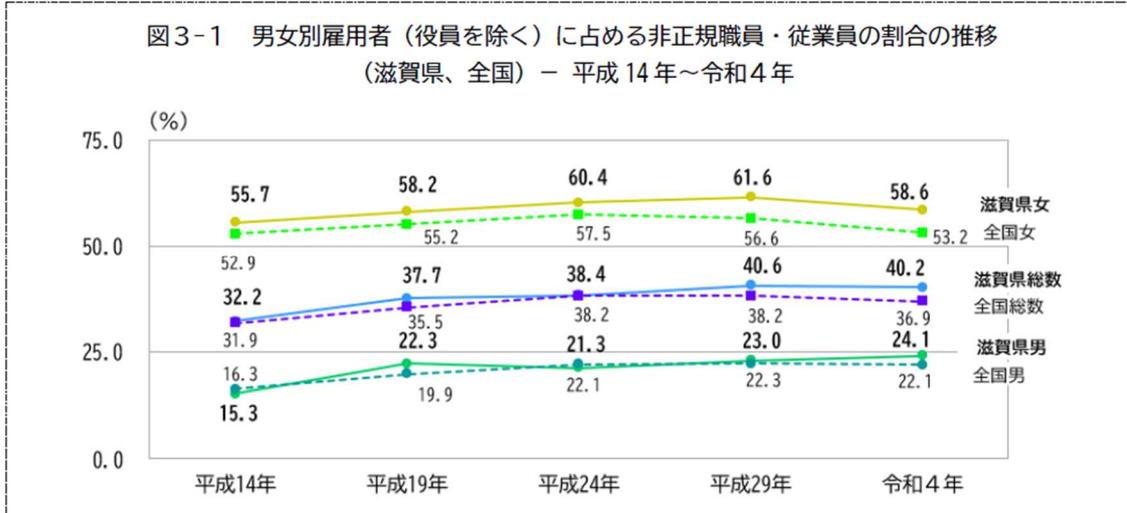
5 同じく、平成14年と令和5年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、
 6 全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、48.1%から53.7%、47.0%か
 7 ら54.1%へと増加しているものの、25歳から34歳の年齢では、34.8%から
 8 31.4%へと減少しています。

10 非正規雇用者の比率の推移（全国）



1

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合



2

3

4

5

【晩婚化、未婚化の進展】

6

本県の平均初婚年齢は、上昇し、令和4年の平均初婚年齢は夫 30.6 歳、妻 29.3 歳となっています。夫妻ともに全国を下回っています。

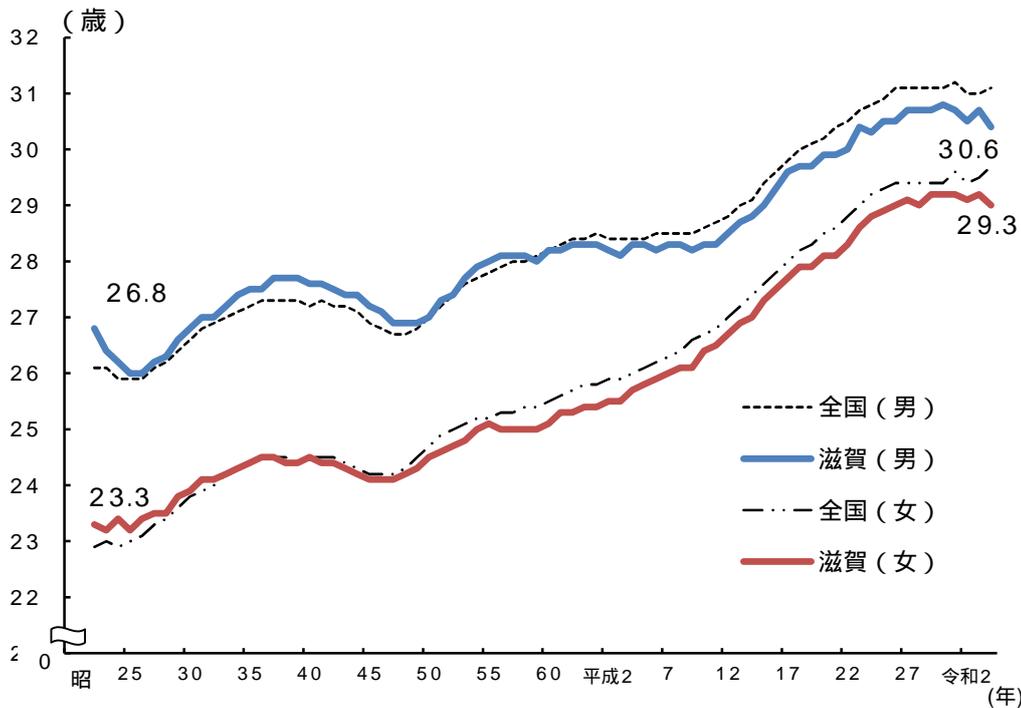
8

また、婚姻率（人口千対）は平成12年以降低下傾向にあり、令和4年は4.1 となっています。

10

11

平均初婚年齢の推移



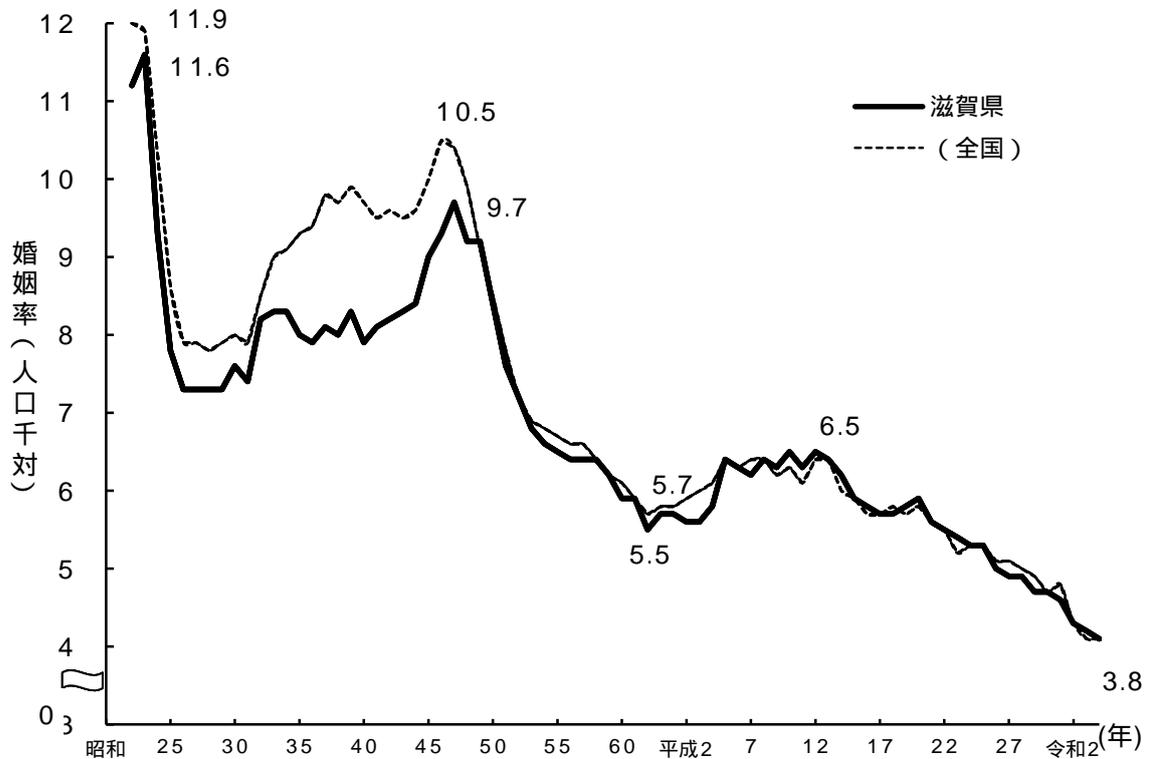
12

13

（資料）令和5年人口動態統計 厚生労働省

1

婚姻率（人口千対）の推移



(資料) 令和5年人口動態統計 厚生労働省

2

3

【結婚に関する意識の状況】

若い年齢層（18～24歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」といった、積極的な結婚の動機がないことが現在独身でいる理由の上位に挙げられています。

25～34歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」の選択率がもっとも高くなっています。

11

12

13

14

15

16

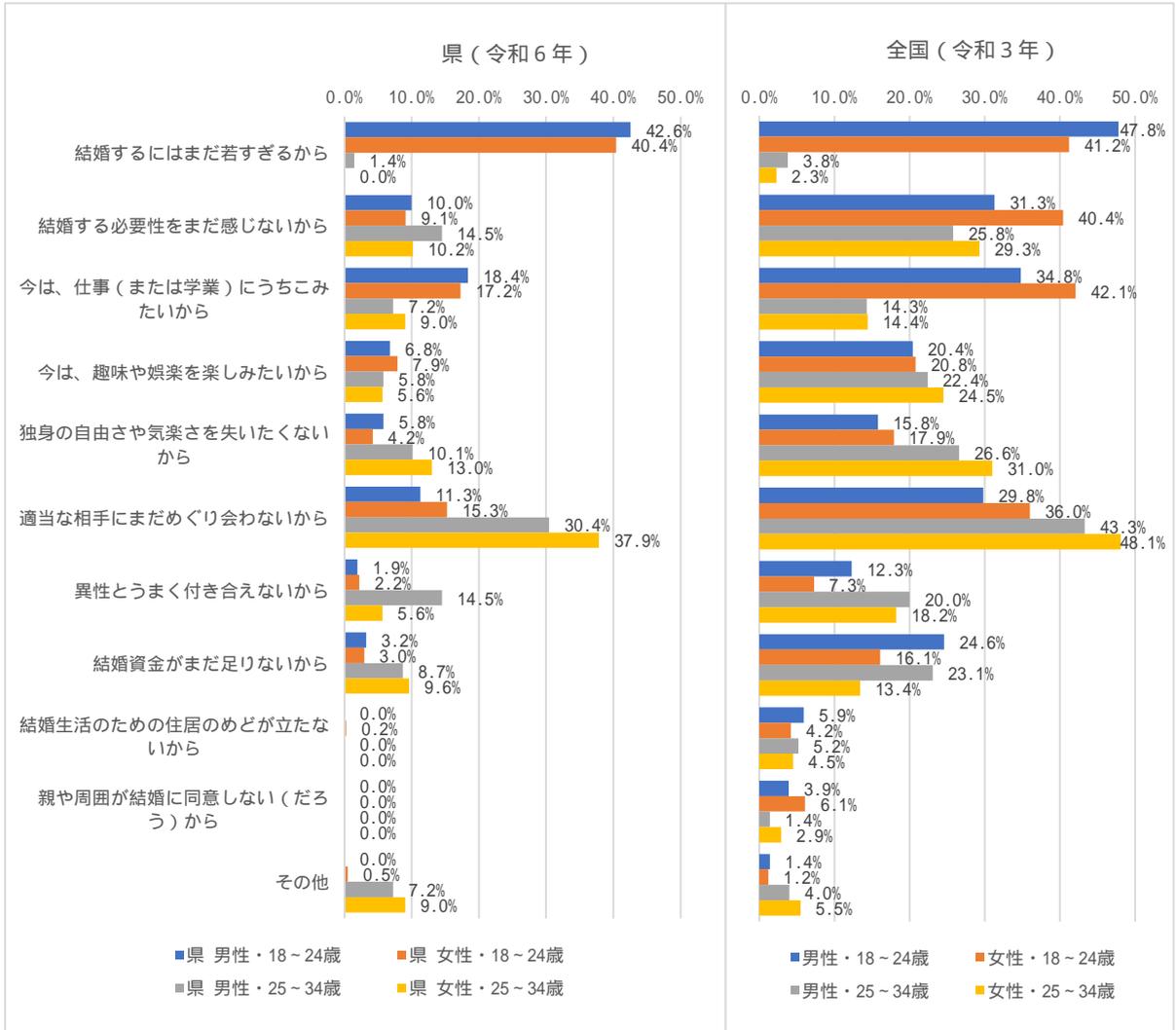
17

18

19

20

独身でいる理由



(資料) 滋賀県 結婚に関する県民意識調査 (令和6年)

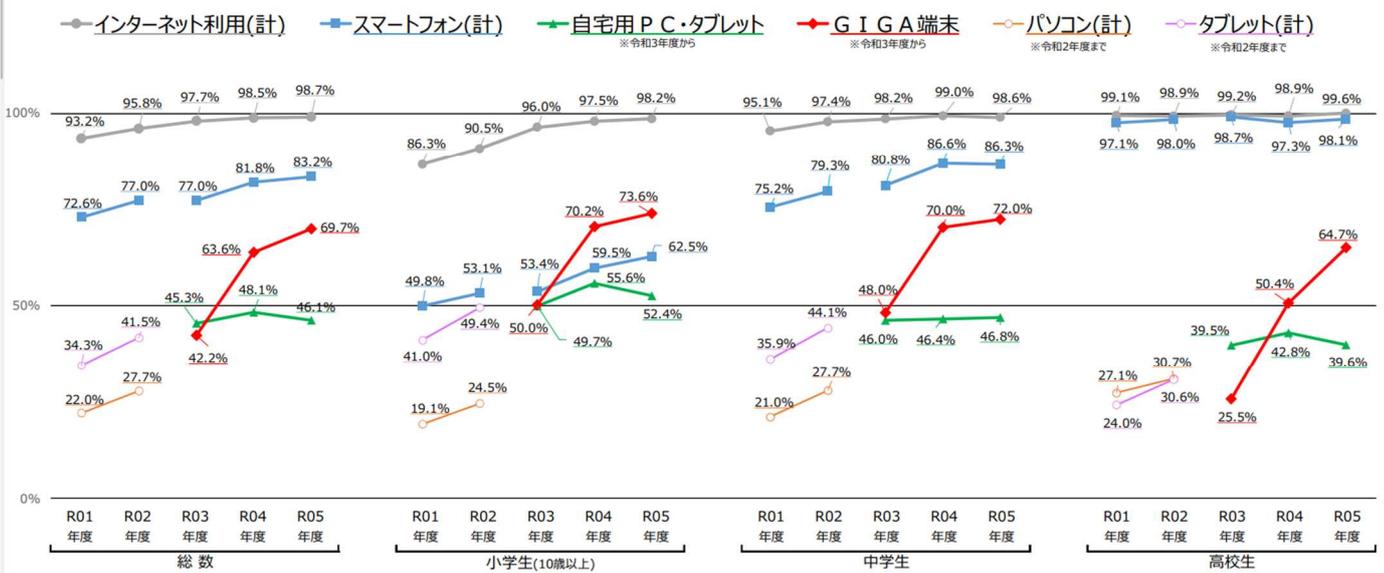
国立社会保障・人口問題研究所現代日本の結婚と出産 - 第16回出生動向基本調査 (独身者調査
ならびに夫婦調査) 報告書 - (令和3年)

【子ども・若者のインターネット利用状況】

令和5年度の内閣府調査による子ども・若者のインターネット利用状況を見ると子ども・若者の9割以上がインターネットを利用しています。高校生の98.1%、中学生の86.3%、小学生の62.5%がスマートフォンを利用しており、利用状況はどの学年も増加傾向にあります。

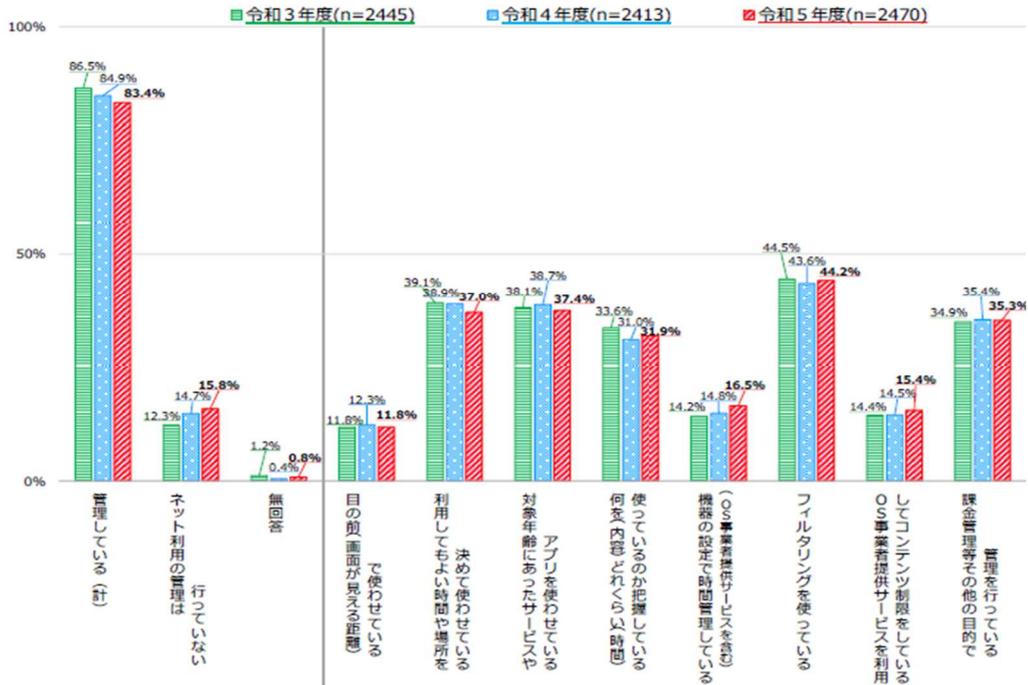
令和5年度は、保護者が子どものスマートフォン利用の管理を行っている割合は83.4%です。フィルタリングを使っている保護者の割合は44.2%にとどまっています。

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



(資料) 令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 子ども家庭庁

青少年の保護者の取組の経年比較
(スマートフォン/令和3年度から令和5年度)



(資料) 令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 子ども家庭庁

- 1
- 2
- 3
- 4

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

・不登校の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の厳しさが増していることや、価値観の多様化等により、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

・非正規雇用や若年無業者（ニート）の増加など、厳しい就労状況にある若者も少なくないことから、就労支援の充実が必要です。

・ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラーなど、子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化しており、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要です。

・非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につなげるための取組が必要です。

【ニートの数の推移】

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

(1) 全国のニートの状況

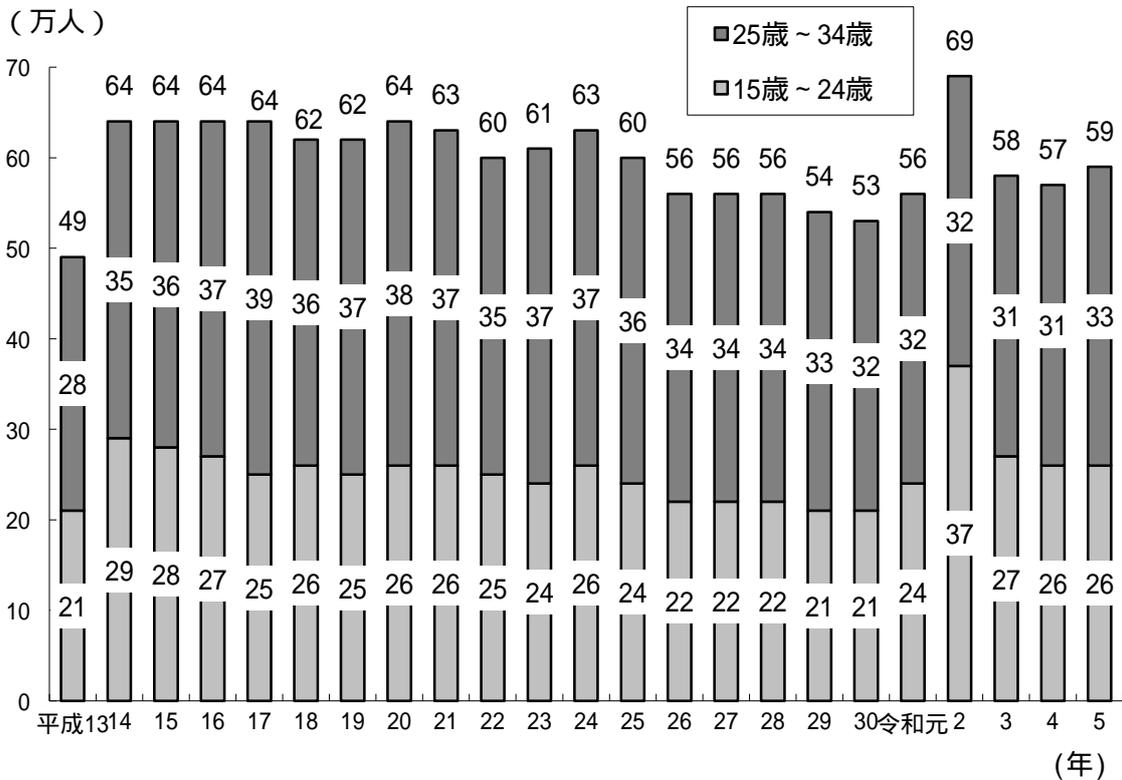
令和5年 59万人（総務省統計局「労働力調査」より）

(2) 滋賀県のニートの状況

令和4年 約6,400人（総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」より）

1

二一ト数の推移（全国）



2

3

（資料）労働力調査 総務省

4

【いじめの状況】

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

令和4年度にいじめを認知した学校数は366校（95.1%）、総認知件数は11,716件（前年度9,823件）で過去最多です。公立小学校は8,896件（前年度7,457件）、公立中学校は2,571件（前年度2,114件）であり過去最多となりました。県立高等学校は185件（前年度207件）と減少、特別支援学校は64件（前年度45件）であり過去最多となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては県立高等学校を除く全ての校種で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。

小学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋賀県				全国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（%）	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（%）	児童1,000人あたり認知件数
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1
令和3年度	216	7,457	98.2	93.3	16,978	496,094	88.6	80.7
令和4年度	218	8,896	99.1	112.5	17,222	545,958	90.5	89.8

1
2

中学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5
令和3年度	98	2,114	100.0	53.7	8,157	95,263	86.7	31.9
令和4年度	98	2,571	100.0	65.6	8,278	108,335	88.3	36.5

3
4

高等学校（県立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8
令和3年度	46	207	90.2	7.1	2,390	11,129	58.7	5.4
令和4年度	42	185	82.4	6.5	2,541	12,179	63.0	6.1

5
6
7

特別支援学校におけるいじめの認知状況の推移

	滋賀県		全国	
	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数
平成30年度	11	14	467	2,570
令和元年度	11	28	497	2,963
令和2年度	6	18	449	2,203
令和3年度	10	45	475	2,623
令和4年度	8	64	476	2,928

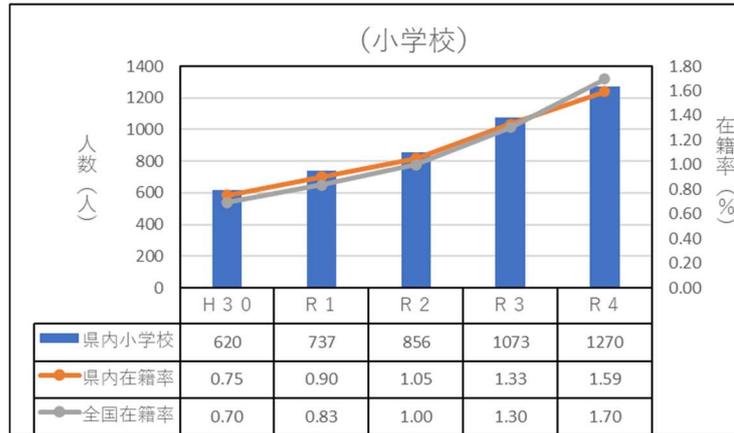
8
9
10

（資料）滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

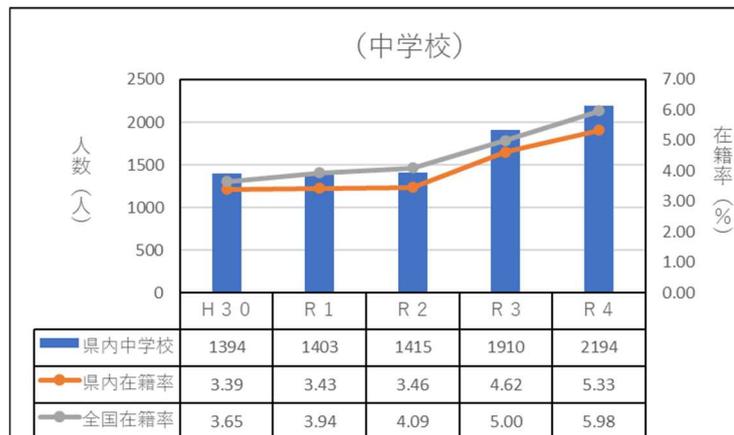
1
2
3
4
5
6

【不登校の状況】

不登校の状態にある児童生徒数は近年増加傾向にあり、令和4年度においては、小学校で1,270人、中学校で2,194人、高等学校で1,086人であり、過去最多となっています。



7



8



9

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

10

1 **【ヤングケアラーの状況】**

2 令和3年度に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校を対象
 3 とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒（以下、「子ども若者ケ
 4 アラー」）の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答
 5 した学校が165校（49.8%）とほぼ半数となっています。また、学校区分別に
 6 見ると、中学校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となってい
 7 ます。

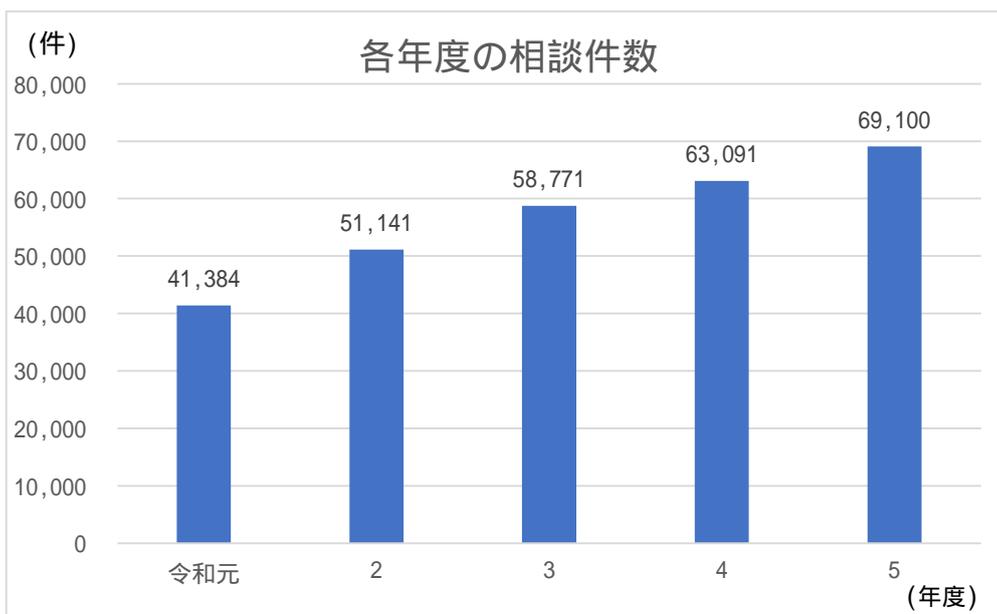
「子ども若者ケアラーの有無」

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

8 (資料) 令和3年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託
 9 「子ども若者ケアラー実態調査報告書」

11 **【子どもの性犯罪・性被害の状況】**

12 令和4年度（2022年度）に全国のワンストップ支援センターへ寄せられた
 13 相談件数は、前年度比7.4%増の約6万3,000件となっています。



14 (資料) 内閣府男女共同参画局

1 【少年非行の状況】

2 過去5年間の非行少年等の状況については増加が見られ、特に昨年は、非行
 3 少年のうち、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された刑法犯少年が大幅に増加
 4 (+47.3%) しました。

6 非行少年等の推移

区分		年次				
		R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	336	336	346	355	523
	犯罪少年	232	236	227	249	357
	触法少年	104	100	119	106	166
	特 別 法 犯 少 年	53	48	33	54	57
	犯罪少年	45	44	30	43	46
	触法少年	8	4	3	11	11
	ぐ 犯 少 年	1	4	1	1	1
	計	390	388	380	410	581
不 良 行 為 少 年		1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(人)

7
 8 不良行為で補導された少年は2,222人で、前年に比べ30人増加しました。
 9 行為別では、深夜はいかいが891人で最も多く、続いて喫煙の701人、怠学の
 10 257人となっています。

11 主な不良行為の補導状況【単位：人】

行 為	補 導 人 員				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
深夜はいかい	929	769	796	759	891
喫煙	672	678	581	721	701
怠学	74	57	152	294	257
飲酒	73	73	104	103	115
粗暴行為	56	72	103	145	110
その他	122	156	214	170	148
合 計	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(資料) 少年非行のあらまし 滋賀県警察本部

4 社会的養育の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

・児童虐待による死亡事例は、0歳児が多く、かつ0か月児での死亡が多いことや予期せぬ妊娠、若年妊娠、10代の妊娠中絶や性感染症が減少していない現状があることから、子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう生命(いのち)の安全教育やプレコンセプションケアに関する健康教育を行うとともに、妊婦がひとりで悩みを抱え込むことのないよう相談窓口の更なる啓発が必要です。

・市町のこども家庭センター等において、家庭環境問題、精神疾患、未婚、経済的問題等を抱えるハイリスク妊産婦、家庭に対し、虐待予防の視点で妊娠期から子育て期まで保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない伴走型の相談支援を充実することが必要です。

(2) 子ども家庭相談体制の強化

・児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要です。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の更なる充実

・家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託や特別養子縁組の更なる推進が必要です。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善を図るとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として高機能化・多機能化を推進することが必要です。

(4) 当事者である子どもの権利擁護の推進

・子ども家庭相談センターが一時保護や措置を行う場合等において、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見または意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく子ども家庭相談センター等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や権利擁護を実現できる環境

1 整備を推進する必要があります。

2
3 (5) 子どもの自立支援の強化

- 4 ・令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養護経験者等の実態把握を
5 行うとともに、施設退所後においても、順調に自立して社会で生活していけ
6 るよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必
7 要です。

8
9 (6) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- 10 ・虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の
11 自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行
12 った、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。

13
14
15 【社会的養護の状況】

16 県内には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1
17 か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所あり、令和5年
18 度(2023年度)末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて
19 248人となっています。また、里親のもとや、ファミリーホームで生活する
20 子どもは97人となっています。

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	委託一時保護児童数
里親	44家庭	53人	2家庭	4人	57人	53人
ファミリーホーム	12か所	40人	0か所	0人	40人	
小計		93人		4人	97人	
乳児院	1か所	31人	0か所	0人	31人	37人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	129人	7か所	10人	139人	44人
小計		160人		10人	170人	81人
児童心理治療施設	1か所	11人	0か所	0人	11人	4人
児童自立支援施設	1か所	15人	1か所	3人	18人	1人
障害児入所施設	4か所	45人	3か所	3人	48人	32人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)		1人			1人	5人
小計		72人		6人	78人	42人
合計		325人		20人	345人	176人

措置児童数は、令和5年度末現在、委託一時保護児童数は、令和5年度対応数。

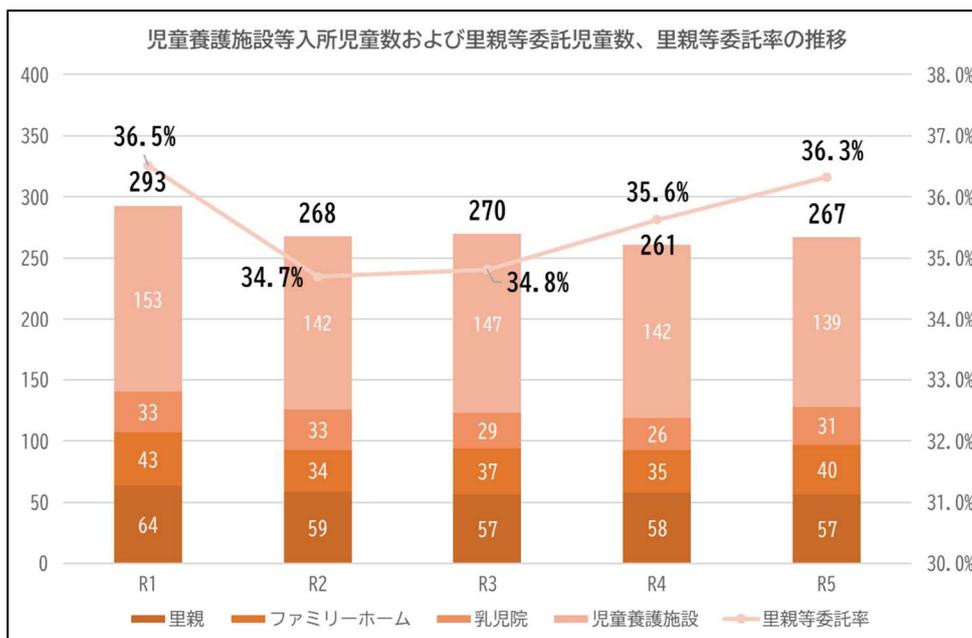
(出典) 滋賀県子ども家庭支援課調査

21
22
23
24

1 (乳児院、施設入所児童、里親等委託児童数の推移)

2 乳児院および児童養護施設入所児童数と里親等への委託児童数の合計
3 は、減少傾向にあります。

4 こうした中、児童養護施設入所児童数はやや減少傾向にある一方、里親
5 等への委託児童数は横ばいで推移しており、里親等への委託の割合は増加
6 傾向にあります。



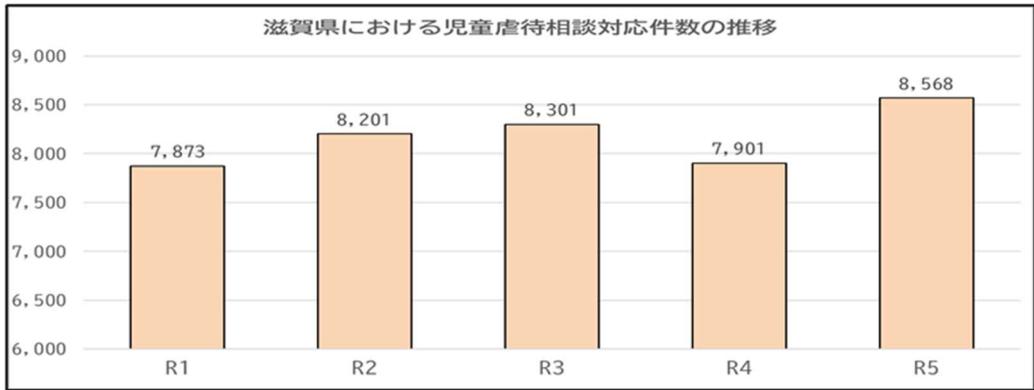
7 (資料)福祉行政報告例、滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

8
9
10 【児童虐待の状況】

11 令和5年度(2023年度)における子ども家庭相談センター(中央、彦根、大
12 津・高島)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は8,568件
13 となり、令和4年度(2022年度)に減少したものの、再び増加に転じています。

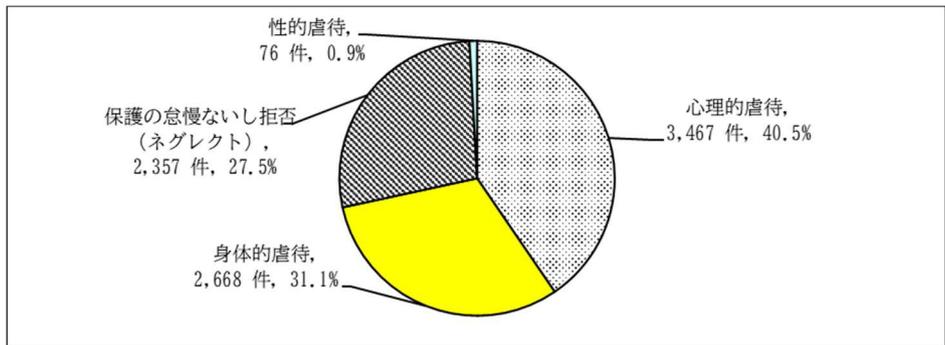
14 内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要
15 因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関
16 して、警察からの通告が多いことが考えられます。

17 また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるスト
18 レスの増大に伴い、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと
19 考えられます。

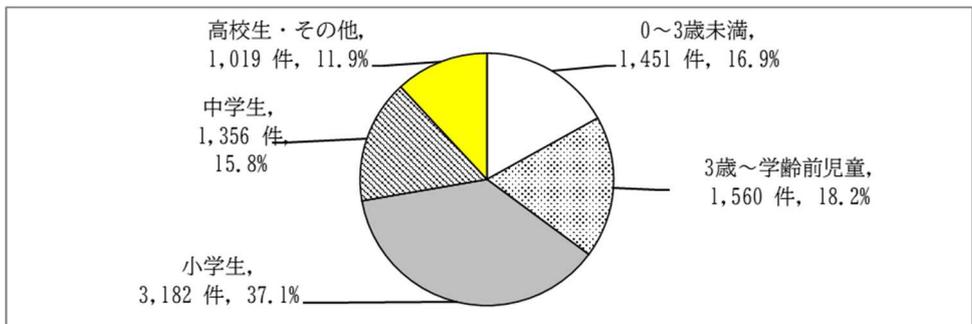


子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
 (センター3,093件 + 市町8,547件 - 3,072件(連携分) = 8,568件)
 (資料) 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

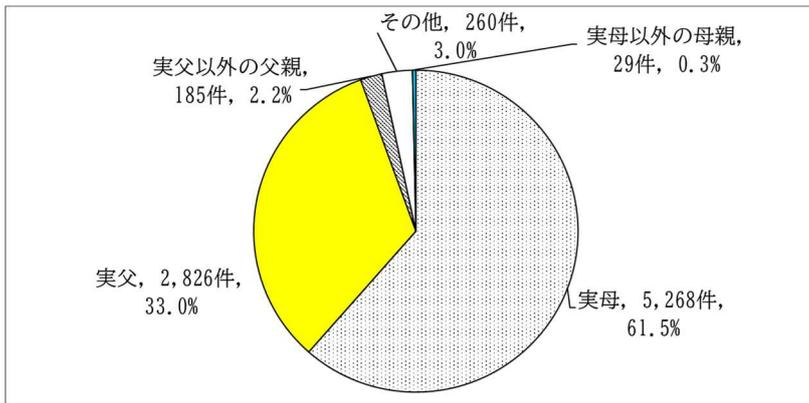
虐待種別としては、令和5年度(2023年度)は「心理的虐待」が3,467件(40.5%)と最も多く、「身体的虐待」が2,668件(31.1%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が2,357件(27.5%)、「性的虐待」が76件(0.9%)となっています。



年齢構成別では、令和5年度(2023年度)は「小学生」が3,182件(37.1%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,560件(18.2%)、「0歳～3歳未満」が1,451件(16.9%)、「中学生」1,356件(15.8%)、「高校生・その他」1,019件(11.9%)と続いています。



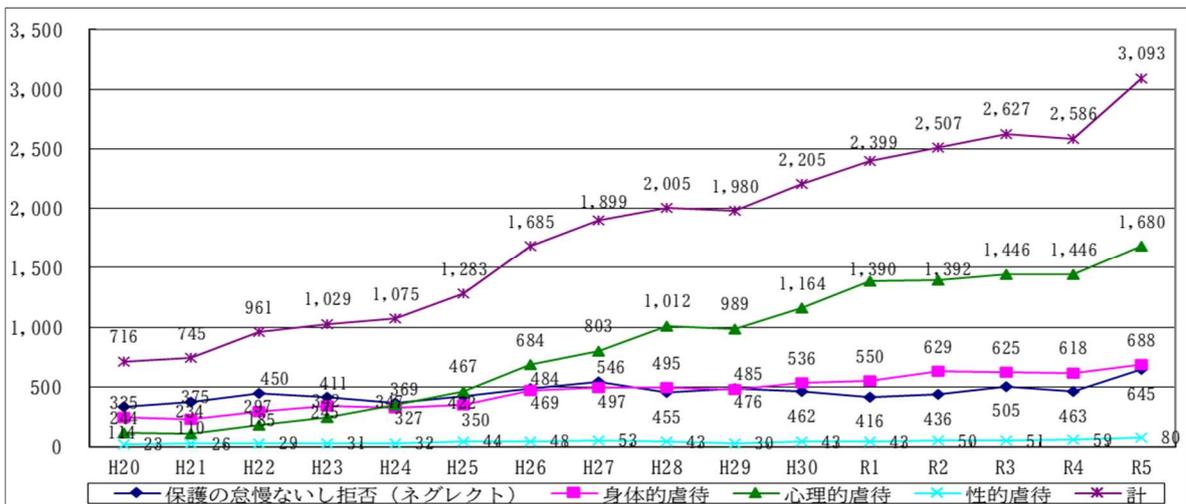
令和5年度(2023年度)の主な虐待者の内訳は、「実母」が5,268件(61.5%)、「実父」が2,826件(33.0%)であり、令和4年度(2022年度)と比較すると「実母」が393件、「実父」が234件増となっています。



1

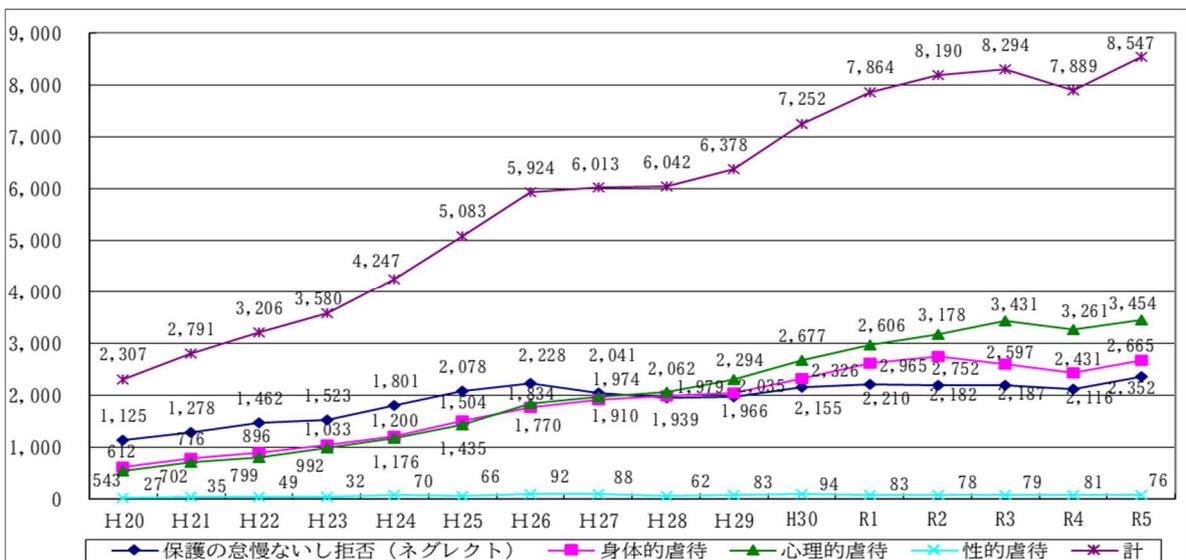
2 子ども家庭相談センター、市町ともに、近年は、「保護の怠慢ないし拒否(ネ
3 グレクト)」、「身体的虐待」、「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加
4 しています。

5 【子ども家庭相談センター】



6

7 【市町】



8

1 令和5年度(2023年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告は
 2 2,740件で、令和4年度(2022年度)より99件増となっており、「警察等」から
 3 の通告が1,566件(57.2%)と最も多くなっています。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R5	220	74	469	4	0	62	7	1,566	0	167	171	2,740
R5構成比率	8.0%	2.7%	17.1%	0.1%	0.0%	2.3%	0.3%	57.2%	0.0%	6.1%	6.2%	100.0%
増減(R5-R4)	15	11	14	10	0	5	6	87	1	27	11	99

4
5

6 令和5年度(2023年度)における一時保護施設での「保護件数」は431件で、
 7 令和4年度(2022年度)より24件増となっており、「1日あたりの平均保護人
 8 数」は24.5人と2.3人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日
 9 数」は20.8日で、令和4年度(2022年度)より3.2日短くなっています。な
 10 お、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は24.0日で、令和4年度(202
 11 2年度)より1.6日短くなっています。

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		左のうち虐待ケースの平均日数
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
増減(R5-R4)	24	1	2.3	1.2	3.2	1.6

12

13 【妊娠期から乳幼児期の状況】

14

14 ア 妊娠届出の状況

15

16

17

18

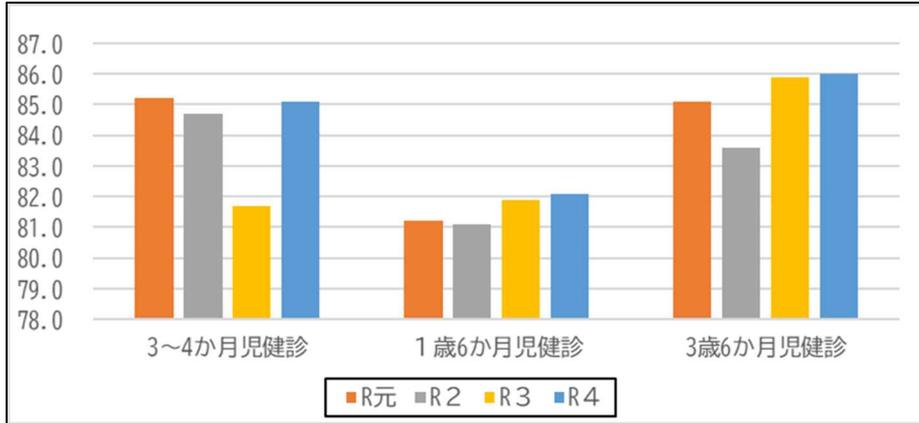
妊娠届出数は年々減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は9,644人です。
 そのうち、妊娠11週以内に届け出ている人の割合は96.4%(9,295人)であっ
 た一方で、妊娠後期の満28週以上および分娩後に届け出ている人の割合は
 0.2%(20人)です。

年度	妊娠の届出をした者の数(人)	妊娠週数(人)						妊娠週数(%)			
		満11週以内	満12~19週	満20~27週	満28週以上	分娩後	不詳	満11週以内	満12~19週	満20~27週	満28週以上
R元	11,211	10,709	409	59	20	4	10	95.5	3.6	0.5	0.2
R2	10,763	10,416	279	42	20	3	3	96.8	2.6	0.4	0.2
R3	10,411	10,064	288	37	18	1	3	96.7	2.8	0.4	0.2
R4	10,084	9,717	304	36	16	2	9	96.4	3.0	0.4	0.2
R5	9,644	9,295	284	38	16	4	7	96.4	2.9	0.4	0.2

19

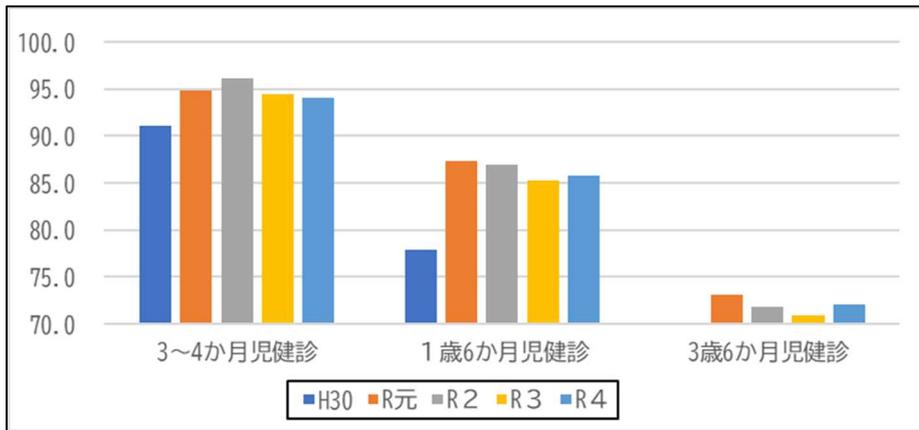
1 **イ 乳幼児期における子育ての状況**

2 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合は、
3 令和元年度(2019 年度)以降、1 歳6 か月児健診において最も低くなっています。
4 また、令和4 年度(2022 年度)にあつては、どの健診時期においても対処
5 できる割合が増加しています。



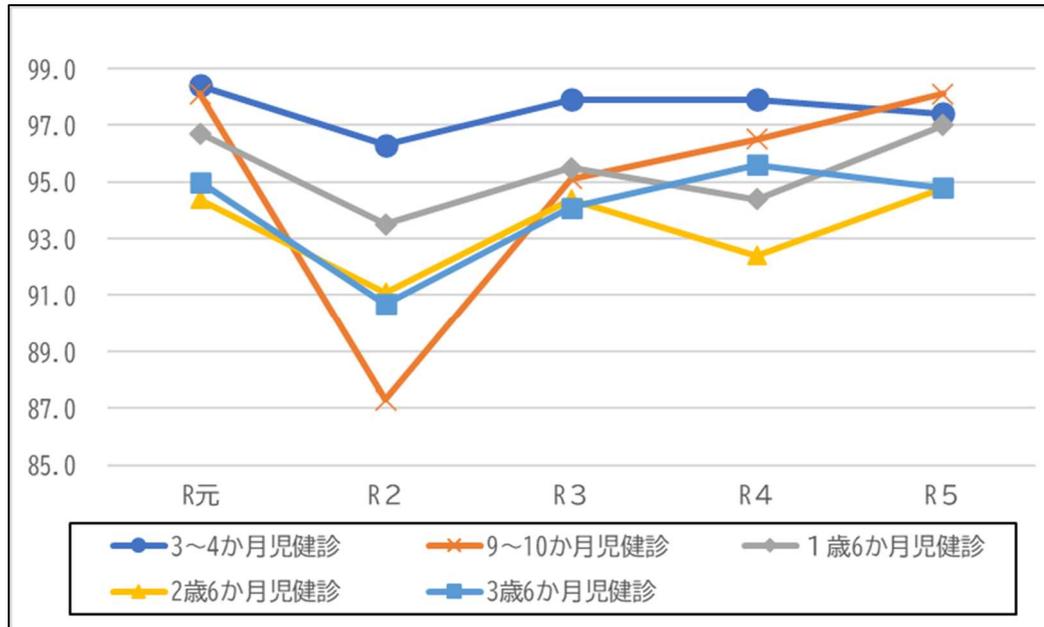
6
7

8 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割
9 合は、子どもの年齢が高くなるにつれて低くなっています。



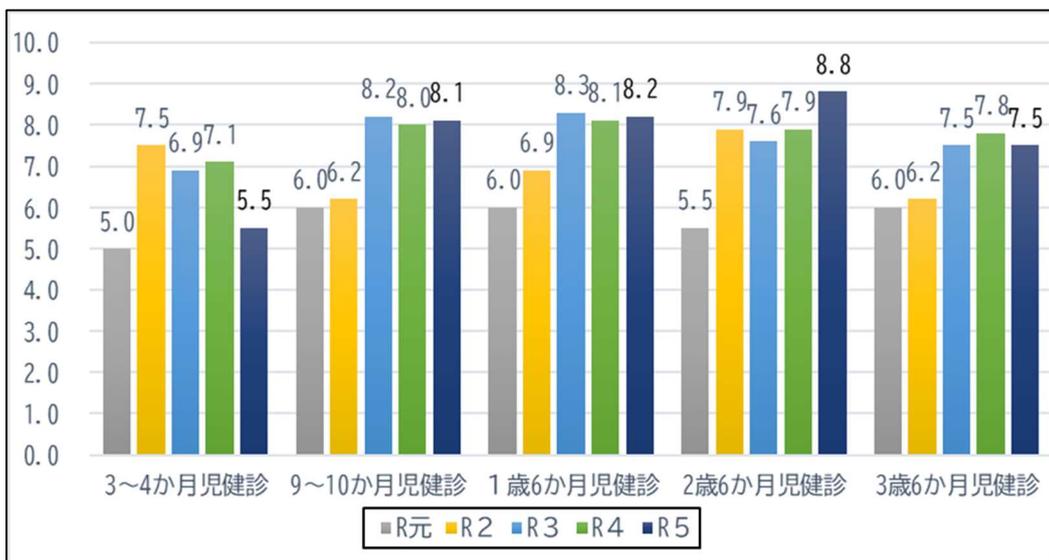
10
11
12
13
14

市町で実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルスの影響を
受け、令和2 年度(2020 年度)の9 ~ 10 か月健診で 90%を切っていましたが、
令和3 年度(2021 年度)以降は、どの健診も 90%以上の受診率となっています。



1
2
3
4
5
6

乳幼児健診において、保護者側の育児上の問題や育児不安、虐待の疑い等で保健指導や相談支援、他機関との連携が必要な割合は、年度によってばらつきはあるものの、近年9～10か月から2歳6か月児健診において高くなる傾向がみられます。



7
8

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境づくり

- ・子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。
- ・「令和4年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率は15.4%（平成30年調査比0.3ポイントの低下）、子どもの貧困率は11.5%（平成30年調査比2.5ポイントの低下）で、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）で44.5%（平成30年調査比3.8ポイントの低下）と依然として高い水準となっています。
- ・コロナ禍において、失業やシフト減等により生活困難に陥った子育て世帯のなかには平時から経済的にゆとりのない世帯も多く見られたため、支援を必要とする世帯に迅速、かつ確実に支援を届けられるよう、引き続き市町との連携等を図る必要があります。

(2) 子どもの居場所づくりと体験機会の確保

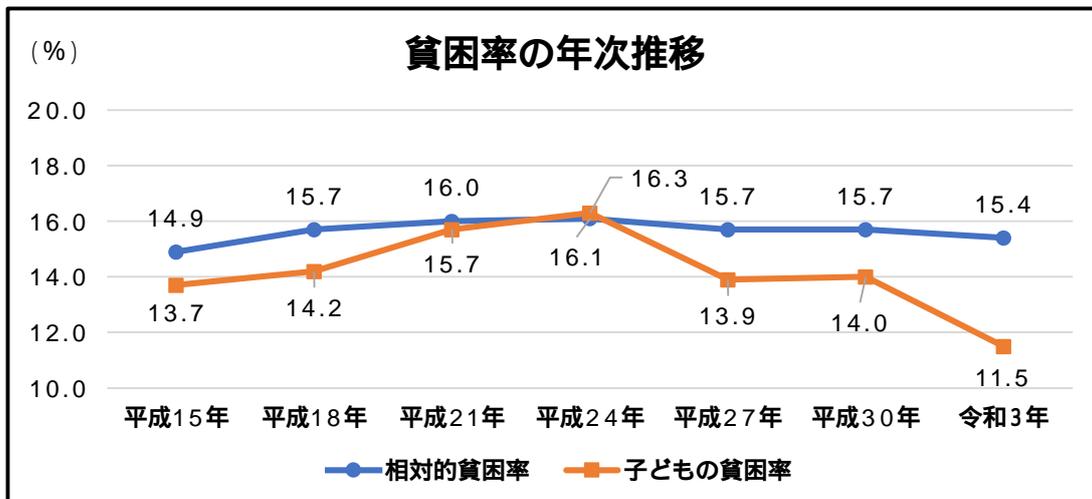
- ・コロナ禍において、小学生、中学生、高校生、大学生等および未就学児の保護者を対象に実施した大規模なアンケートでは、どの学年においても約10%の子どもが「食事ができずに困ることがあった」と回答していることから、子どもたちの心身の健やかな成長を支援する居場所づくりが必要です。
- ・貧困の状況にある子どもや若者が社会的孤立に陥ることのないよう、安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保することが必要です。

【子どもの貧困について】

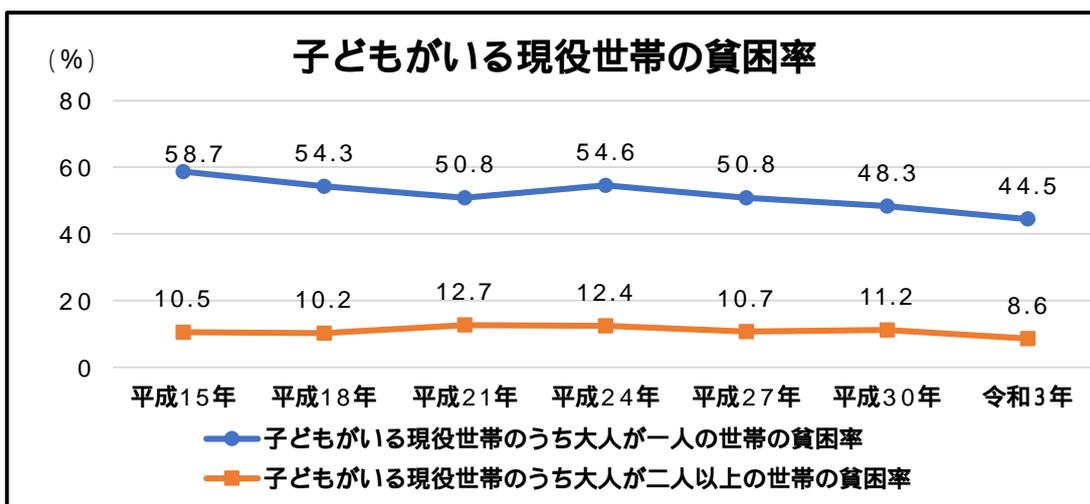
令和4年国民生活基礎調査において、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護（教育扶助）と就学援助の受給割合は令和5年度において11.8%となっています。また、令和4年3月の本県の高校進学率は、一般世帯で99.1%、生活保護世帯で92.4%と6.7ポイントの差がある状況です。なお、特に貧困率が高いとされている母子家庭は、令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では年間就労収入の平均は250万円であり、200万円未満の世帯が母子家

1 庭全体の39.2%を占めています。

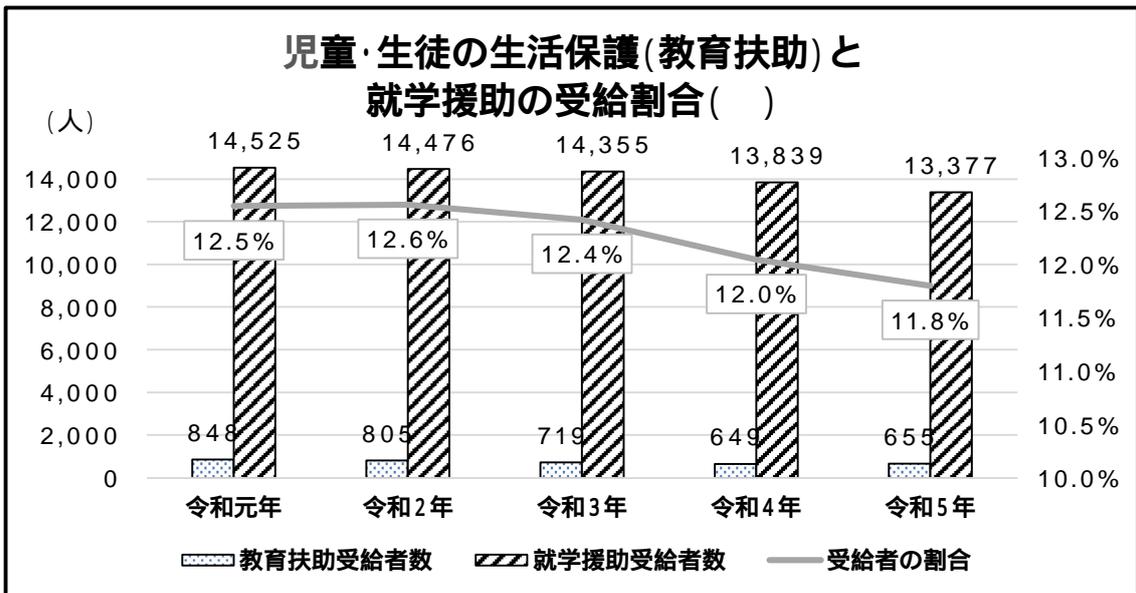


2



3

(資料) 国民生活基礎調査の概況 厚生労働省



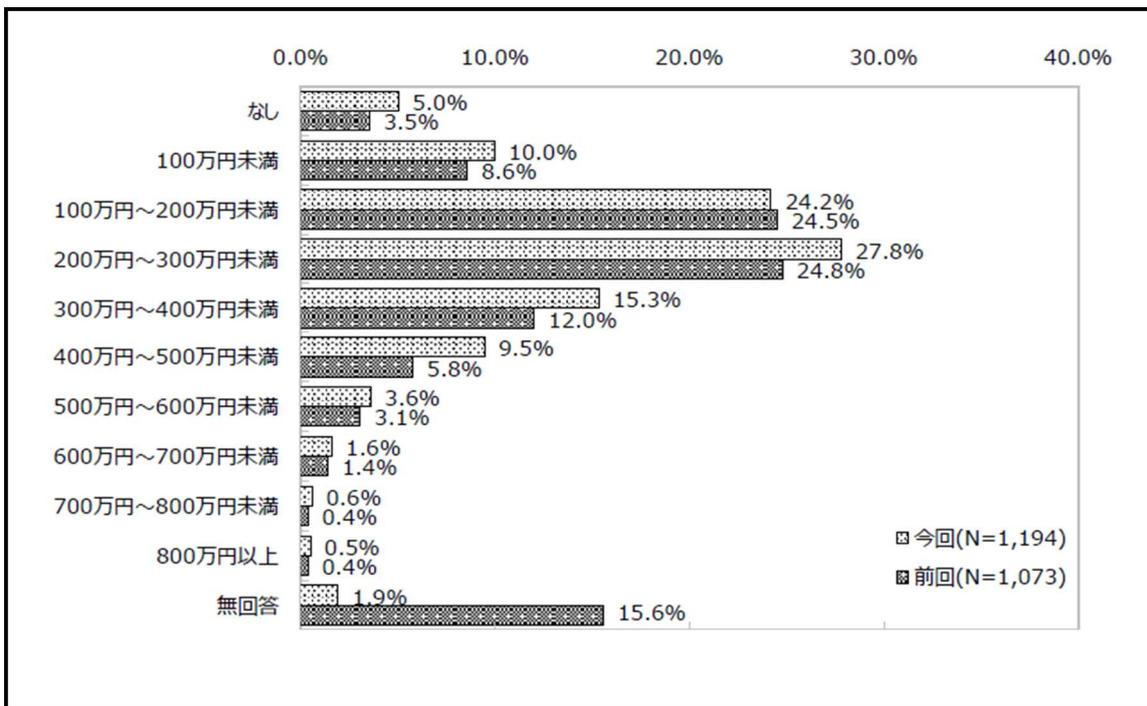
(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ)

(滋賀県教育委員会事務局調べ)

() (生活保護(教育扶助)受給者数 + 就学援助受給者数) ÷ 小学校および中学校の児童数

1
2
3
4
5

母子家庭の就労収入(滋賀県)

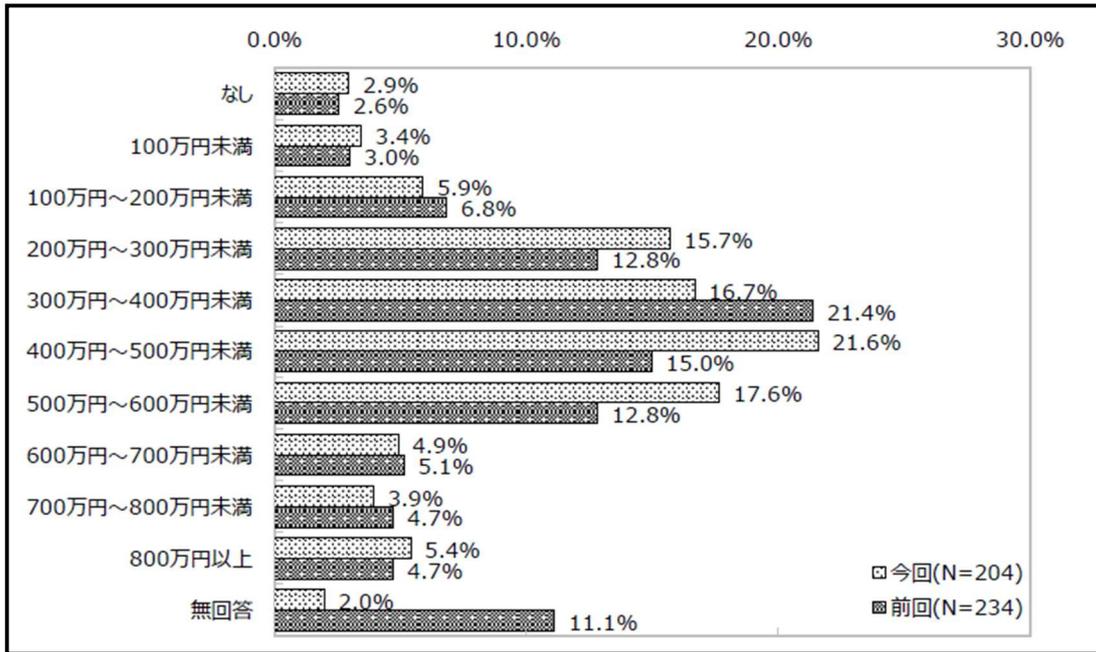


(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

6
7
8
9

1

父子家庭の就労収入（滋賀県）



(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

2

3

4

5

6

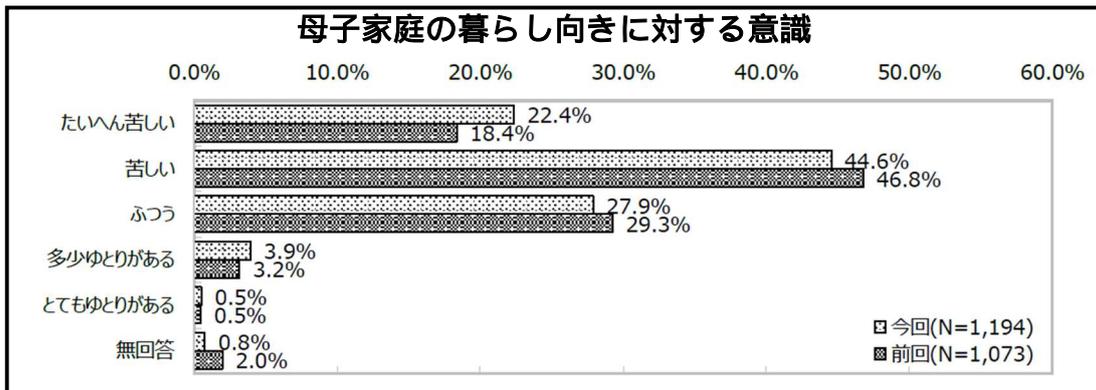
7

8

9

10

11



12

13

14

15

16

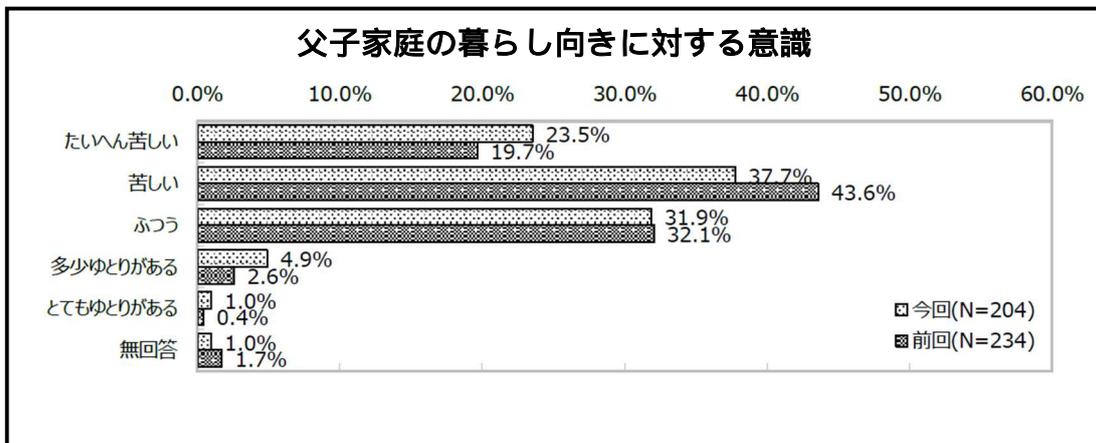
17

18

19

20

21



(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

22

23

6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立

- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- ・ひとり親家庭が経済的に自立し、子どもが健やかに成長するためには、養育費の確保が重要であり、養育費確保のための支援制度が必要です。
- ・ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居確保に係る支援策が必要です。
- ・「共同親権」については、令和6年の民法改正を受けて国において検討されている制度の動向を踏まえて、関係機関や専門家等との連携を図っていく必要があります。

(2) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援

- ・ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職を含むキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、民間事業者に対してひとり親の優先雇用に係る協力要請やひとり親家庭への理解促進を図ることが必要です。
- ・ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った日常生活面における支援を充実することが必要です。

(3) 安心して地域で暮らせる環境づくり

- ・多くのひとり親家庭は、子育てや就労等の様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において、声かけや子どもの見守り等を行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

(4) 支援制度の利用促進

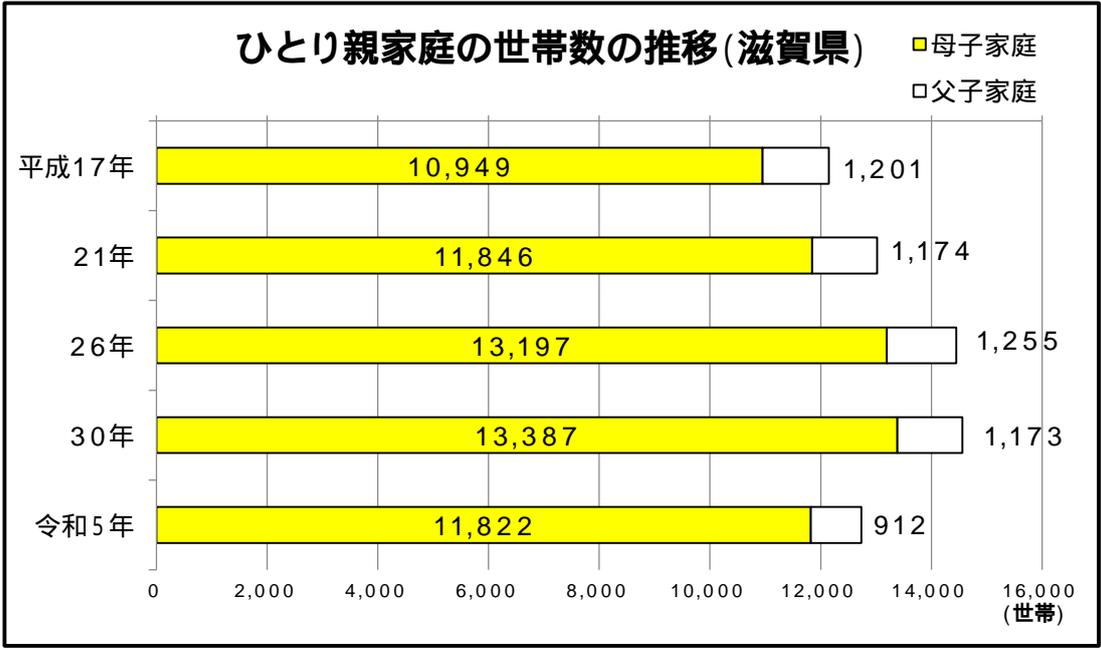
- ・ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭への的確に情報を届けるための方策が必要です。
- ・ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせ提供することが求められるため、相談体制を充実させる必要があります。
- ・ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供等を行っていただくひとり親家

1 庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困
2 難」「他機関との連携が少ない」といった課題が見受けられるため、SNS
3 を活用するなど支援が必要な方へのアプローチ方法を見直す必要があります。
4

5

6 **【ひとり親家庭について】**

7 県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で12,734世帯（母子
8 家庭11,822世帯、父子家庭912世帯）であり、前回の計画策定時点である平
9 成30年4月1日現在の14,560世帯と比べると1,826世帯（12.5%）減少し
10 ています。ひとり親家庭になった理由として、母子家庭においては離婚が最
11 も多く、次いで未婚、死別となっています。また、父子家庭においては離婚
12 が最も多く、次いで死別、未婚となっています。



13

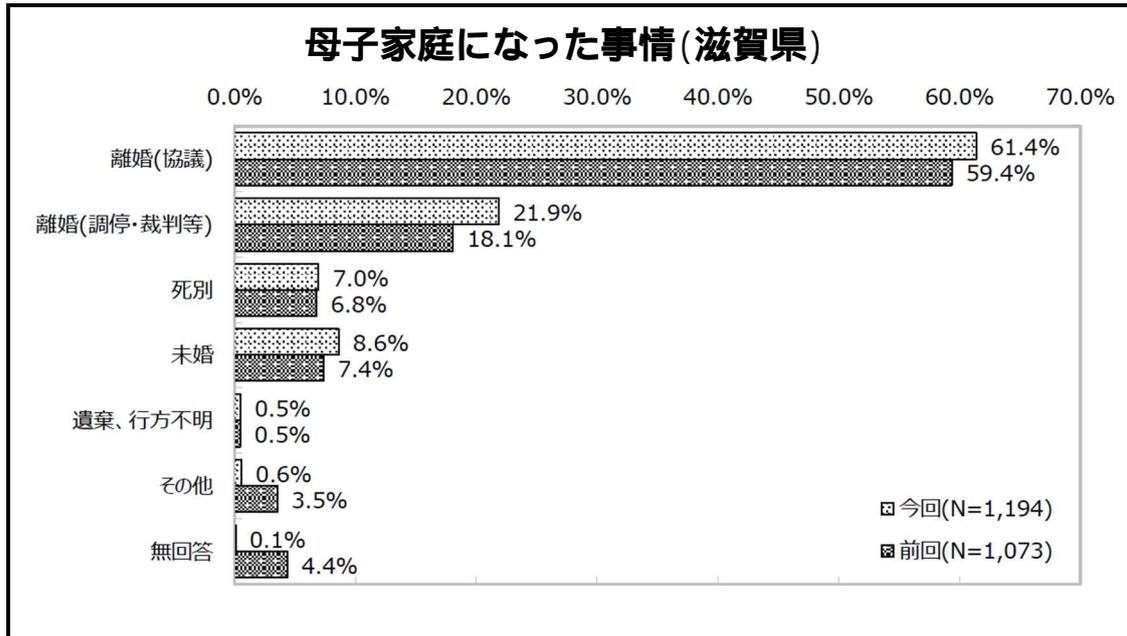
(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

14

15

16

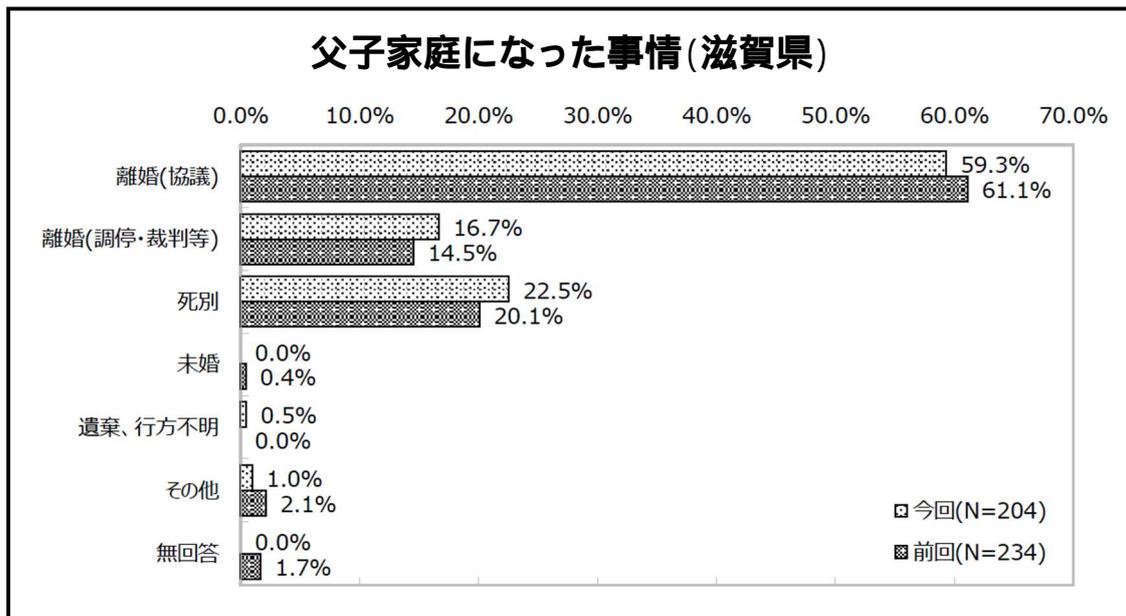
1



2

3

(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県



4

5

6

(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

7

8

9

10

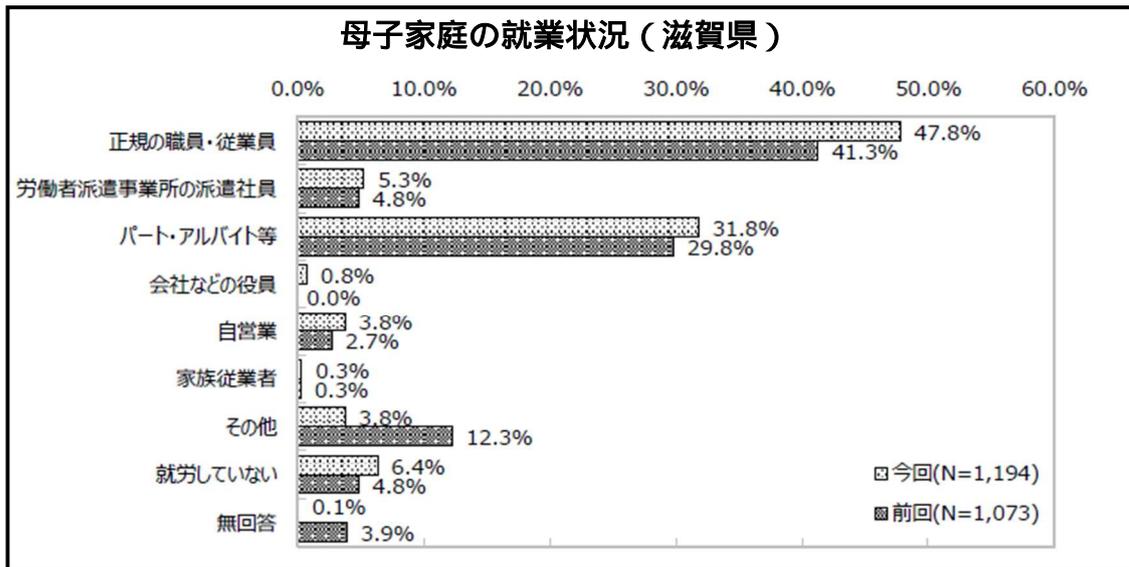
11

12

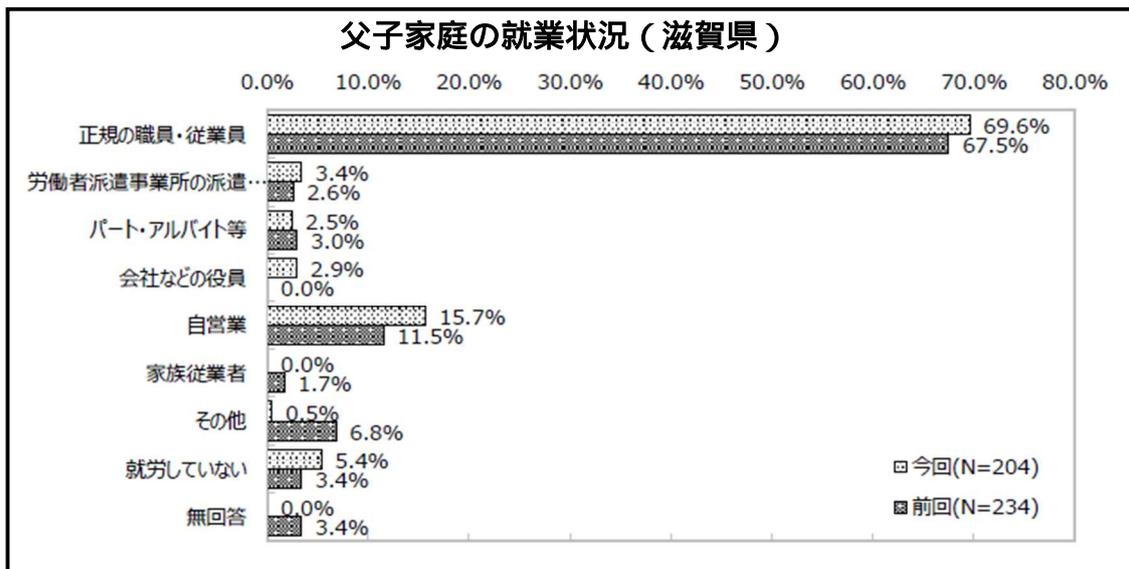
13

母子家庭の母の就業状況は正社員が47.8%と最も多いものの、年間就労収入の平均は250万円であり、県全体の女性の年間就労収入の平均と比べると低く、父子家庭においても経済的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい環境に置かれています。また、ひとり親家庭の全てということでは決してありませんが、就業状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心・安全に子どもを生ま育てられる環境づくり

- ・本県の総人口に占める子ども・若者の割合は 27.8%となっており、全国の 26.1%を上回っているものの、年々減少していることから、誰もが子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生ま育てられる環境づくりが必要となっています。
- ・婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇に表れる、未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生ま育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望の持てる社会の実現が必要となっています。
- ・高齢になるほど、妊娠の確率が低くなり、妊娠しても出産時のリスクが高まることから、妊娠・出産を希望する人は、若い時から自分の身体の状態を知り、妊娠・出産を含めたライフプランを考えられる機会が必要です。
- ・子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であること、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えており、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- ・安心・安全に子どもを生ま育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。
- ・安全・安心な出産を迎えるためには、子どもの時からのプレコンセプションケアの教育、理解が重要です。子どもに命や自分自身の健康を守ることの大切さ、妊娠・出産についての正しい知識について啓発をする必要があります。また、子どもを支える社会全体にも正しい知識を啓発する必要があります。
- ・不妊や不育治療に対する相談支援、妊娠期からの相談や安心・安全に出産が迎えられる周産期医療体制や出産前後の支援の充実など、子どもが生まれる前から切れ目のない支援が必要です。
- ・乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者と乳幼児の心身の健康を守るために、全ての乳幼児・保護者に対し、乳幼児健診で健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見および早期対応を行い、また保護者の子育ての困難さや悩みを傾聴し相談対応することで、育児不安の軽減を図り必要な支援につなげることが必要です。
- ・幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育

1 および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要です。

- 2
- 3 ・保育所等の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいと
- 4 という需要も増加し、毎年待機児童が発生していることから、今後も市町の計
- 5 画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を支援するとともに、保
- 6 育士等の人材確保により保育の質を確保することも必要です。
- 7 ・一方で、人口減少地域においては、施設の統廃合や定員の減調整が行われて
- 8 いる地域もあり、将来を見据え、多機能化や地域共生の観点での支援や、地
- 9 域における子育ての拠点として、保育所等の施設機能を維持していくことも
- 10 求められます。
- 11 ・保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、保育補助者の配置やICT
- 12 化等による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊
- 13 性を勘案し、更なる処遇改善に取り組む必要があります。
- 14 ・全ての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子
- 15 育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家
- 16 庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結び
- 17 つくような支援が必要です。
- 18 ・仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、保育所等のように長
- 19 時間子どもを預けることができず、離職せざるをえなくなったり、働き方を
- 20 見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、
- 21 こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置や地域におけ
- 22 る子育て支援に携わる人材の育成が必要です。
- 23 ・発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、
- 24 支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学
- 25 校、中学校および高等学校を通した支援といったタテのつながりも必要です。
- 26 ・近年の多国籍化の進展も考慮の上、外国につながるをもつ子どもが安心して
- 27 過ごすことが出来る教育・保育環境を整備することや、教育・保育の質の確
- 28 保が必要です。また、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国とは異なる環
- 29 境から生じる様々な悩みやストレスを解消するための支援も必要です。
- 30 ・重大事故（死亡や治療に30日以上を要する怪我や疾病等）をはじめ、園児
- 31 の置き去りや見失い事故、虐待・不適切な保育が全国的に相次いでいます。
- 32 さらに、日本版DBSの導入等も踏まえ、子どもへの性暴力防止のための
- 33 取組も必要です。

34

35 (3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える気運の醸成

- 36 ・子どもが、将来の滋賀を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、
- 37 社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという気運の醸成を図ることが

1 必要です。

2 ・全出生児の約 11.6 人に 1 人（令和 3 年）が体外受精等の生殖補助医療によ
3 る出生児であり、年々増加している中、企業や地域、行政等において不妊治
4 療における理解の促進や治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが
5 重要です。

6 ・県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援
7 の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働し
8 て、地域で子育て・子育てを支える環境づくりを進めていくことが必要です。

9 ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感や負
10 担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間
11 関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要です。

12 ・企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が共に
13 子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、
14 短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、
15 企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組の促進、男性の
16 育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

17

18

1 **【晩婚化、未婚化の進展】**

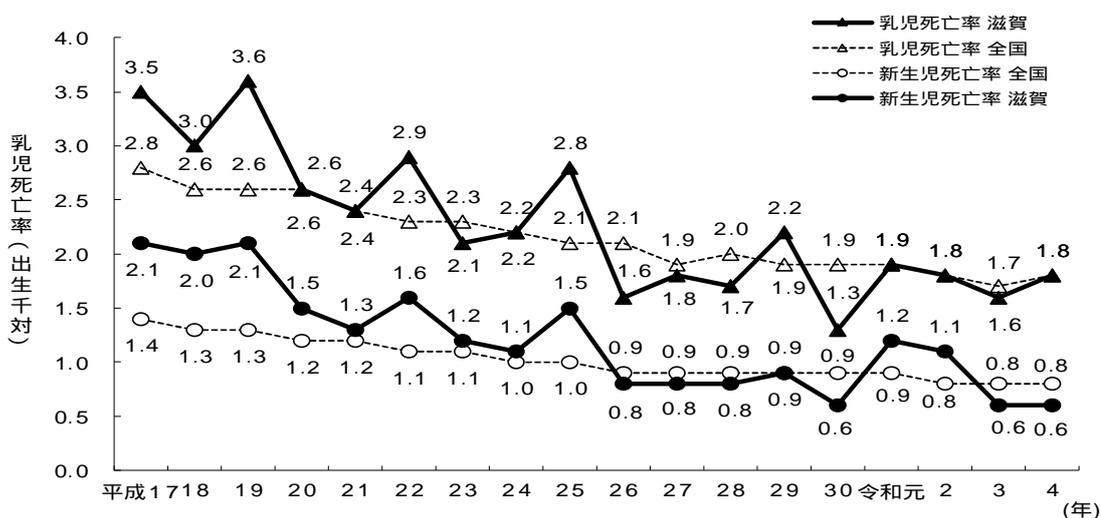
2 平均初婚年齢の推移および婚姻率の推移については8、9ページに掲載。

4 **【乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率】**

5 本県の乳児死亡率(出生千対)は、緩やかな低下傾向となっています。令
6 和4年の乳児死亡数は18人で、乳児死亡率は1.8でした。うち、新生児死
7 亡数は6人で、新生児死亡率は0.6となっています。

8 本県の周産期死亡率(出産千対)は、平成19年以降、変動はありますが、
9 低下傾向となっています。令和4年の周産期死亡数22人(うち早期新生児
10 死亡数5人)で、周産期死亡率は2.2で、令和2年以降全国値を下回って
11 います。

13 **乳児死亡率、新生児死亡率の推移**

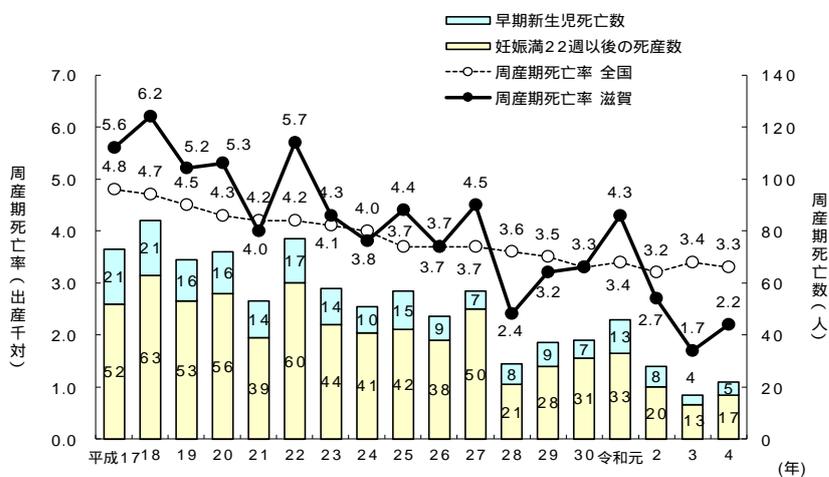


(資料)「令和4年人口動態統計」より

乳児死亡： 生後1年未満の死亡
 乳児死亡率： 乳児死亡数を出生数で割ったもの
 新生児死亡： 生後4週間未満の死亡
 新生児死亡率： 新生児死亡数を出生数で割ったもの
 早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

周産期死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

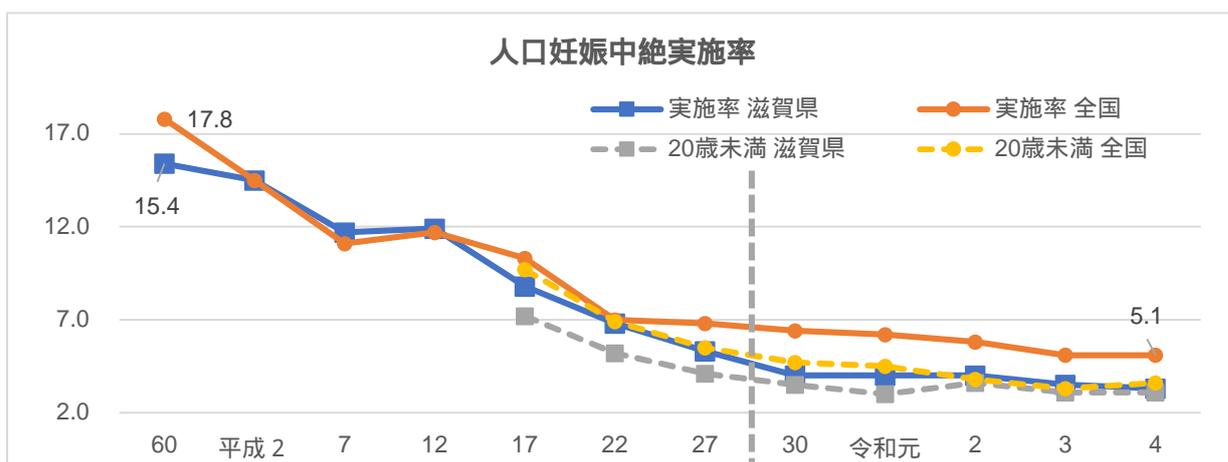
周産期死亡: 妊娠22週以後の死産 + 生後1週未満の早期新生児死亡
 周産期死亡率: 周産期死亡数を出産数(出生数 + 妊娠22週以後の後期死産数)で割ったもの
 早期新生児死亡率: 出生数で割ったもの
 妊娠22週以後の死産率: 出産数で割ったもの

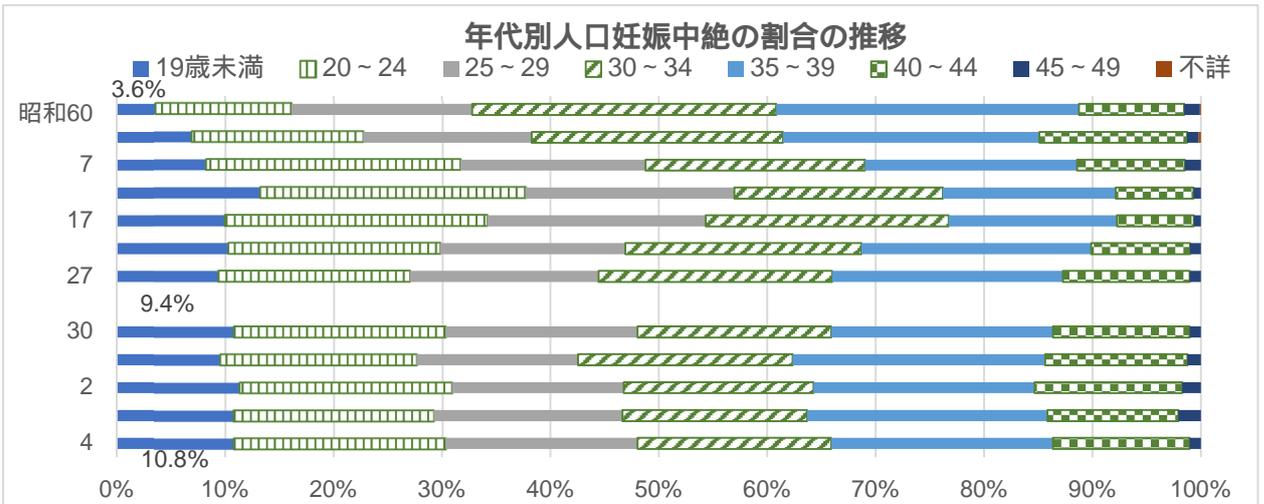
(資料)人口動態統計 厚生労働省

【母性および乳幼児の健康の状況】

ア 人工妊娠中絶

令和4年の人工妊娠中絶件数は910件(うち10代106件11.6%)で、平成27年の1,565件(うち10代147件(9.4%))から件数は減少傾向にありますが、うち10代の全体に占める割合は増加しています。



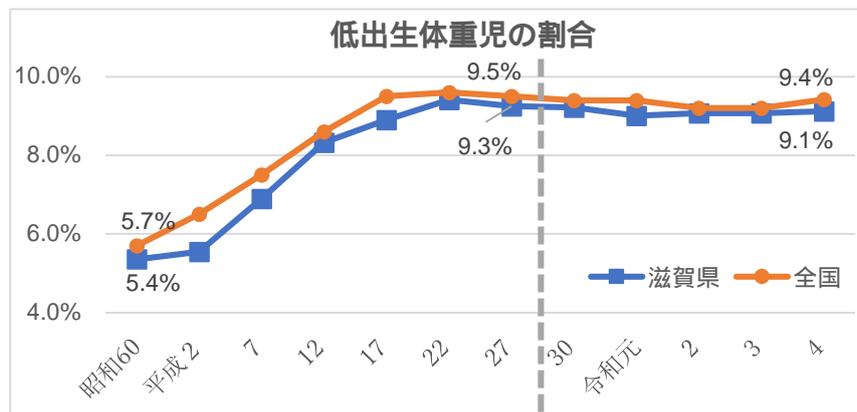


(資料) 衛生行政報告 第9章 表6、表7 (平成12年以前は母体保護統計)

イ 低出生体重児の割合

令和4年の出生児9,766人のうち、2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、全体の9.1%で10年以上同様の傾向が続いています。

低出生体重児の母体側の要因として、年齢(若年・高齢)、低栄養、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、歯周病、喫煙、飲酒等様々な要因が示唆されています。



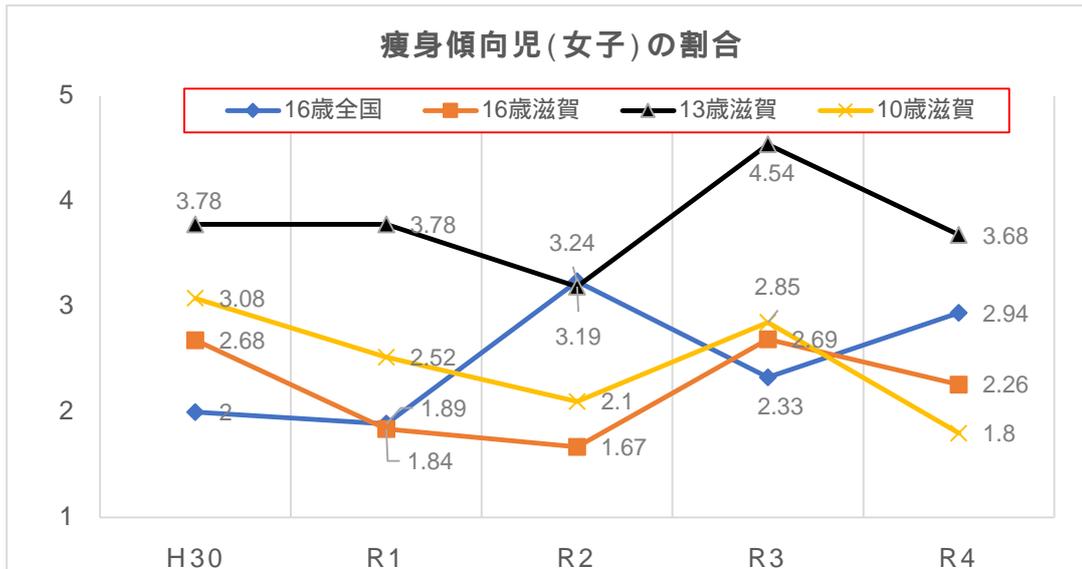
(資料) 人口動態統計 厚生労働省

1 **ウ 女性の痩身傾向**

2 令和4年の女性の痩身傾向(児)の割合は、中学2年生(13歳)3.68%(全
3 国3.3%)、高校2年生(16歳)2.26%(全国2.9%)となっています。

4 また、BMI18.5未満の20~30歳代の女性の割合は20.9%で痩身傾向の
5 割合が他の年代と比べて高くなっています。

6



(資料) 学校保健統計 文部科学省

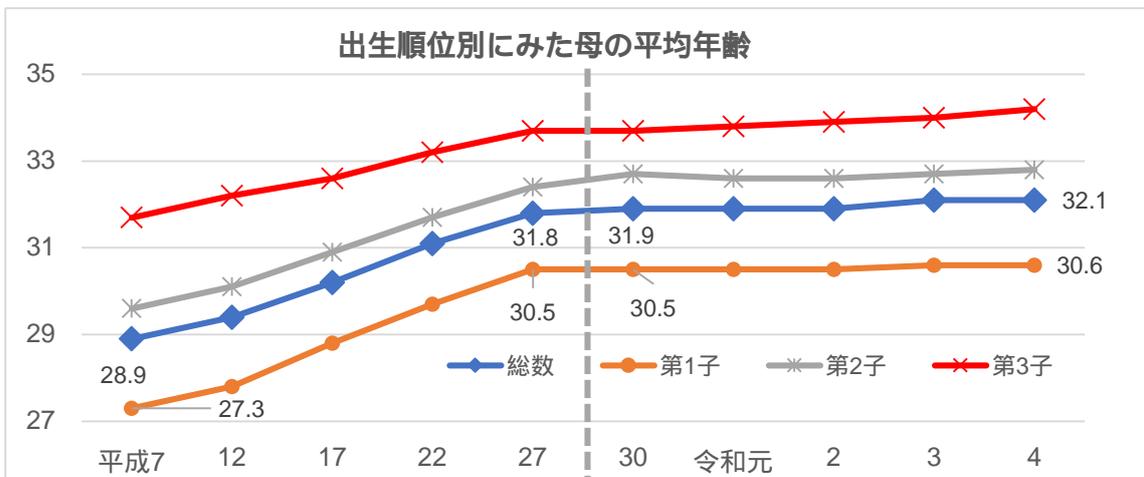
7

8

9 **エ 出生順位別にみた母の平均年齢**

10 令和4年の出生時の母の平均年齢は、35歳以上の割合が28.8%で増加傾向
11 にあります。また、第1子出生時の母の平均年齢は30.6歳で、平成24年に
12 30歳を超えてから徐々に高齢化が進んでいます。

13



(資料) 人口動態統計 厚生労働省

14

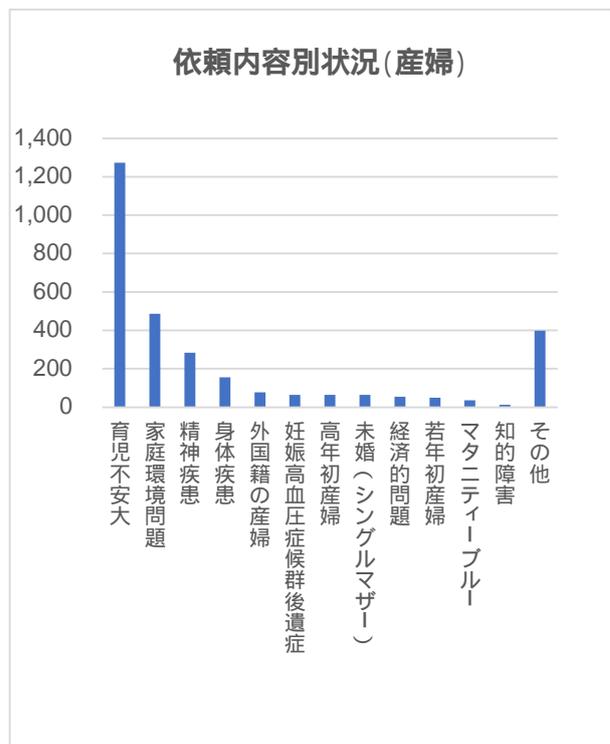
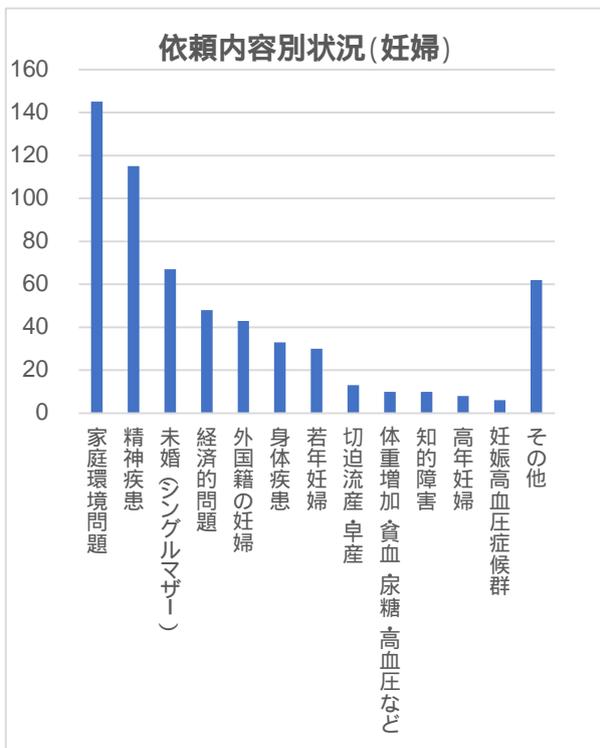
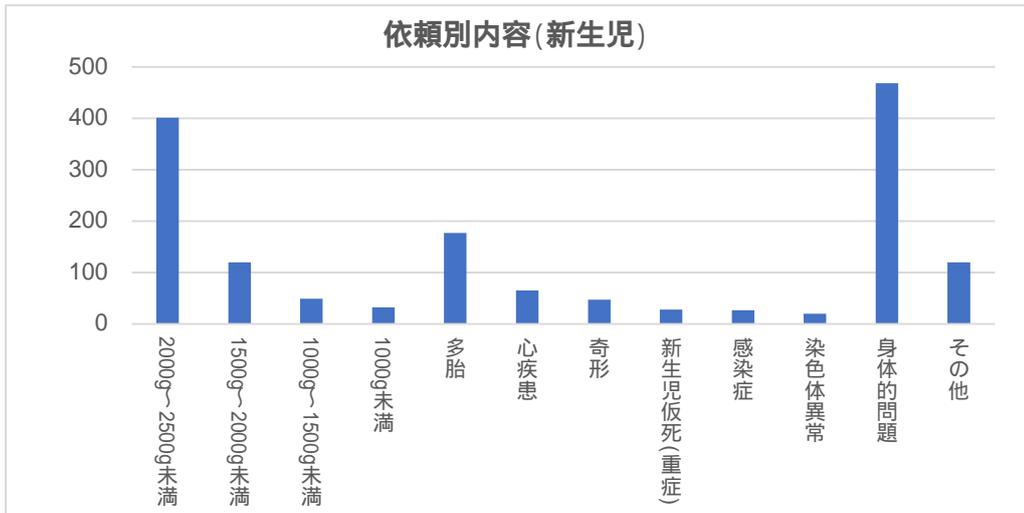
15

16

1 **オ ハイリスク妊産婦・新生児の連絡状況**

2 令和4年度のハイリスク妊産婦・新生児援助事業の医療機関から市町への
3 連絡件数は妊婦 352 件、産婦 1,800 件、新生児 1,081 件で高い割合が継続し
4 ています。連絡内容は、妊婦は家庭環境問題 145 件、精神疾患 115 件、未婚
5 (シングルマザー) が 67 件の順で多く、産婦は育児不安 1,273 件、家庭環境
6 問題 486 件、精神疾患 284 件の順で多くなっています。

7 また、新生児の連絡内容は低出生体重児が 602 件(うち 1,000g 未満が 32
8 件)、多胎が 177 件と多くなっています。

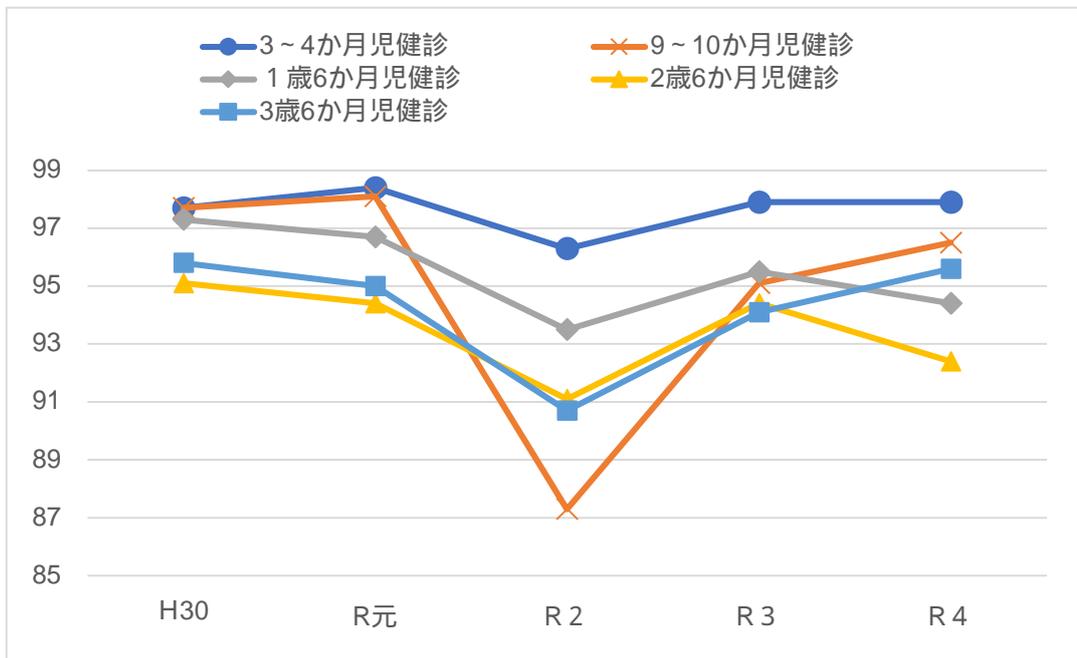


1 **カ 産後ケア事業の登録事業所の利用者**

2 県に産後ケア事業の登録をしている事業所の令和4年度の利用者数は、短
3 期入所（ショートステイ）型延べ100人、通所（デイサービス）型延べ752
4 人、居宅訪問（アウトリーチ）型延べ48人で利用者は増加傾向となっていま
5 す。

6
7 **キ 乳幼児健診の状況**

8 市町が実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の
9 影響を受け、令和2年度の9～10か月児健診で90%を切っていますが、令和
10 3年度以降はどの健診も90%以上の受診率となっています。



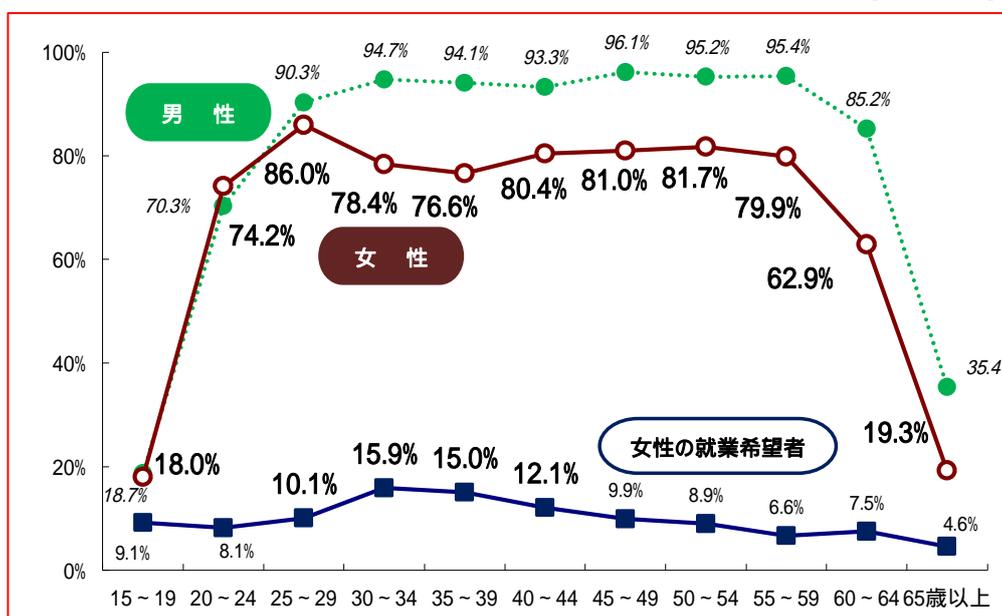
【女性の就労状況と男性の子育てへの関わり】

ア 女性の有業率

近年、働く女性が増加し、25～44歳の世代に有業率が落ち込むいわゆる字カーブは浅くなってきています。

一方で、多くの女性が就業を希望しており、25～44歳の滋賀県の無職の女性のうち、就業希望者は約2万人にのぼります。(就業構造基本調査25～44歳約67%)

男女別・年齢階級別有業率および女性の就業希望者比率（滋賀県）



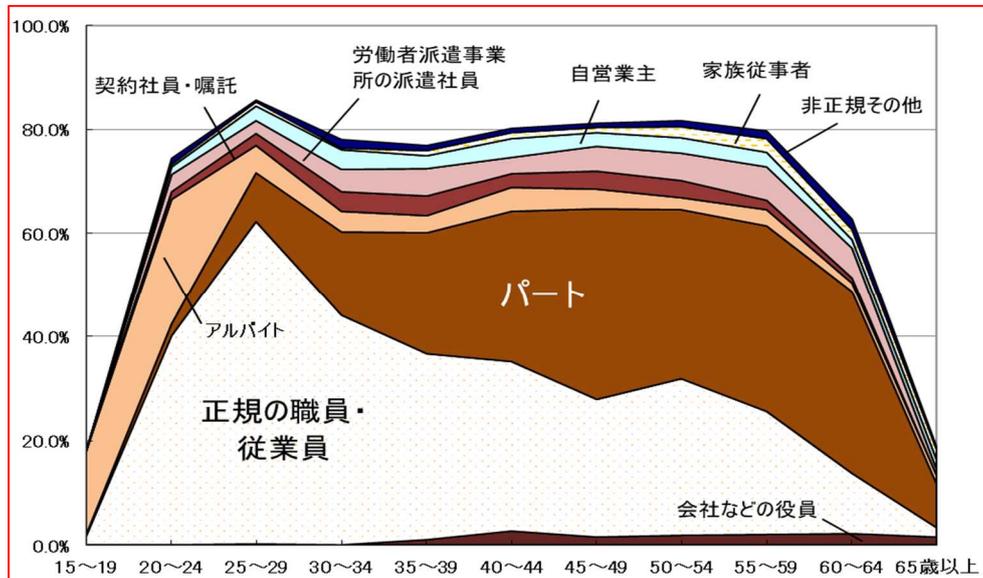
(資料) 就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

イ 女性の就業形態

子育て期にあたる30歳代で低い有業率は40歳代で回復しますが、パートタイム労働者の割合が高くなっています。

1

年齢階級別女性の就業形態（滋賀県）



2

（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年

3

4

5

ウ 男性の子育てへの関わり

6

本県の事業所における女性の育児休業取得率は高い水準で推移し、90%以上の女性が育児休業を取得しています（令和4年度全国平均90.6%）。男性の取得率は大きく上昇しており、令和5年は過去最高の取得率となっています（令和4年度全国平均21.1%）。

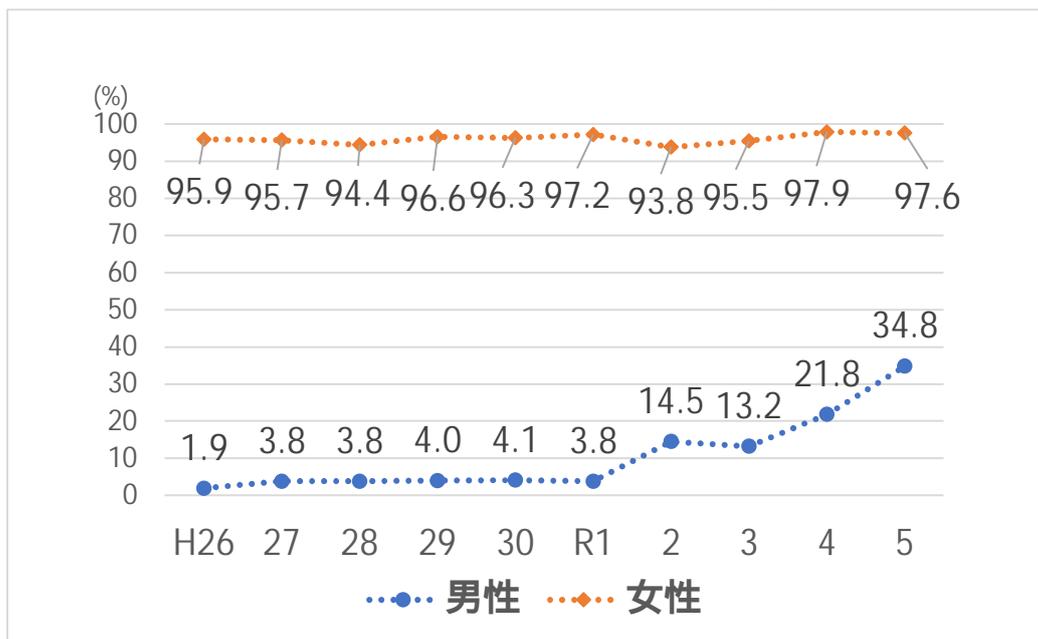
8

9

10

11

県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）



12

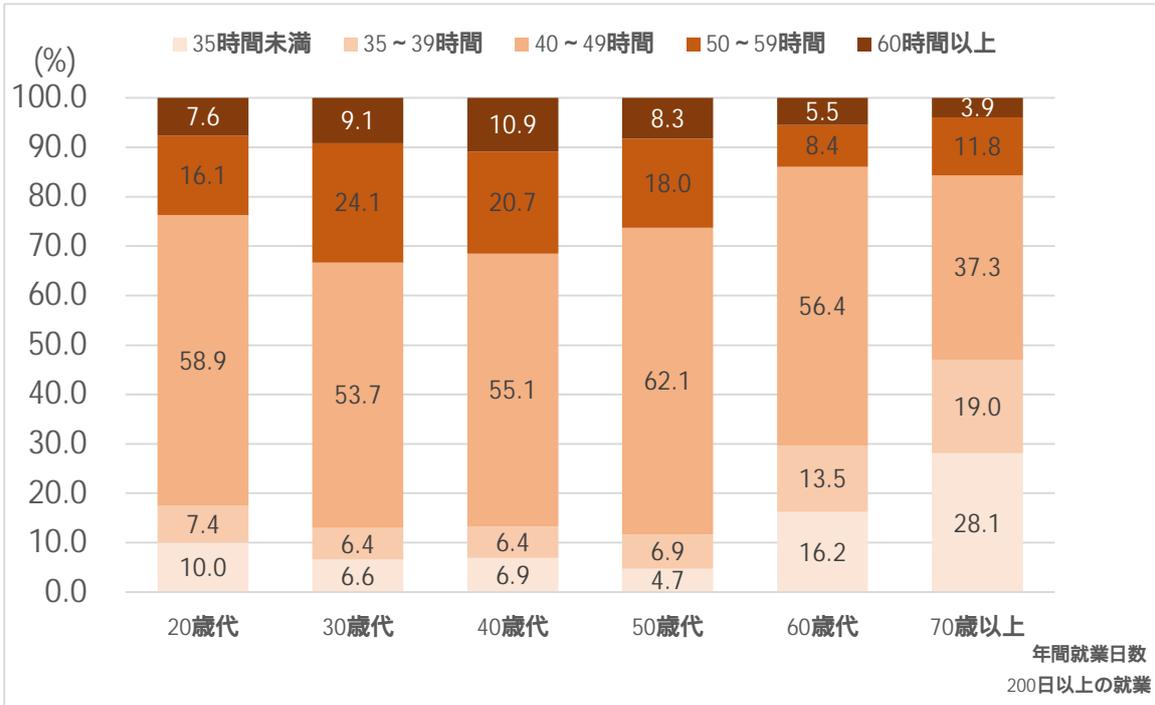
（資料）労働条件実態調査 滋賀県

1 **エ 男性の長時間労働**

2 男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で週50～59時間が24.1%、
3 60時間以上が9.1%を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

4
5

男性の年齢階級別1週間の就業時間（滋賀県）



6

（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年

7

8 **【保育所等・幼稚園の利用状況と待機児童の現状等】**

9 **ア 保育所等・幼稚園の利用状況**

10 令和5年4月1日の保育所等数は339園、児童数は33,602人であり、令和
11 2年度（現行計画初年度）と比べ、保育所等数で13か所増加、児童数は164
12 人減少しています。

13 利用児童数はこれまで右肩上がり増加してきましたが、ここ数年は少子
14 化の影響もあり、横ばいから微減となっています。

15 一方、令和5年5月1日現在の幼稚園数は120箇所、児童数は8,411人で、
16 認定こども園への移行等により、令和2年度と比べ11か所減少、児童数は
17 2,898人減少しています。

18

19

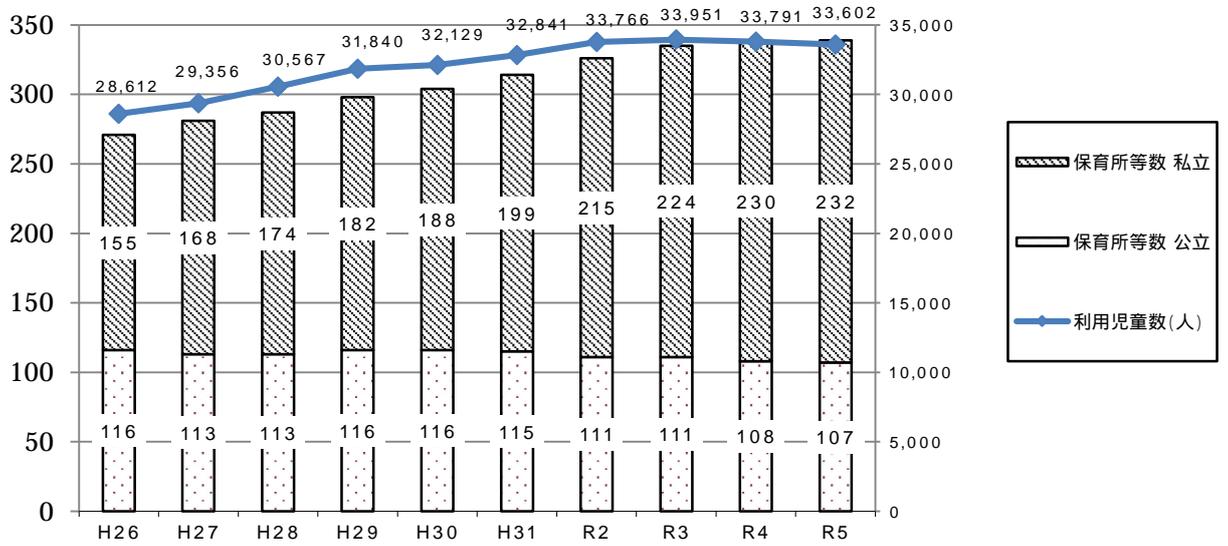
20

21

22

1

保育所等の児童数の推移



2

(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

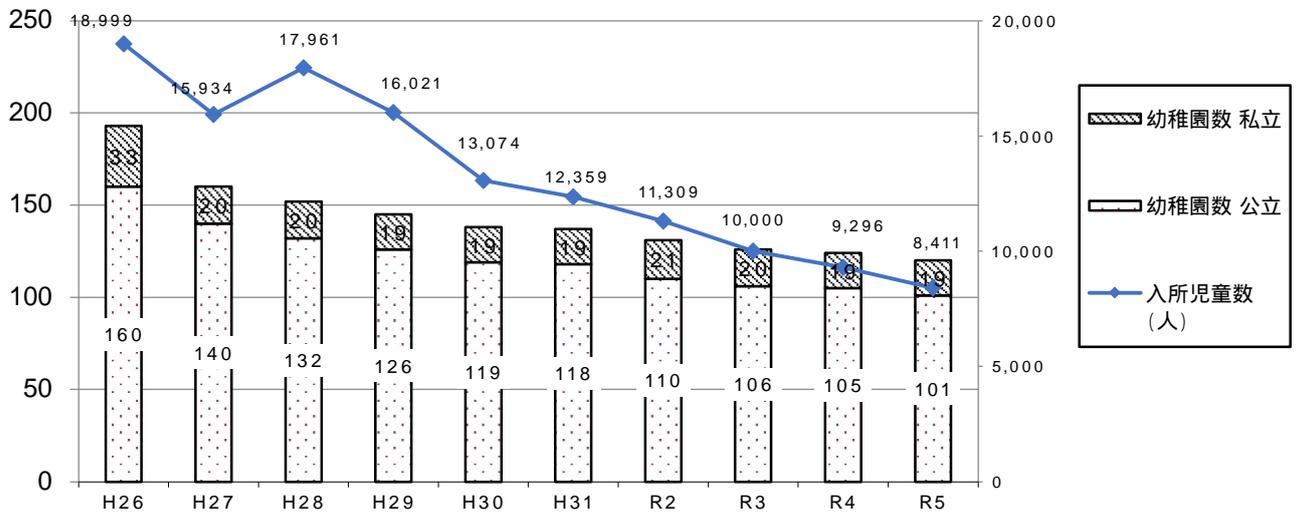
3

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

4

5

幼稚園の児童数の推移



6

(資料) 学校基本調査 文部科学省(各年5月1日現在)

7

(注) 幼稚園：幼稚園型認定こども園を含む

8

9

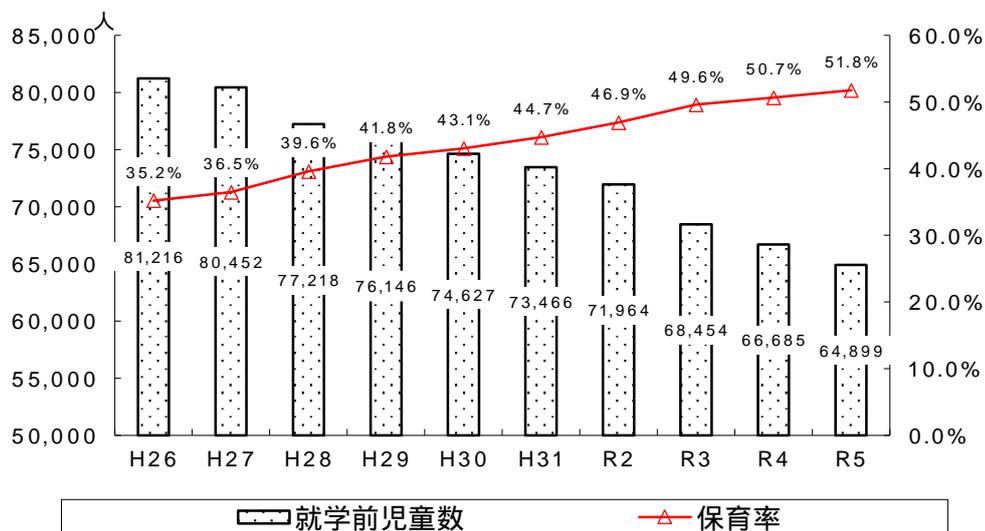
10

11

12

1 保育所等利用率の推移

2 令和5年4月1日の就学前児童数は、64,899人で、令和2年4月1日の
 3 71,964人と比べ、7,065人減少している中で、保育所等の入所児童数は増加
 4 しており、利用率は51.8%と半数を超え、保育ニーズの高まりがみられます
 5 (R5保育率全国平均52.4%)



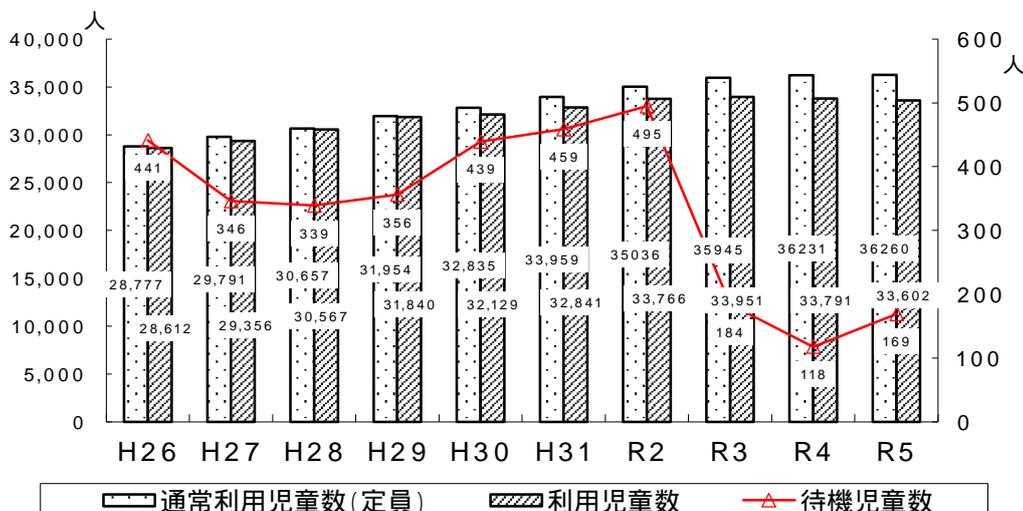
6 (資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

7 (注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

9 イ 待機児童の推移

10 保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在において
 11 も、169人の待機児童が生じています。

12 女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行
 13 からの利用控えの解消等により、再び増加しています。



14 (資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

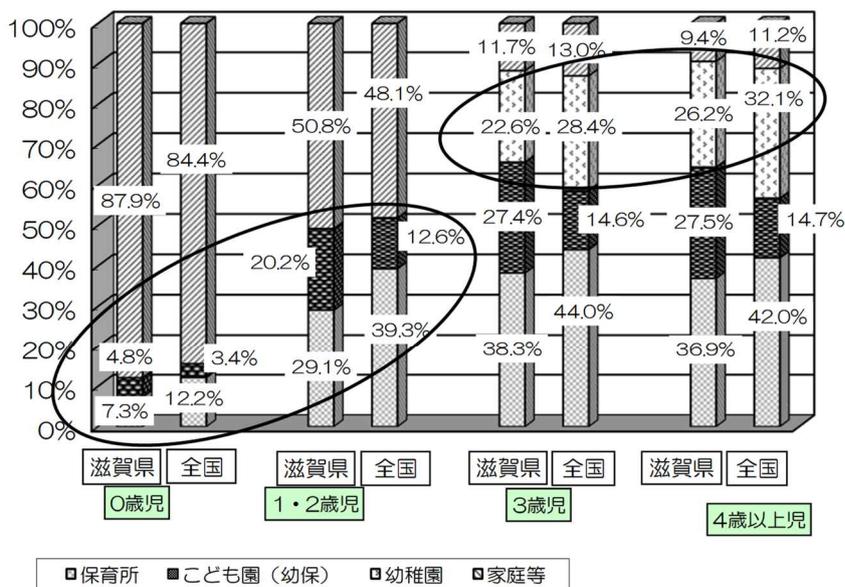
15 (注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

1
2
3
4
5
6
7

ウ 児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所の利用率がやや低く、幼稚園就園率も低い状況にあることから、家庭支援のニーズが高いことがうかがえます。

就学前児童の居場所



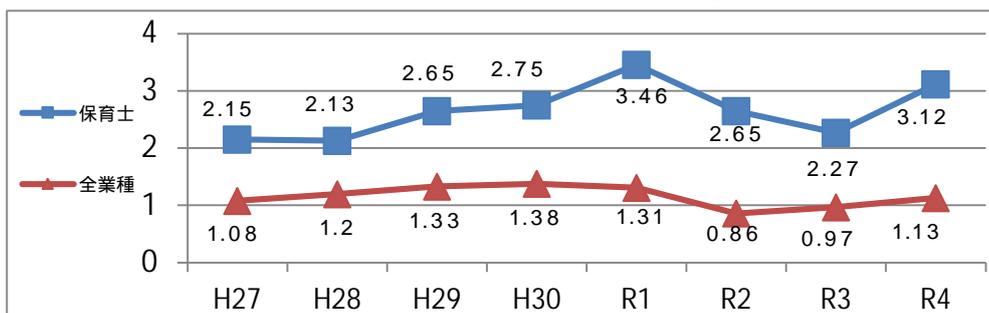
滋賀県出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 毎月人口推計(令和5年4月)
 全国出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 総務省人口推計(令和4年10月)

(注)保育所:保育所型認定こども園含む、こども園:幼保連携型認定こども園のみ、幼稚園:幼稚園型認定こども園含む

エ 保育人材の状況

保育士有効求人倍率は平均して2倍以上で推移し、3倍を超える年度もあるなど、他職種と比較して高く、慢性的に保育人材が不足している状況です。

有効求人倍率の推移(滋賀県)



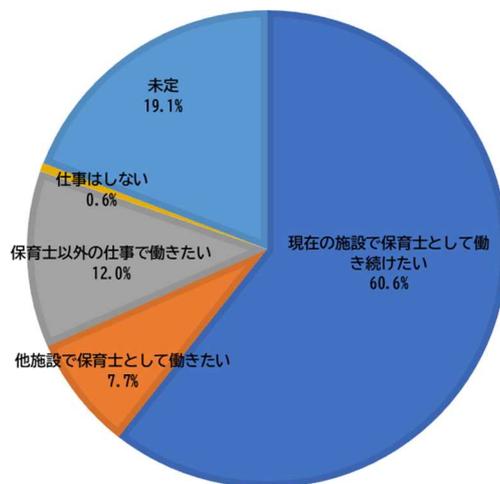
(資料) 労働局公表値より滋賀県子ども若者部子育て支援課作成

16

1
2 **オ 保育士等実態調査について**

3 滋賀県では、令和6年度に県内の現任保育士等および保育士等養成施設の学
4 生を対象に、保育現場の現況や望む環境など、保育士等の現状と課題を明らかに
5 するため、「保育士等就労等満足度調査」を実施しました。

7 今後の就労意向（現任保育士等）
8 (n=711)

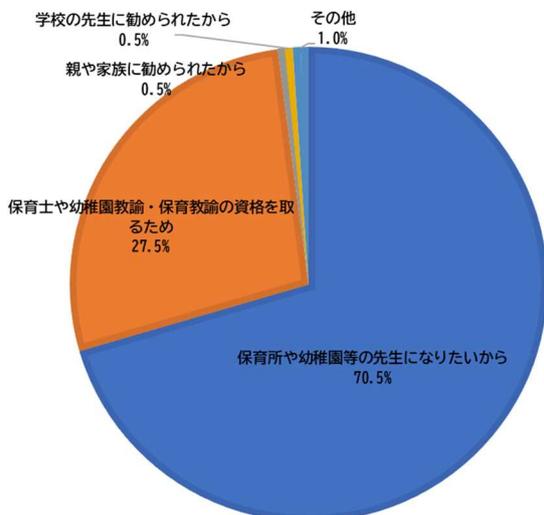


9
10 今後の就労意向については、「現在の施設で保育士等として働きたい」が
11 60.6%で最も多く、「他施設で保育士等として働きたい」の7.7%とあわせると、
12 68.3%が保育士等として働きたいと回答されています。

13 また、保育士等養成施設の学生に調査した結果は以下のとおりでした。

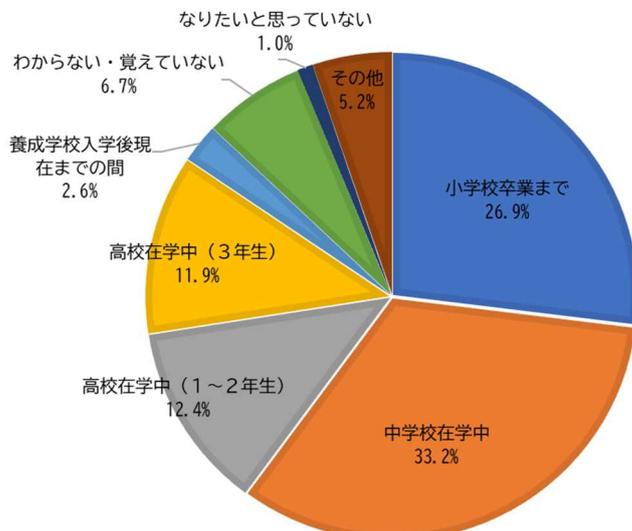
14
15 保育士等養成施設に通っている理由は何ですか。

16 (n=193)



15 保育士等になりたいと思った時期はいつですか。

16 (n=193)



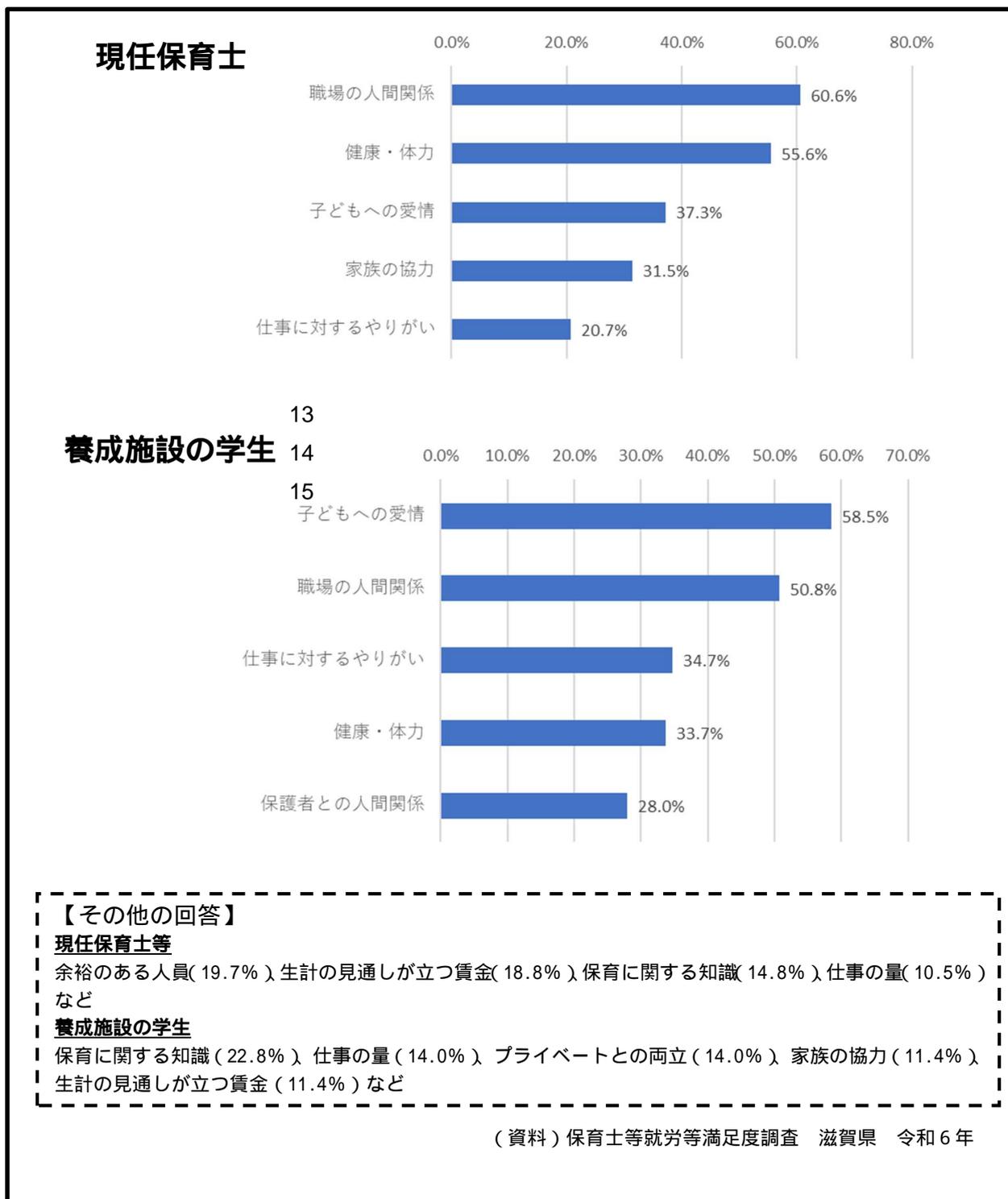
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

保育士等養成施設に通っている理由については、「保育所や幼稚園等の先生になりたいから」が70.5%で最も多く、次いで「保育士や幼稚園教諭・保育教諭の資格を取るため」が27.5%でした。

また、保育士等になりたいと思った時期については、「中学校在学中」が33.2%で最も多く、次いで「小学校卒業まで」が26.9%でした。中学校卒業までに保育士等になりたいと思う人が6割に達しています。

保育士等として働くために必要だと考えていることについて、現任保育士等では、「職場の人間関係」や「健康・体力」が重要であるとの回答が多かった一方で、保育士等養成施設の学生では、「子どもへの愛情」や「職場の人間関係」が重要だと考えていることがわかりました。

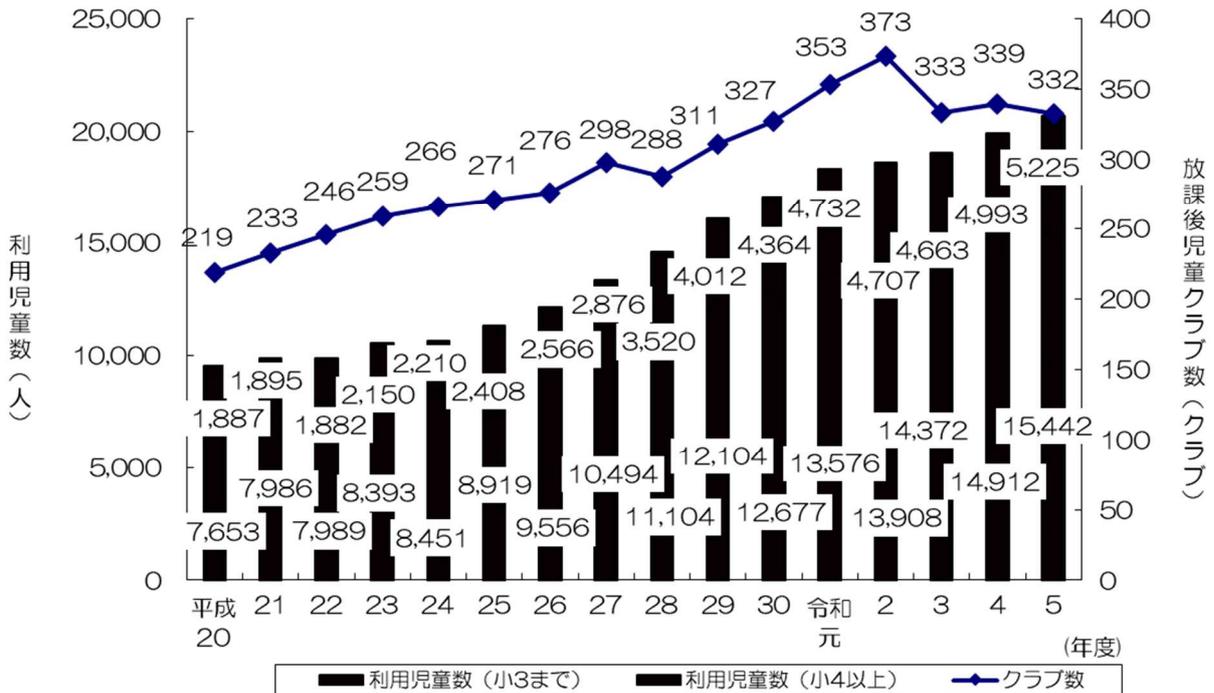
1 保育士等として働くために必要だと考えていること（上位5項目、複数回答）



1
2
3
4
5

カ 放課後児童クラブの状況

令和5年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、332か所で、利用児童数は20,667人（小1～小3：15,442人、小4～小6：5,225人）と年々増加しています。



(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ (各年5月1日現在)

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

キ 放課後児童クラブ実態調査について

滋賀県では、令和3年度に県内の放課後児童クラブを対象に、放課後児童クラブの実態を調査・分析し、今後の効果的な放課後児童クラブの質の向上の取り組みに繋げることを目的として、「放課後児童クラブ実態調査」を実施しました。

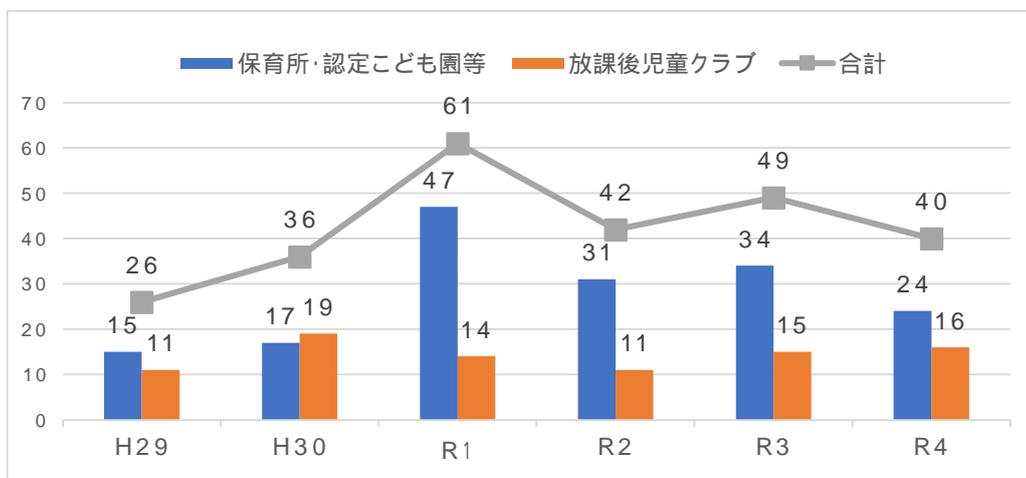
調査項目「放課後児童クラブの運営について課題に感じていること」については90施設から自由記述による回答があり、結果は以下のとおりでした。

1	人材に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 件
2	放課後児童クラブの性質上、フルタイム勤務の募集がしにくく、夕方遅	
3	くまでの勤務となるため、支援員の確保にも苦慮している	
4	補助員増員を求めているが、応募者がいないため、長期休業中の勤務態勢	
5	に困っている。現状のスタッフでやりくりしているので、今後の課題	
6	子どもへの接し方・保育のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 件
7	要支援児童を含め児童一人ひとりの個性を尊重したきめ細かな対応。指導	
8	員によって子どもたちに求める姿が異なり対応にも差が生じている。指導	
9	員として目指す指導のあり方や保育に関する共通理解を促すことが重要	
10	NPO法人として立ち上げられてからの年数の浅さもありませんが、今までの	
11	保護者会運営時の各々の学童のやり方が根本にまだまだある。とくに職員	
12	員の意識がまちまちである	
13	給与、福利厚生などに関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 件
14	人材が不足しています。人員ではなく人材です。非正規であること、処遇	
15	改善が一向にすすまないため、長く働き続けられない。同時に、人材育成	
16	が進まない。負の連鎖がますます大きくなっている現状です	
17	施設・設備に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 件
18	住宅街の中にある施設なので、地域対応は1番の課題である。隣接する公園	
19	は狭く、ボール遊び等が禁止されているため、外遊びが充実できない	
20	補助金・予算・運営に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 件
21	受け入れ人数が減少していった場合、補助金額となるが、支援員、補助員	
22	など雇用している以上、賃金がそれによって下がる。または雇用止めにな	
23	るようなことにならないか	
24	支援員・補助員の高齢化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 件
25	支援員の高齢化に危機感を覚えている。求人の応募も高齢化している	
26	支援員・補助員の配置基準について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 件
27	フルタイム勤務から会計年度へ変更になり、短い時間で以前と同じ仕事業	
28	務をするのには無理がある。働く人の年齢層を（キャリアも考え）もう	
29	少しバランスよく配置してほしい	
30	配慮が必要な子どもへの対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 件
31	配慮が必要な子供達への関わり	
32	その他 ・・	31 件
33		

ク 保育所・認定こども園等、放課後児童クラブにおける重大事故による負傷者等の状況

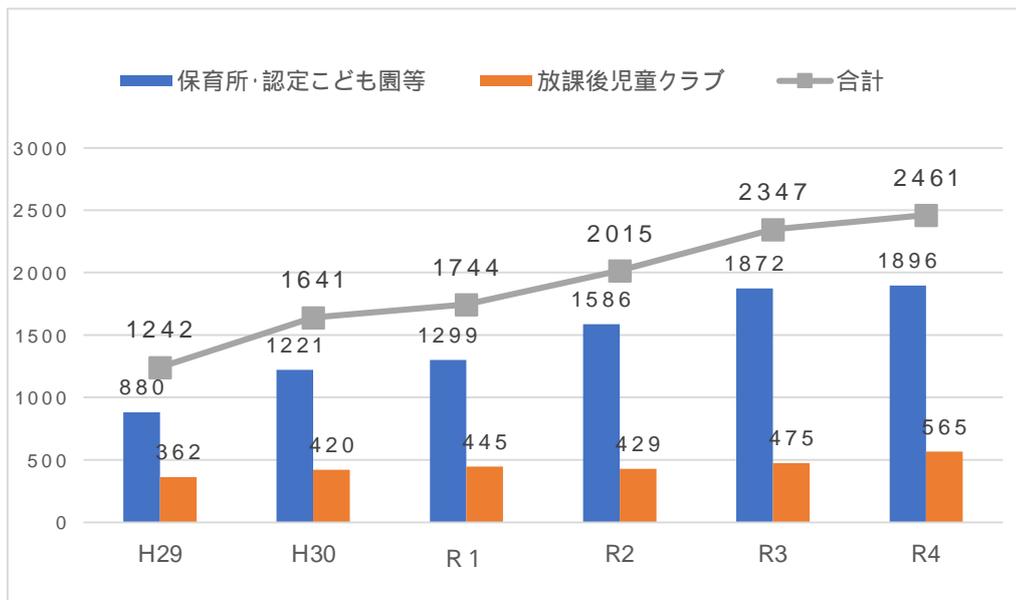
死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故による負傷者等は、県内の保育所・認定こども園等と放課後児童クラブをあわせて令和 4 年で 40 名でした。40 名中 37 名が骨折による負傷です。全国では重大事故の事故報告件数は右肩上がりに増加しております。

重大事故による負傷者等の状況（滋賀県）



（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ

重大事故の事故報告件数の状況（全国）

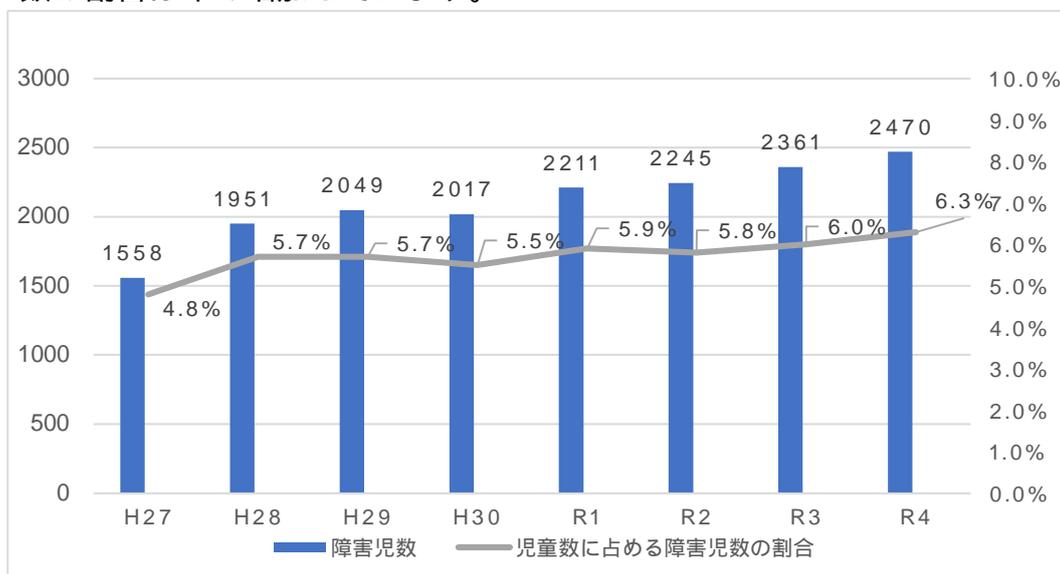


（資料）教育・保育施設等における事故情報データベース 子ども家庭庁

1 **【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】**

2 **ア 児童数に占める障害のある児童数の割合**

3 保育所・認定こども園における障害児数、児童数に占める障害のある児童
4 数の割合は年々増加しています。

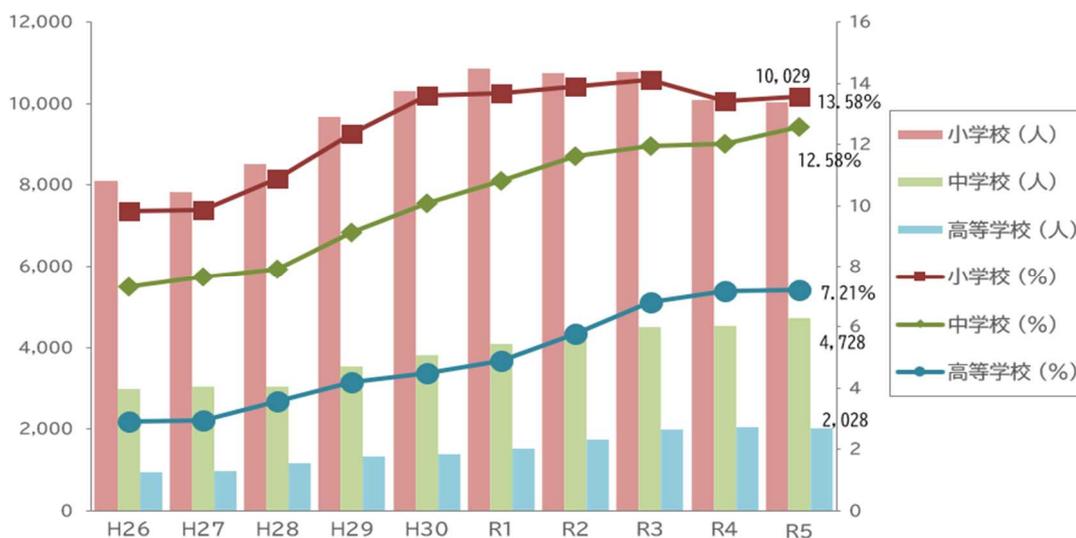


(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」

8 **イ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移**

9 発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加し
10 ており、令和5年度では、小学校で13.58%、中学校で12.58%、高等学校で
11 7.21%の在籍率となっています。

12 **公立小中高等学校の通常の学級における
13 特別な支援を必要とする児童生徒数の状況**



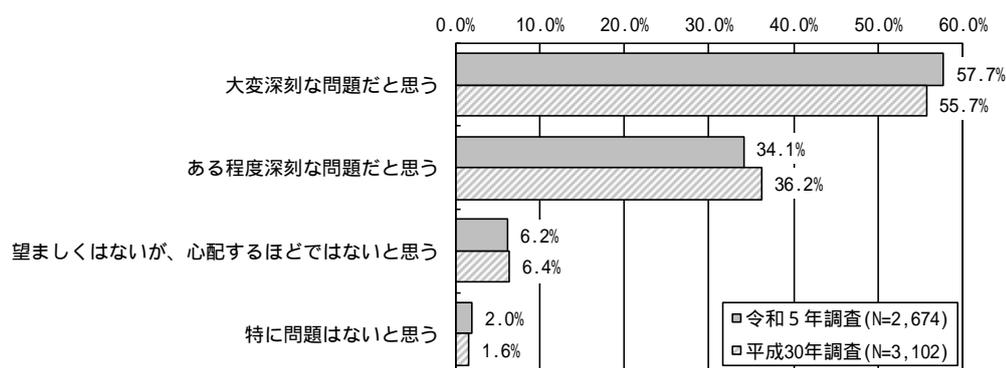
(資料) 特別支援教育にかかる実態調査 滋賀県(各年9月1日現在)

1 【子育てに関する県民の意識】

2 ア 少子化に対する意識

3 令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むこと
4 について「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の
5 割合が 91.8%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなってい
6 ます。

8 出生率の低下が進むことについて



9 (資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

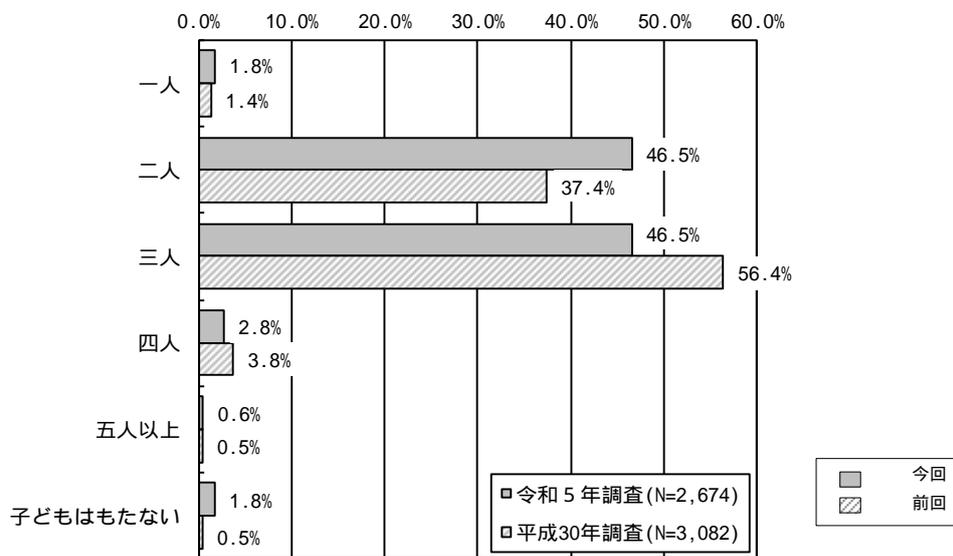
11 イ 理想とする子どもの数

12 令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、理想とする子どもの数
13 は、「二人」「三人」と答えた人の割合が 46.5%と最も高くなっていますが、
14 実際にもつ子どもの数は「二人」とする割合が全体で 56.0%と最も高く、次
15 いで「三人」が 21.2%となっており、理想と現実との間には差があることが
16 分かります。前回調査(平成30年度実施)と比較すると、「三人」以上と答え
17 た人の割合が減少しています。

18 また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子ども数」が少ない理
19 由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が 60.9%と最も多くを占
20 めています。

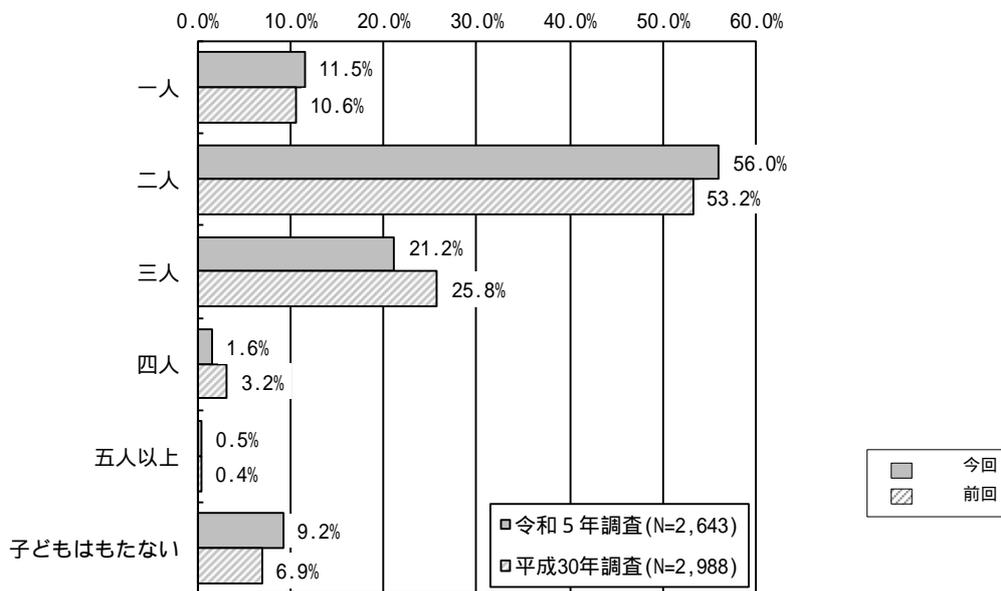
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

理想の子どもの数



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

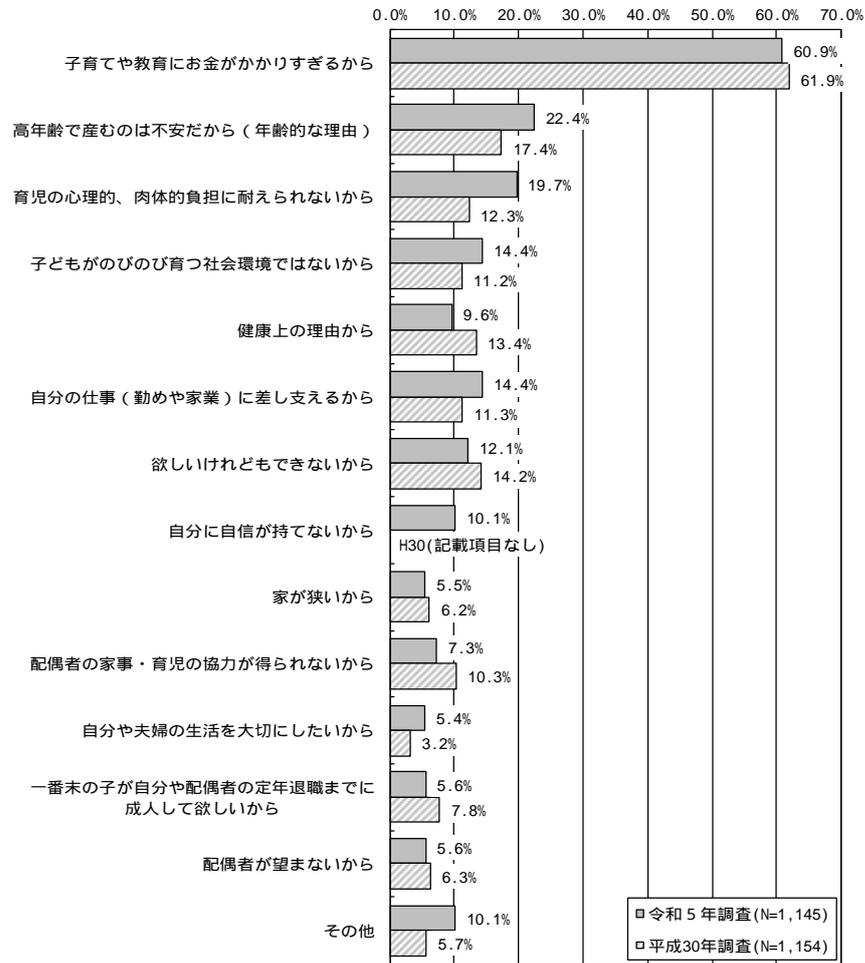
実際にもつつもりの子どもの数



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

1

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



グラフ中の「H30（記載項目なし）」は、前回調査時になかった選択肢（今回新たに追加された項目）のため、各項目の経年比較には注意が必要です。

2

（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県

3

4

ウ 育児に対する意識

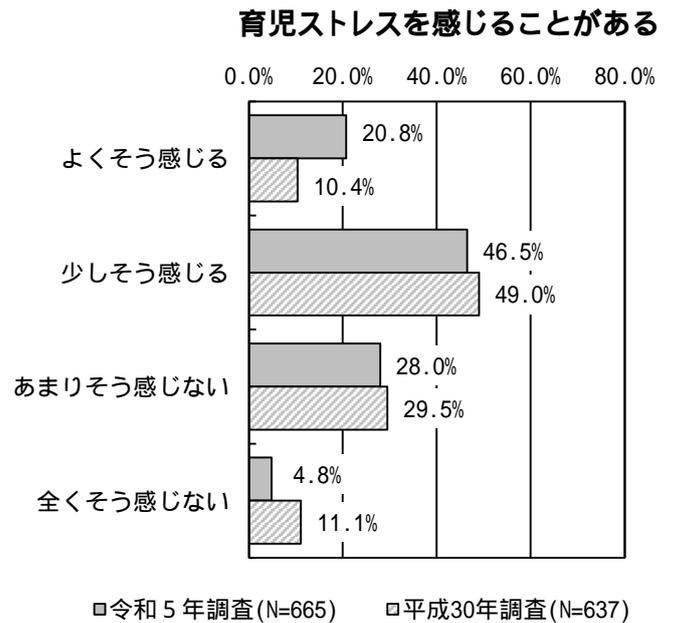
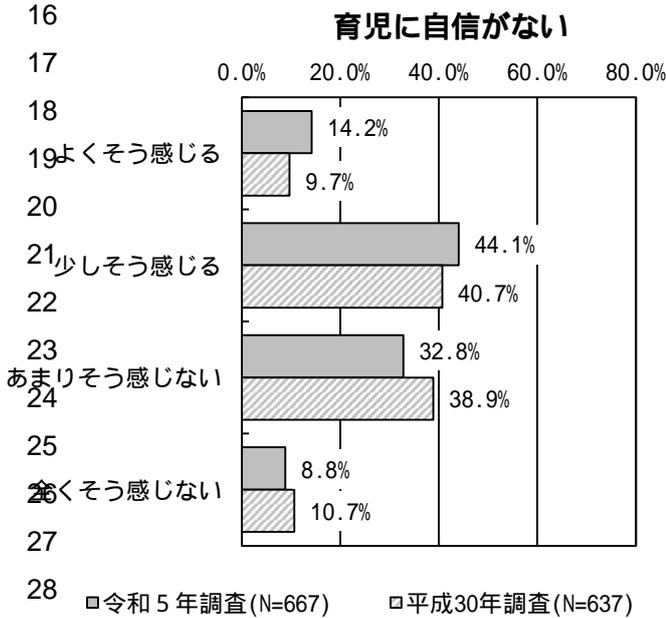
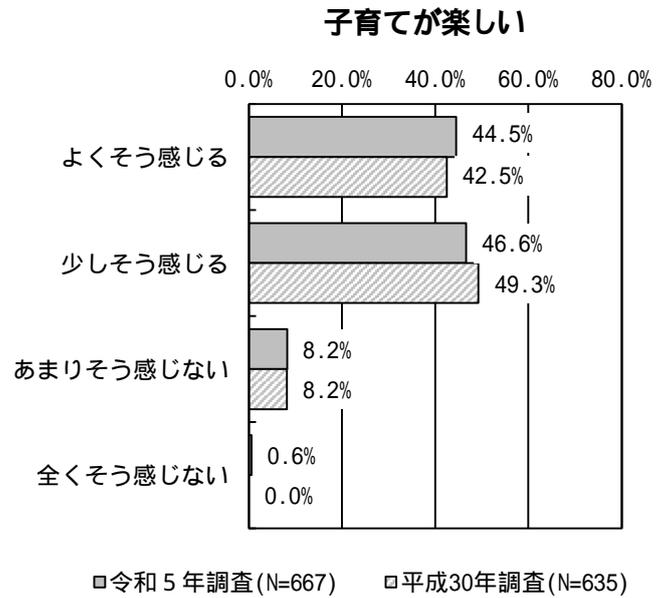
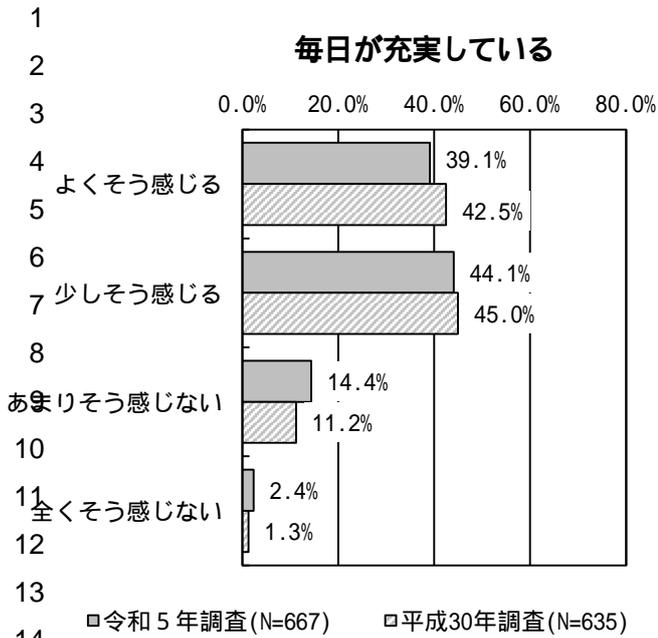
5

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てについて、「毎日が充実している」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると83.2%、「子育てが楽しい」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると91.1%にのぼっております。いずれの割合も前回調査と同程度の水準となっております。

10

一方、「育児の自信がない」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると58.3%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると67.3%にのぼっております。いずれの割合も前回調査（平成30年度実施）と比較すると、増加しております。

15



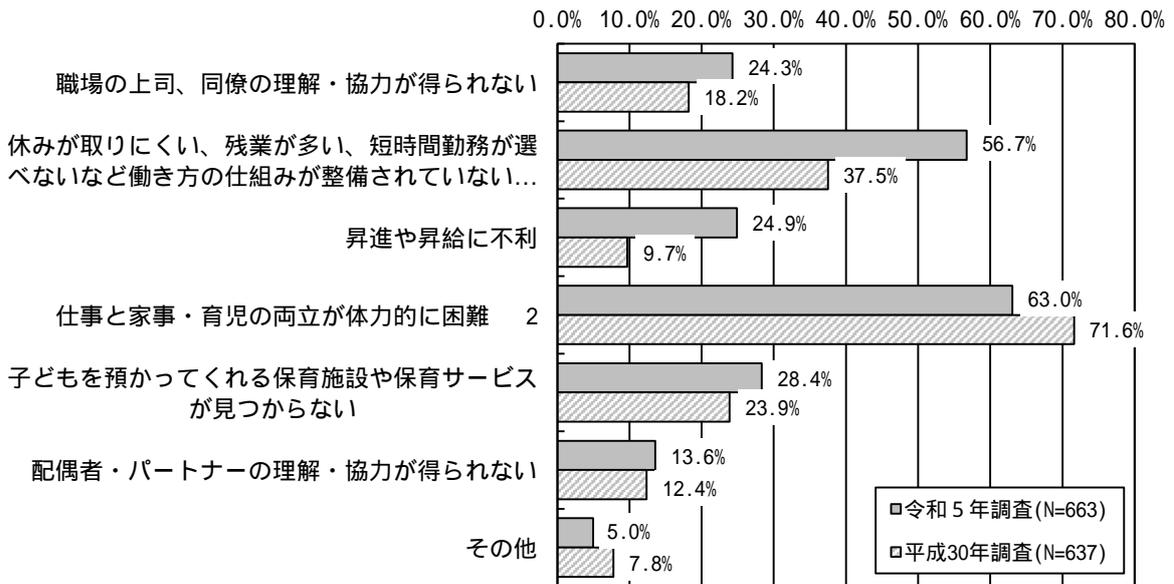
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

1 **エ 子育てと仕事を両立する上での問題意識**

2 令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く
 3 上での問題点については、回答者の63.0%が「仕事と家事・育児等の両立が
 4 困難」、次いで56.7%が「休みが取りにくい、残業が多い、短時間勤務が選
 5 べないなど働き方の仕組みが整備されていない」と考えています。

6
 7
 8

子育てしながら働く上での問題点



前回調査から「子育てに十分時間がかけられない」の選択肢が削除されているため、各項目の経年比較には注意が必要です。

- 1 前回調査では「休みが取りにくい、残業が多い」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。
- 2 前回調査では「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20

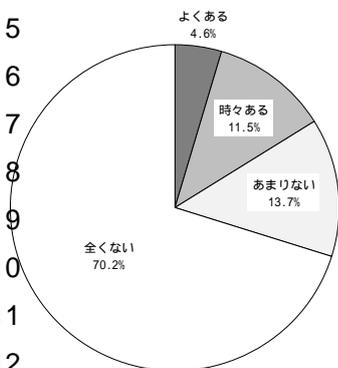
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

オ 地域のつながり

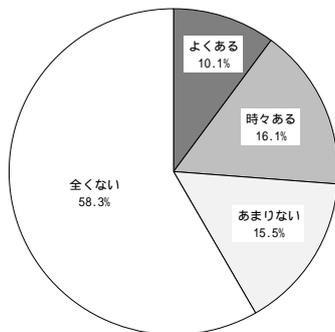
令和5年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、前回調査（平成30年度実施）と比較すると増加しており、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会

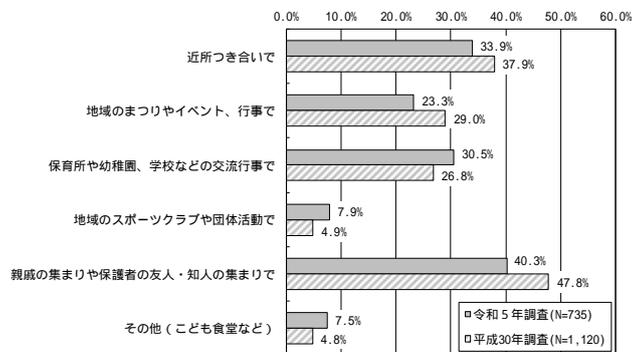
a. 乳幼児



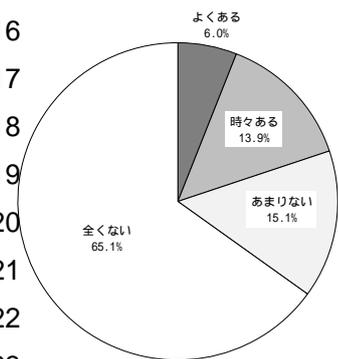
令和5年調査(N=2,531)



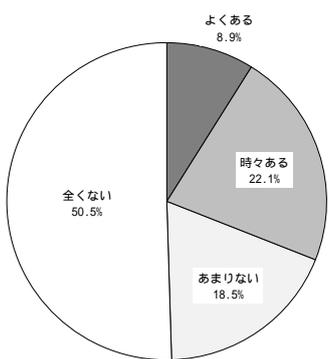
平成30年調査(N=2,839)



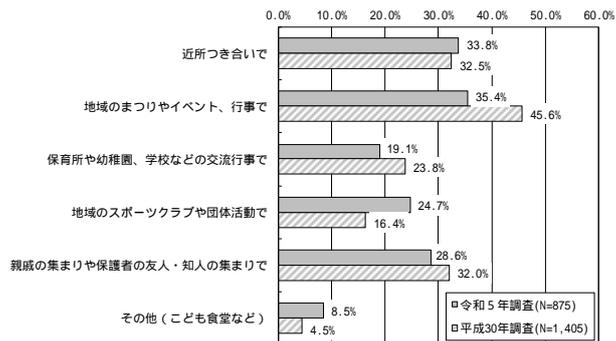
b. 小学生



令和5年調査(N=2,561)



平成30年調査(N=2,933)



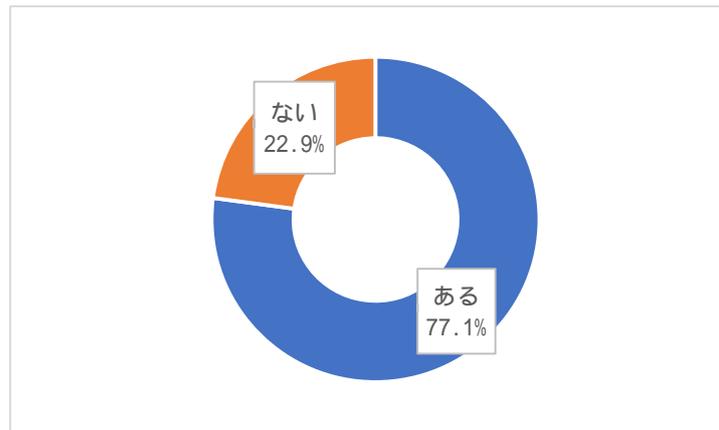
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

1 **カ 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関する県民の意識**

2 令和5年度に実施した子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアン
3 ケート調査では、子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることもある
4 割合が77.1%にのぼっております。特に負担を感じると答えた場所や施設に
5 ついては「病院、診療所等の医療機関」「電車やバス等の公共交通機関」「県
6 庁、市役所等の行政機関の窓口」が上位の回答結果となっております。

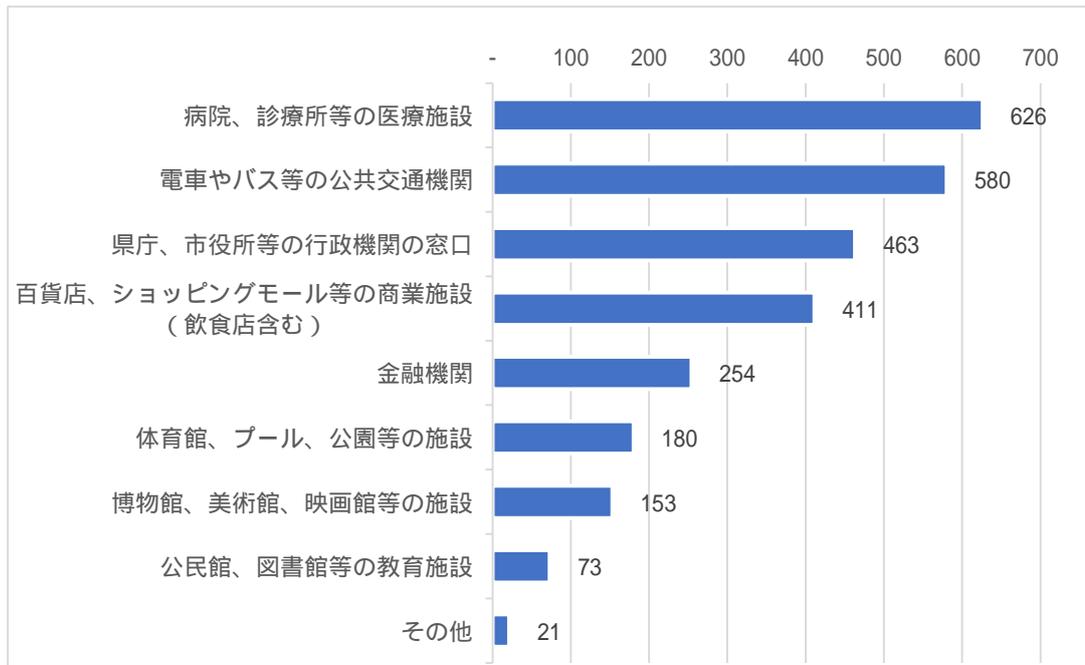
7

8 **子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じる割合**



9

10 **負担を感じることがあると回答された方が、特に負担を感じると答えた場**
11 **所や施設**



12

(資料) 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査 滋賀県 令和5年(2023年)

13

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

・本県の合計特殊出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあり、子どもを生き育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、本県は核家族世帯の割合が大きく、子育て家庭が孤立することのないよう、子育て家庭にとっての居場所があり、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要です。

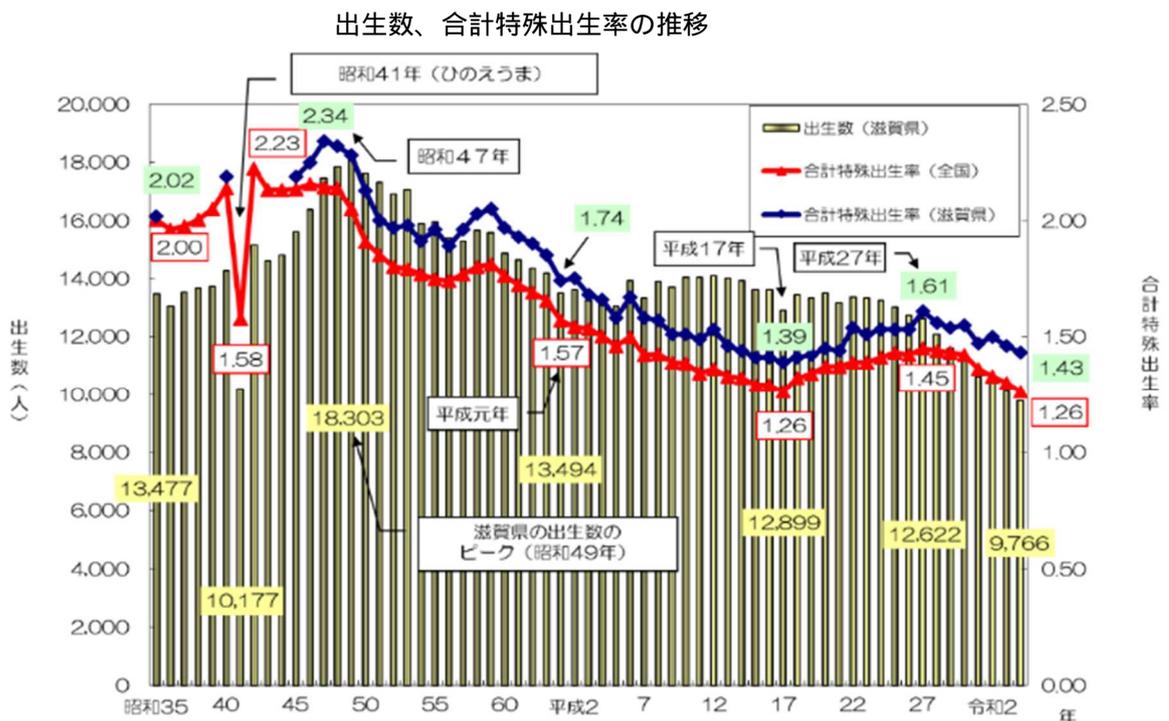
・県内の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒や、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加している状況から全ての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けた取組が必要です。

【人口動向の推移】

ア 出生数および合計特殊出生率の推移

令和4年人口動態統計月報年計(概数)によると、滋賀県の出生率(人口千対)は7.1と全国値を0.8上回っていますが、これまでで最も低い値となっています。

また、令和4年の合計特殊出生率は1.43で、全国値を0.17上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を維持するための水準)、おおむね2.07を下回っています。



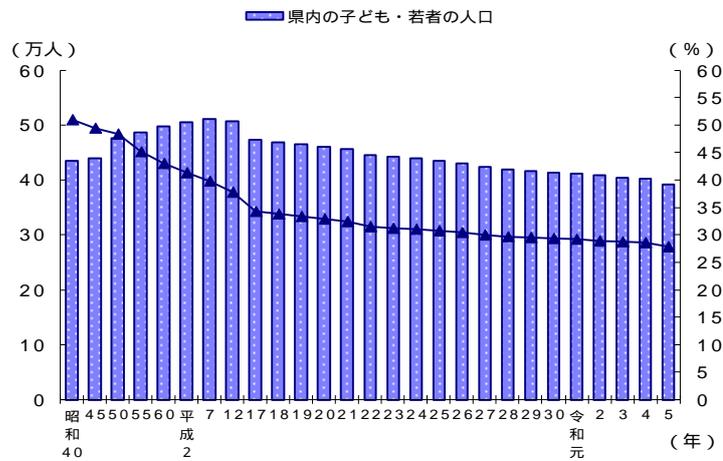
(資料)人口動態統計 厚生労働省

1 **イ 総人口、人口構成の推移と推計**

2 令和5年10月1日の滋賀県推計人口によると本県の総人口は1,406,103人
3 で、このうち子ども・若者(0~29歳)の人口は391,611人となっています。
4 総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっており、年々減少してい
5 ます。なお、総務省の人口推計令和5年10月報によると、全国総人口に占め
6 る子ども・若者の割合は26.1%となっています。

7
8

子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移(滋賀)



9
10
11
12
13
14
15
16
17

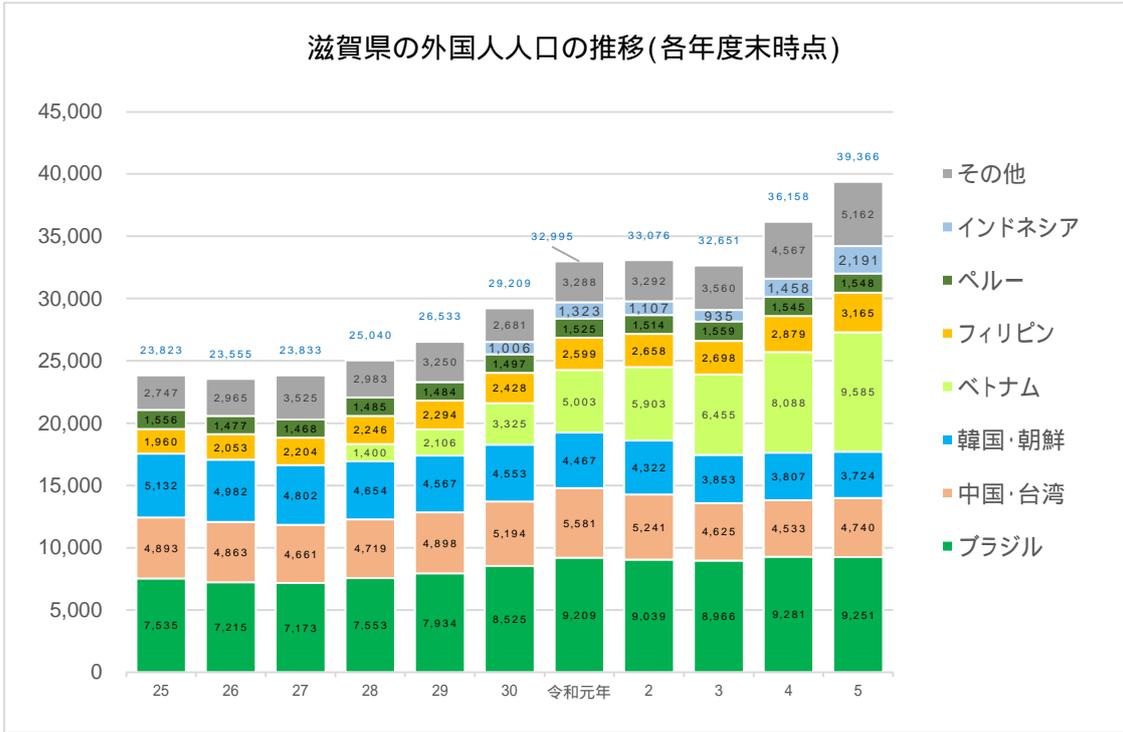
【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】(再掲)

「児童数に占める障害のある児童数の割合」および「通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移」については、56ページに掲載

1 **【外国人人口の推移】**

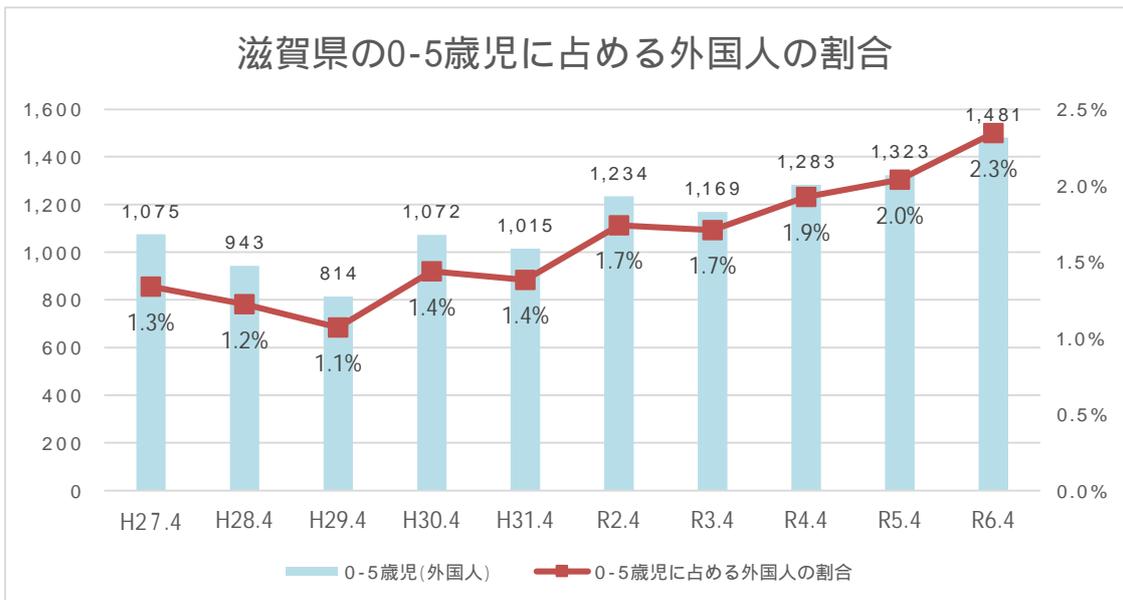
2 令和5年度末時点の住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）によ
 3 ると本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で約1.6万人増加してい
 4 ます。近年はベトナム国籍者が急増しています。

5



6
7
8
9

資料：住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表） 滋賀県
在留異国人統計 法務省

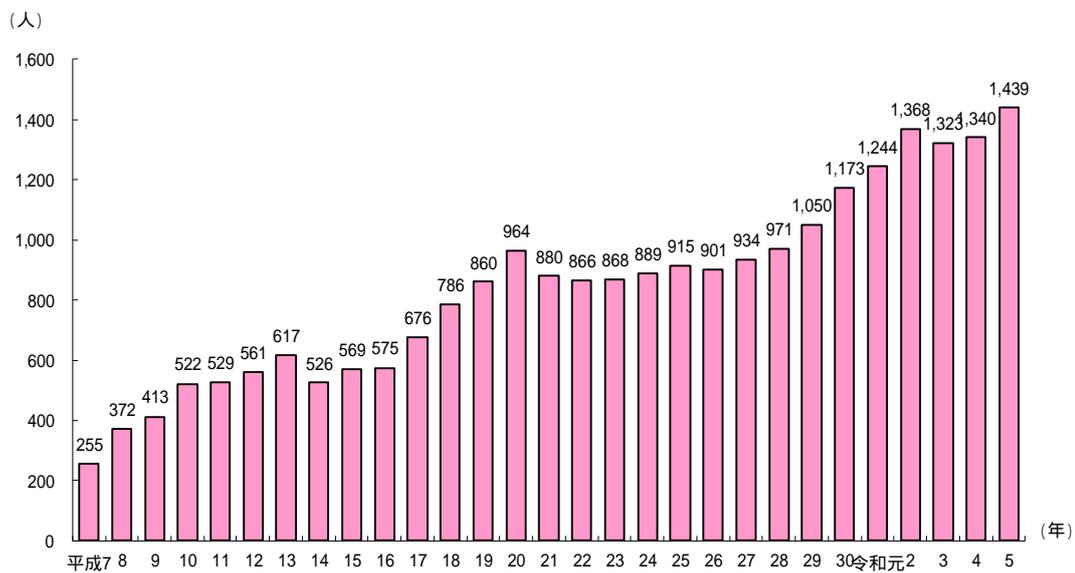


10
11

(資料) 毎月人口推計調査 滋賀県

1
2

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移 (公立小中学校および義務教育学校)



3
4

(資料) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査等 文部科学省

基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについてプランが「目指す姿」を定めます。

基本理念実現のためにプランが目指す姿

【子ども・若者】

子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができるよう支援します。

【父母その他の保護者・子どもに関わる大人】

父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができるよう支援します。

【地域・社会】

みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する地域・社会づくりを推進します。

基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

(1) 子どもの権利が守られる社会づくり

施策の方向性

子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利の保障に必要な環境の整備に取り組みます。子どもに関わる施策について、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

具体的取組

ア 子ども権利に関する周知啓発・気運醸成

- ・子どもの権利や県が行う子ども施策に対する県民の理解と関心を深め、社会全体で子どもの権利の尊重に取り組む気運を醸成することが必要であり、そのために、令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約の趣旨および内容ならびに子ども施策について、広報活動を充実するほか、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組みます。
- ・令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約、こども基本法等を踏まえ、教育活動を通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り組みます。
- ・子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表明できる環境の整備などに取り組みます。
- ・教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

イ 子どもの意見表明・応答・反映の推進

- ・令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として尊重され、

1 社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備を図ることとします。

- 2 ・子ども・大人が互いに意見を交わし、相手の立場を尊重して合意形成をす
3 る機会を、家庭、学校、地域社会、インターネット空間など、子どもが生
4 きる多様な居場所で積み重ねられるよう環境を整備します。

5
6 **ウ 子ども権利侵害の救済**

- 7 ・子どもは、大人に比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な
8 権利侵害を受けやすい状況に置かれています。子どもの権利侵害に対する
9 速やかな救済と回復を図るほか、子どもの権利侵害に関する制度提案、県
10 と連携して子どもの権利などに関する周知啓発を行う滋賀県子どもの権
11 利委員会を設置します。

12
13

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

(1) 多様な遊びや体験の機会の確保、社会参画活動の活性化

施策の方向性

遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。

様々な社会課題の解決に取り組む団体や、地域において子どもや若者が主体となって実施する活動の充実を図るとともに、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成を図ります。

具体的取組

ア 多様な遊びや体験の機会の確保

多様な遊びや体験の機会の確保

・遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びの環境や機会の充実に努めるとともに、様々な体験プログラムを総合的に発信・提供していきます。

公園の魅力向上に係る取組の推進

・子どもをはじめ誰にでも優しく、利用しやすい公園づくりや、豊かな自然に恵まれた滋賀県でしか体験できないアクティビティや文化・芸術の鑑賞、イベントの充実等の取組を推進します。

イ 子ども・若者の社会参画活動の活性化

社会参画に向けての機会づくり

・令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明できるとともに多様な社会的活動に参画できるよう支援します。

・学校や関係機関、NPO等と連携を図り、子ども・若者が安心して自らの思いを伝えることができる環境づくりの一層の推進を図ります。

・子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよ

1 う、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。

- 2 ・子ども・若者が地域の活性化や地域課題の解決に取り組んだり、様々な地
3 域の子ども・若者が協働する活動にスポットをあて、県内の資源も活用し
4 ながら、子ども・若者の地域活動や社会貢献活動の普及促進を図ります。

5
6 主体的な社会参画の促進

- 7 ・子ども・若者はともに社会をつくる一員であり、自主的に社会とつながり
8 をもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も
9 得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした
10 取組をとおして、子ども・若者の自立を支援する団体のネットワークづく
11 りを推進します。
- 12 ・子ども・若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進するため、青少
13 年団体のリーダーや主体的な活動の指導者となる人材の育成を推進する
14 とともに、こうした団体等の横繋ぎの取組を推進します。

15
16 (2) 「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実

17 **施策の方向性**

18 一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育てていきます。
19 どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引するこ
20 とができる資質を育成することによって、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、
21 夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、各学校においては、一人
22 ひとりに寄り添い教育活動を展開します。

23
24 **具体的取組**

25 ア 知・徳・体を育む

26 確かな学力の育成

- 27 ・基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学び
28 を深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力を
29 育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推
30 進など、効果的に教育活動を展開します。
- 31 ・企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、STEAM教育等の教科
32 等横断的な学びの充実に取り組みます。

33
34 豊かな心の育成

- 35 ・子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社会
36 性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、
37 子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築

く力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を培います。

健やかな体の育成

- ・幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大会を契機としたスポーツに対する気運の高揚とも連動させながら、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。
- ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育や、健康についての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進します。

イ 多様な学びの機会をつくる

滋賀に学ぶ体験活動等の推進

- ・本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会を支える人々から体験的に学びを得るとともに、県外から見た滋賀の視点や木育の視点なども踏まえながら、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の育成を図ります。

社会教育施設等における学びの機会の充実

- ・図書館等の地域の教育資源を活用した学習機会の確保や、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場の創出を図ります。
- ・学校や団体、大学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情報を、学習情報提供システム「におねっと」に一元化し、学びの情報の充実を図ります。

読書活動の推進

- ・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。
- ・図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を実施するとともに、県立図書館において障害のある子どもの読書をささえる資料や外国語資料等の収集・提供に努め、全ての子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。

1 交通環境学習の推進

- 2 ・小学校における「交通環境学習」の授業の実施を促進し、子どもたちに公
3 共交通に対する理解や親しみを持ってもらう取組を進め、自発的に公共交
4 通を中心とした「エコ交通」を選択できる子どもの育成を図ります。

5
6 ウ 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

7 外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実

- 8 ・A L T等のネイティブスピーカーも活用するなどして、英語をはじめとす
9 る外国語の学びを充実し、知識とともにコミュニケーションに活用できる
10 技能や、日常的な話題や社会的な話題の表現、外国の文化への理解などを
11 含め、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる素養を育みま
12 す。
13 ・自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社会で活
14 躍できる資質能力を育成するため、I C Tを有効に活用しながら国際交流
15 の推進等を図ります。

16
17 情報活用能力の育成

- 18 ・図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県生きる力を育むための学校教
19 育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進
20 計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、
21 情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

22
23 主権者教育等の推進

- 24 ・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と
25 連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員
26 の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて身に付
27 けられるよう、総合的に主権者教育に取り組みます。
28 ・自主的に校内のルールを検討したり、地域や学校間の交流を深めたりする
29 などして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主
30 体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
31 ・将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科にお
32 いて、消費者教育や金融教育に取り組みます。

33
34 キャリア教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- 35 ・子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、主
36 体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有用感を
37 育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成を図ると

1 ともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成します。

- 2 ・小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジ
- 3 ウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシ
- 4 ップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキ
- 5 ャリア教育に取り組みます。
- 6 ・子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、将来の
- 7 キャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポ
- 8 ートの活用を図ります。
- 9 ・企業や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神（アントレプレナー
- 10 シップ）を育む学びに取り組みます。
- 11 ・進路指導にあたっては、性別にとらわれることなく、児童生徒、学生一人
- 12 ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

13

14 思春期保健対策の充実

- 15 ・医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関
- 16 係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に
- 17 関する相談や正しい知識の普及を図ります。

18

19 生命（いのち）の安全教育の推進

- 20 ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力
- 21 が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分
- 22 や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けるこ
- 23 とを目指し、発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にする」「加害者
- 24 にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り
- 25 組みます。

26

27 ジェンダー平等社会の実現に向けた学校等における男女共同参画教育の

28 推進

- 29 ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する
- 30 姿勢を育む就学前や学校での教育を、家庭、地域社会と協働し推進します。
- 31 ・大学生等の若年層が無意識の思い込みや固定的な性別役割分担について
- 32 自ら考え、主体的にその解消に向けて取組を推進していけるよう、リーダ
- 33 ー育成を行います。
- 34 ・教職員や保育士、幼稚園教諭等自らが男女共同参画の理念を理解し、男女
- 35 共同参画意識を高めるため、研修や必要な情報の提供等の取組を推進しま
- 36 す。

1 工 教職員を支え、教育力を高める

2 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

- 3 ・学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う
4 教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、
5 教員の子どもと向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。

6
7 (3) 子ども・若者の居場所づくり

8 **施策の方向性**

9 全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、
10 安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で
11 支えていくことが必要であり、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立
12 った多様な居場所づくりに取り組みます。

13
14 **具体的取組**

15 ア 地域における多様な居場所づくりの推進

- 16 ・子ども食堂等の地域にある多様な居場所が子ども・若者にとってよりよい
17 居場所となるよう取り組み、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立
18 った多様な居場所づくりを推進します。
19 ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポ
20 ート、物資提供、事業への人的協力(ボランティア)などの様々な支援を
21 公私協働で展開します。
22 ・子ども食堂の展開にあたり、地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の
23 特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
24 ・様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じ
25 られない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私
26 協働で進めます。

27
28 イ 居場所づくりにおける主体性の尊重

- 29 ・子どもの居場所は物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライ
30 ン空間といった多様な形態を取り得るものであり、その場所や対象を居場
31 所と感ずるかどうかは本人が決めるものとして、子ども・若者の主体性を
32 大切にします。
33 ・本人が居場所と感ずるためには、その場において他者に受け入れられるこ
34 とや交流ができることなど、人との関係性による影響が大きい一方で、誰
35 とも交流せず一人にいらる場を居場所と感ずる場合があることにも
36 留意します。

1
2 (4) 若者の希望を叶えるための取組

3 **施策の方向性**

4 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わり
5 を自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持
6 つ力を発揮できることを目指します。

7 若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として
8 自立できるための支援や、高等教育機関等との連携による若者の主体的な活
9 動や社会参画の機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援など、若者の
10 ニーズを踏まえ、その希望を叶えるための施策を推進します。

11
12 **具体的取組**

13 ア 高等教育機関等との連携による若者の社会参画

14 ・地域課題に係る取組への学生の参画等、若者の主体的な活動や社会参画の
15 機会の提供をはじめ、様々な取組において高等教育機関等との連携を進め
16 ます。

17
18 イ 若者の就職支援の充実

19 就職支援

20 ・若者の就労を支援するため、しがジョブパークにおいて、就職に関する相
21 談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開
22 催などをワンストップで行います。

23 ・実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハン
24 ドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図り
25 ます。

26
27 職業に関する知識、技能の育成

28 ・県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を
29 活用した離職者委託訓練の実施や就職支援アドバイザーのキャリア・コン
30 サルティング等により、若者の就職活動の支援を行います。

31
32 若者の就業機会の拡大

33 ・農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若
34 者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な
35 支援を行います。

36
37 ウ 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための取組

- 1 ・若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、
2 滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と
3 協働して、県民みんなで若者を応援する気運を醸成します。

5 (5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等

6 施策の方向性

7 子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子
8 ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しなが
9 ら、健やかに成長するための環境を整備します。

11 具体的取組

12 健全な育成環境の整備

- 13 ・麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育
14 および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、
15 高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。
16 ・地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を
17 図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するお
18 それのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有
19 害図書等の規制、排除に努めます。
20 ・健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的
21 に推奨することにより、子ども・若者の健全な育成に優良な社会環境づく
22 りを推進します。

24 安心・安全なインターネット利用

- 25 ・学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関し
26 て被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育
27 成を図ります。
28 ・子どもをインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリング
29 の利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・
30 リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広
31 報啓発などに取り組みます。
32 ・子どもの性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春
33 や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNS
34 などの適切な利用方法
35 や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談な
36 どの取組を強化します。

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援

施策の方向性

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、ヤングケアラーの子ども・若者など、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。また必要な支援を必要とする子ども・若者に届けるための広報・周知に取り組みます。

具体的取組

困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映

- ・様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子どもや若者がいることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう努めます。

社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援体制

- ・ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などにより、悩みを抱え、生きづらさを感じるなど、困難な状況にある子ども・若者であっても、体験や交流、学びの機会、居場所が確保されるなど、社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、多様な機関・団体の支援を進めます。
- ・支援を必要としている子ども・若者が簡単に適切な支援策にかかる情報を得ることができるようSNSを活用した情報発信を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに関する第一次相談窓口や地域支援者の人材育成、普及啓発用の機能を有する「ひきこもり支援センター」において、本人・家族に対する相談・支援等を行い、地域関係者との協働により、ひきこもり対策を推進します。
- ・子ども・若者総合相談窓口、こころんだいやる、子ども家庭相談センター、滋賀県地域若者サポートステーション(サポステ)において、電話相談や面接相談により本人や家族からの相談に対して必要な支援を行います。
- ・支援につながらないまま長期化複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。
- ・思春期における心身症、不登校、ひきこもりなどの問題に対応するため、

1 県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域におけ
2 る専門相談体制の充実を図ります。

- 3 ・心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相
4 談(対面型相談)やこころの電話相談、「こころのサポートしが」LINE
5 相談など、相談環境を整備します。
- 6 ・子どもの自殺防止を図るため、学校等が自殺リスクの高い困難事案に迅速
7 かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携のもと、多職種が専門家が
8 助言等を行う支援体制の整備に取り組みます。
- 9 ・児童養護施設等を退所等した者や虐待経験がありながらもこれまで公的
10 支援につながらなかった者等、困難な状況にある子ども・若者の孤立を防
11 ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必
12 要な情報の提供、相談および助言ならびに関係機関との連絡調整を行いま
13 す。

14
15 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制整備の推進

- 16 ・困難な状況にある子ども・若者等に対する支援として、本人のニーズを踏
17 まえ、分野を横断した取組が図られるよう、県庁内の連携の強化を進める
18 とともに、市町における複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制
19 の整備に向けた取組を支援します。

20
21 いじめ防止対策の徹底

- 22 ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認
23 識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の実現を
24 目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学校は、「子
25 どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的かつ迅速な対応
26 によるいじめの解消に取り組みます。
- 27 ・学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や福祉
28 等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の
29 専門人材などと緊密に連携し、社会のみんながいじめ問題に取り組みます。

30
31 不登校の状態にある子どもへの支援

- 32 ・不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえてアセスメントを行
33 い、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スク
34 ールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援に取り組み
35 ます。
- 36 ・教育、福祉、医療、地域等が連携し、子どもや保護者に対して必要な支援
37 に取り組みます。

- 1 ・学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設なども含めて、
2 一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保を図ります。
- 3 ・学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障
4 され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じ
5 じた支援を行います。

6 ヤングケアラーに対する支援

- 7
- 8 ・子ども若者育成支援推進法の改正によりヤングケアラーは「家族の介護そ
9 の他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と
10 して各種支援を行うよう努めるべき対象とされたことを受け、状況に応じ
11 て概ね 40 歳未満の者までの支援を進めます。
- 12 ・ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、県民への啓発等を行
13 います。
- 14 ・ヤングケアラーを早期に把握し、円滑な支援につなげるため、教育、福祉、
15 医療等の関係機関の職員や地域における支援者等を対象に、ヤングケア
16 ラーへの理解促進や多機関連携による支援に向けた研修等を実施します。
- 17 ・ヤングケアラーへの相談支援体制の整備や、その家庭への適切な保健福祉
18 サービスの提供等による支援の充実を図ります。
- 19 ・施策の推進にあたっては、庁内関係部局の連携のほか、本人に身近な市町
20 における相談窓口の設置支援等、市町との連携を進めます。

21 家庭教育支援体制の構築

- 22
- 23 ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭
24 教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支
25 援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体
26 制の構築を図ります。
- 27 ・スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支
28 援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添
29 った支援の充実を図ります。

30 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 31
- 32 ・子ども・若者の性犯罪・性暴力対策として、性暴力被害者総合ケアワ
33 ヲップびわ湖(SATOCO)を設置し、24 時間 365 日ホットラインをは
34 じめ、産婦人科医療、相談、付添支援など、性暴力被害者への総合的な支
35 援を可能な限り 1 か所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図
36 るとともに、警察への被害届出を促進し、被害の潜在化の防止を図ります。
- 37 ・日本版 D B S 制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

1
2 (2) 非行少年等への対応

3 **施策の方向性**

4 非行を行った子どもやいじめの加害者等に対して、その背景にある子ども
5 や家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで必要
6 な支援についてアセスメントを行い、適切な役割分担を行ったうえで支援に
7 取り組みます。

8 また、非行などの課題がある子ども・若者が、健やかに成長していけるよ
9 う、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善や、ニーズに合った就学・就
10 労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につながるよう支援
11 します。

12
13 **具体的取組**

14 ア 学校等との連携

- 15 ・非行やいじめ等への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を図
16 るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- 17 ・非行やいじめの背景には児童の家庭の抱える困難等様々な要因が考えら
18 れ、要保護児童として対応することも想定されることから、相談等があっ
19 た場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めま
20 す。
- 21 ・学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研
22 修の講師を派遣します。

23
24 イ 関係機関との連携

- 25 ・いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、
26 触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等
27 において、関係機関と連携して対応を行い、必要に応じて家庭裁判所へ送
28 致します。

29
30 ウ 非行少年等の立ち直り支援の充実

31 子ども・若者の犯罪や非行を防止する活動の推進

- 32 ・子ども・若者の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年
33 補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年
34 サポートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害
35 少年の保護の充実を図ります。
- 36 ・学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学
37 校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言

1 するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

2
3 非行少年等の立ち直り支援

- 4 ・県内9か所に設置している「あすくる」において、子ども・若者のニーズ
5 に合った支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学
6 支援、家庭支援）を充実し、関係機関との連携を図ることで、非行少年等
7 の社会的・経済的自立につながるよう、立ち直り支援の効果的な推進に努
8 めます。
- 9 ・「あすくる」職員を対象とした研修会を、少年センター職員研修と合同実
10 施し、技能の向上と関係機関との連携を図り、円滑な立ち直り支援活動の
11 取組を推進します。
- 12 ・「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するた
13 め、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポ
14 ーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。
- 15 ・子ども・若者の多様なニーズに応えられるよう、立ち直りを支援するNP
16 O等の活動を広く県民に紹介し、子ども・若者の立ち直り支援の輪を広げ
17 ます。

4 社会的養育の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

保育所や幼稚園、教育委員会と連携し、幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育、思春期以降のプレコンセプションケアの推進等により、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

具体的取組

ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

- ・社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町や関係機関・団体、民間企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- ・児童虐待防止への理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として、学校や企業、地域住民を対象とした出前講座を実施します。

イ 子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進

- ・教育機関等の関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等で、子どもの頃からの健康づくりを行うとともに、予期せぬ妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及に努めます。また、保育所や幼稚園と連携し、園児に、命の大切さや性に関する健康教育が実施されるよう努めます。
- ・子育て・女性健康支援センターで、思春期の子どもや子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安の軽減を図ります。

ウ 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

- ・孤立した子育てによって虐待につながることをないよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置お

よび利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。

- ・市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め、子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- ・市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防を図ります。
- ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- ・支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- ・障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- ・子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

施策の方向性

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子

1 育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業
2 の拡充により、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。【再掲】

3 子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携等によ
4 り、子どもへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

6 具体的取組

7 ア 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】

- 8 ・孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、市町において子
9 育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置お
10 よび利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。
- 11 ・市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳
12 幼児健康診査等の機会も含め子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援
13 を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施しま
14 す。
- 15 ・市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉
16 の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問
17 支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、
18 社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、
19 様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防
20 を図ります。
- 21 ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連
22 絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者
23 を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- 24 ・支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域
25 が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事
26 者研修会等を通じて人材育成を行います。
- 27 ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定
28 妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を
29 行います。
- 30 ・障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関
31 への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- 32 ・子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、
33 学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切
34 れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充
35 実を図ります。
- 36 ・予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦
37 等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」

1 を実施します。

- 2 ・子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こ
3 ろのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な
4 悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けるこ
5 とができるよう関係機関へつなぎます。

6
7 イ 配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防、早期
8 発見・早期対応

- 9 ・子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課
10 等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する
11 心理的なケアを行います。
12 ・子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為でなくて
13 も、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発す
14 るとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組
15 みます。

17 （3）子どもの保護・ケア

18 施策の方向性

19 「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家
20 庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの
21 委託を進めるとともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て
22 支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。

23 施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できる
24 よう、施設の小規模かつ地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行
25 います。

26 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目
27 的に加え、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して生活ができるよう、
28 年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。

29 施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の
30 主体者であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や社会的養護のもとで
31 生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層
32 推進し、子どもの最善の利益を図ります。

34 具体的取組

35 ア 里親委託等の推進および里親への包括的な支援

- 36 ・里親支援センターや市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里
37 親の開拓など、子どもの養育の受け皿となる里親登録の増加に向けた取組

を進めます。

- ・「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの長期的な委託や一時保護、ショートステイ、ホームステイ（施設入所児童の週末等の短期預かり）など様々な場面での里親の活躍を更に推進します。里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、里親支援センターの取組を支援します。

イ 特別養子縁組の推進

- ・家庭復帰が困難なケースにおいては、永続的で安定した家庭での養育を保障する観点から、特別養子縁組を推進します。また、特別養子縁組成立後においても、継続して当該家庭を支援します。

ウ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化

- ・家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善や高機能化・多機能化を図ります。
- ・児童養護施設等が高機能化および多機能化を図る中において、その専門性を発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていけるよう推進します。
- ・児童養護施設等において、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化を進める上では、職員の専門性が不可欠であることから、施設等における人材育成の取組を支援します。

エ 子どもの権利擁護の推進

- ・里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定等の意見聴取等措置が適切に運用されるよう、制度の定着を図るとともに、関係機関・関係者を対象とした周知啓発を図ります。
- ・子どもの意見表明を支援するため、子ども向けの権利擁護に関する学習機会の提供や「子どもの権利ノート」の活用等により、権利擁護の仕組みについて周知啓発を図ります。
- ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会の委員が意見表明等支援員として、一時保護所や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。

1
2 才 一時保護所における子どものケア

- 3 ・子どもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護所における小
4 規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓・確保および委託先への
5 心理面でのサポートを行います。
6 ・子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、取り組むべき学習内容や教材を
7 送付してもらうなど、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行
8 います。また、職員派遣や教材提供などについて、教育委員会等と連携し、
9 一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図ります。
10 ・一時保護を行う子どもが、できる限り在籍する学校へ通学できるよう、里
11 親等への一時保護委託を検討します。

12
13 (4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

14 **施策の方向性**

15 子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子ども
16 の最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取
17 り組んでいきます。

18 施設等を退所したのちも、安定した社会生活を送ることができるように、
19 子どもの希望や意向を尊重しながら、関係機関が連携・協力して子どもの自
20 立を支援していきます。

21
22 **具体的取組**

23 ア 親子関係再構築支援の推進

- 24 ・子どもの心身の健やかな育ちのためには、子どもはもちろん、親を含めて
25 家庭ごと支援する視点が不可欠であることから、子どもや家族の意向を理
26 解し、尊重しながら、市町や関係機関・団体と連携し、親子関係の再構築
27 支援に取り組めます。

28
29 イ 子どもの自立支援の強化

- 30 ・児童自立支援施設における子ども一人ひとりに応じた生活や学習の環境
31 のあり方など支援体制の強化に向けた検討を行います。
32 ・児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対
33 し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働し
34 て、生活支援、就労支援、居場所づくり等を行います。
35 ・児童養護施設等で生活する子どもの学習や文化・スポーツ等の学校外での
36 学習・体験活動を支援します。

1 (5)子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携
2 の強化

3 **施策の方向性**

4 児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケ
5 ースも増加していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化を計
6 画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児
7 童虐待への対応や子ども家庭相談体制の強化を図ります。

8 児童虐待防止対策を更に進めていくため、センター職員の人材確保や専門
9 性の向上、定着支援に向けた取組を推進します。

10 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進に
11 による業務の効率化・省力化等について検討を進めます。

12 児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない
13 対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、必要な支
14 援を行います。

15
16 **具体的取組**

17 **ア 子ども家庭相談センターの機能強化**

- 18 ・児童虐待に係る相談件数が増加傾向にあり、かつ、内容が困難化・複雑化
19 する中、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止
20 対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども家庭相談センターの職員の人
21 材確保・育成、定着支援等に取り組みます。
- 22 ・子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、相談システムの利
23 便性向上など、業務のICT化を推進します。

24
25 **イ 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援**

- 26 ・虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応
27 など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産
28 婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援
29 を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置促進や研修
30 の開催、アドバイザー派遣等による人材育成の支援を行います。
- 31 ・子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未
32 然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設された子育て世
33 帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業および親子関係形成支援事業や、
34 レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事
35 業を含めた家庭支援事業について、市町における計画的な事業実施体制の
36 整備が進むよう必要な支援を行います。
- 37 ・児童家庭支援センターが、こども家庭センター等に対する専門的な助言や

1 援助など地域支援を十分に行えるよう設置促進や機能強化等を図ります。

2

3

ウ 関係機関との連携強化

4

・子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである
5 「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用し、共通理解
6 や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。

7

・里親や里親支援センター、児童養護施設等との日々の相談対応や定期的な
8 情報交換等の機会を通じ連携を深め、里親・ファミリーホームや児童養護
9 施設等で生活する子どもの支援の充実を図ります。

10

・児童虐待の予防や早期発見・早期対応、また子どもや保護者など家庭支援
11 にあたっては、日々接点のある学校等の役割は極めて重要であることから、
12 学校や教育委員会と市町や子ども家庭相談センター等関係機関との緊密
13 な連携を進めます。

14

・子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、警察との情報共有の徹底、
15 連携の強化を図ります。

16

・子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課
17 等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する
18 心理的なケアを行います。【再掲】

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

施策の方向性

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

具体的取組

ア 就学前の教育・保育における支援

認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

- ・認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

食育に関する支援

- ・保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。

幼保小の連携の推進

- ・小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催等による連携を推進します。

イ 就学・修学支援の充実

義務教育段階の就学支援の充実

- ・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

義務教育段階の就学援助の実施

- ・就学援助の実施状況等を定期的に調査・公表することで、各市町における就学援助の適切な運用を促すとともに、就学援助が必要な世帯に活用され

1 るよう、各市町におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促します。

2
3 高等学校等における教育に係る経済的支援

- 4 ・保護者の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が
5 必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、
6 授業料以外の支援を実施します。
7 ・高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することが
8 ないように、奨学資金を貸与します。
9 ・特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学
10 奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
11 ・私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施
12 します。
13 ・高等学校等中退者が高等学校等に再入学し「高等学校等就学支援金」の支
14 給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒
15 業するまで（最長2年間）学び直し支援金を支給し、高等学校等における
16 教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

17
18 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- 19 ・文部科学省が実施している「高等教育の修学支援新制度」について、広く
20 周知します。
21 ・看護専門学校生や介護福祉士養成施設在学生等に対し、免許や資格取得後
22 に一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。

23
24 学生のネットワークの構築

- 25 ・学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッ
26 フ制度の実施により、学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、
27 その取組を支援します。

28
29 ウ 学校と福祉関係機関等との連携強化

30 子どもの食事・栄養状態の確保

- 31 ・県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査
32 を実施し、学校給食の普及・充実に努めます。
33 ・食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰等により、
34 学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。
35 ・生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給しま
36 す。

1 高等学校等における就学継続のための支援

- 2 ・キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、
3 小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催によ
4 り、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。
5 ・高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有
6 する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
7 ・学習面の課題や経済的理由、妊娠等の様々な事情により就学継続が困難な
8 生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を
9 行います。

10
11 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- 12 ・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小
13 学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町
14 教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派
15 遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県
16 立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。

17
18 家庭教育支援体制の構築【再掲】

- 19 ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭
20 教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支
21 援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体
22 制の構築を図ります。
23 ・スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支
24 援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添
25 った支援の充実を図ります。

26
27 放課後子ども教室等の推進

- 28 ・習熟度別指導等の少人数指導により個々に応じたきめ細かな指導を推進
29 するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。また、
30 放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習
31 支援を充実します。

32
33 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 34 ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入・取組推進により、
35 学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを支える「地域とともにある学
36 校」の実現を目指します。
37 ・地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い地域住

1 民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場
2 所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

3 4 Ⅱ 生活困窮世帯等への学習支援

5 生活困窮世帯への学習支援

- 6 ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支
7 援や生活習慣等に関する助言、進路選択に関する情報提供・助言、関係機
8 関との連絡調整等、きめ細かで包括的な支援を行います。
- 9 ・ひとり親家庭を含む低所得子育て世帯等に対し、受験料、模試費用の補助
10 を行うことで、子どもが進学をあきらめないよう支援します。

11 12 (2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援

13 14 施策の方向性

15 貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等
16 の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等
17 にも配慮して対策に取り組みます。

18 また、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、居場
19 所を提供するとともに支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な
20 支援機関につなげる仕組みをつくります。

21 22 具体的取組

23 ア 子どもの生活支援

24 居場所づくりに関する支援

- 25 ・様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設や子ども食堂
26 等が市町や学校等と連携して行う食事や学習支援等の多様な居場所づく
27 りの取組を支援します。
- 28 ・孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施す
29 る事業者を対象として運営支援、物資支援等を行う民間団体等の取組を支
30 援します。

31 32 体験に関する支援

- 33 ・地域社会全体で子どもの体験学習・活動の機会と場を充実していく「しが
34 こども体験学校」の取組を推進します。

35 36 地域における支援

- 37 ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる

- 1 仕組をつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化します。
2 ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る
3 取組を推進します。

4 5 イ 保護者の生活支援

6 保護者の心身の健康支援

- 7 ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康
8 状態の確認が行われるよう支援します。
9 ・市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等によ
10 る養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援
11 します。
12 ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、こども家庭センター、
13 保健所等関係機関と連携し、健康支援を行います。

14 15 保護者の自立支援

- 16 ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支
17 援を実施します。
18 ・家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管
19 理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関への
20 つなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援し
21 ます。

22 23 ウ 関係機関との連携等

24 ○ 状況に応じたきめ細かな支援

- 25 ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と
26 連携し、健康面を含めた支援を行います。
27 ・性暴力被害者等に対しては、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続
28 的な支援に取り組みます。また、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセ
29 リング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。

30 31 相談職員の資質向上

- 32 ・生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、また
33 ひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子・父子自立支援員、市町
34 担当職員等およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市
35 町の相談支援体制をバックアップします。
36 ・様々な悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職員を
37 子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

地域におけるアウトリーチ

- ・生活困窮世帯やひとり親家庭が孤立しないよう、民生委員・児童委員等が福祉、子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行います。
- ・貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑にする地域の体制づくり等を推進します。

エ その他の生活支援

妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等、生活の安定に資するための施策を一体的に推進します。
- ・思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力等のさまざまな理由により、妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、支援機関に繋ぐ体制を整備することを目的とした相談支援事業を実施します。
- ・医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、新生児援助事業を実施します。
- ・子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電話、来訪、訪問による相談を実施します。

子ども・若者が直接相談できる窓口の設置

- ・子ども・若年のコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった子ども・若者が相談しやすい環境を整えていきます。
- ・子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必要に応じて、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

施策の方向性

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、

1 保護者および就労を希望する子どもに対して、就職やキャリアアップにつな
2 がる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。

3 4 **具体的取組**

5 ア 保護者に対する就労の支援

6 親の支援

- 7 ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援や就労活動
8 促進費の支給、就労自立給付金の支給を実施します。
- 9 ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

10 11 親の学び直しの支援

- 12 ・生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等
13 就学費の支給を実施します。

14 15 イ 子どもの就労支援

16 就労を希望する子どもに対する就労支援

- 17 ・全日制高校に通学していない子どもに対しても、希望に応じ、学校とハロ
18 ーワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓の支援を実施し
19 ます。
- 20 ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提
21 供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催等をワンストップで行うと
22 ともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステ
23 ーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施しま
24 す。
- 25 ・ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援
26 事業を通じ、就労を支援します。

27 28 (4) 世帯の生活を支えるための経済的支援

29 30 **施策の方向性**

31 世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付
32 や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

33 34 **具体的取組**

35 ア 生活保護世帯に対する支援

36 教育扶助の支給方法

- 37 ・生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよ

1 う、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施
2 します。

3
4 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- 5 ・高等学校等に進学する際、入学料、入学考査料等を支給します。また、高
6 校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられ
7 る場合は収入として認定しない取扱いとします。

8
9 住居確保のための支援

- 10 ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそ
11 れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保の
12 ための支援を実施します。

6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援

施策の方向性

ひとり親家庭となり不安を抱えるなか、公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援および児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

具体的取組

ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援

公営住宅による生活支援

- ・県営住宅の入居にあたっては、生活困窮にあるひとり親世帯に対して配慮を行うことにより、住宅確保を支援します。

住宅確保のための支援

- ・一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。
- ・民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供等の支援を行います。

イ 生活の安定を図るための経済的支援

児童扶養手当の支給

- ・市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な支給事務を行います。

医療費の助成

- ・病気やけが等で必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な貸付事務を行います

1 (2) 自立のための就労支援

3 施策の方向性

4 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した
5 生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状
6 況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。また、子ども
7 の成長に伴い変化する働き方に対する希望がかなうよう企業に対するひと
8 り親への理解促進を図ります。

10 具体的取組

11 ア ニーズに応じた就業相談の充実

12 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

- 13 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習
14 の案内等の必要な助言を行い、求職活動を支援します。
- 15 ・ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就
16 業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイス等個々の状況に応じた自立
17 支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。また、就業後
18 も安定就業に向けて関係機関と連携して必要な支援を行います。

20 関係機関と連携した就業支援（滋賀マザーズジョブステーション）

- 21 ・滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡では、母子家庭等就業・自立
22 支援センター、マザーズ就労支援相談、ハローワークおよび福祉事務所等
23 と連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児等一括したワンストップの就
24 労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前
25 においても母子家庭等就業・自立支援センターが定期的な出張相談を行い、
26 就業相談の充実を図ります。
- 27 ・ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の
28 拡大を図ります。

30 支援機関と連携した相談窓口

- 31 ・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能
32 をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、
33 ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- 34 ・ひとり親（離婚を考えている方を含む）の法律に関わる全般的な相談につ
35 いて弁護士による法律相談を実施します。

37 イ 自立を目指した能力開発の支援

1 多様な能力開発への支援

- 2 ・ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会、就労に必要な
3 知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援等を実施し、幅広い
4 知識・技能の習得と能力開発への支援や公共職業安定所（ハローワーク）
5 と連携した就業支援を行うことにより、就労の促進を図ります。
6 ・本人の希望と地域の雇用情勢を把握し、就職に結びつく可能性が高いと考
7 えられる資格や技能を習得するための講座等の受講を促進します。併せて、
8 オンライン講座の受講の周知を図ります。

9
10 講座等の受講のための経済的な支援

- 11 ・ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよ
12 う、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減等の経済的支援を行
13 います。

14
15 ウ ひとり親が働きやすい職場環境づくり

16 雇用促進のための企業等への啓発の推進

- 17 ・就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等
18 に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的
19 に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

20
21 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発

- 22 ・仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができる
23 よう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広
24 報・啓発を推進します。

25
26 (3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

27
28 **施策の方向性**

29 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに
30 対応する延長保育、病児・病後児保育および一時預かり等の子育て支援策や、
31 家事援助等生活面のサポート等を着実に推進します。

32 また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金
33 の貸付等の経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

34
35 **具体的取組**

36 ア 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
37 保育等の確保

- 1 ・市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を
2 図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いに
3 ついて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。

4
5 多様なニーズに応じた保育サービス

- 6 ・保育所等および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに応じた延
7 長保育、休日保育、夜間保育、病児保育の実施を支援します。
8 ・保育所等や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所や優
9 先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

10
11 日常生活面での支援

- 12 ・病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助等、親が困ったとき
13 の支援について、子どもの一時預かり、日常生活への支援等を市町と協力
14 して推進します。

15
16 イ 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援

17 子どもの生活・学習支援

- 18 ・ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、居場所づくりや学習を支
19 援したりするために、地域や団体、市町等と連携しながら取組を進めてい
20 きます。

21
22 子どもの進学のための経済的支援

- 23 ・教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学等に就学・修学す
24 るために必要な入学金・授業料等の資金の貸し付けを行うとともに、制度
25 の周知を図ります。

26
27 ウ 親子交流の普及・啓発

- 28 ・親子交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページ等による
29 広報・啓発を行うとともに、子どもの意見を踏まえた親子交流に繋がる支
30 援を行います。

31
32 エ 養育費確保のための支援

33 養育費確保のための支援

- 34 ・子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費の支払いは
35 扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、社会全体が養
36 育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催す
37 る等、養育費の重要性を周知します。

- 1 ・離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて学ぶ
2 講座の開催や公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への
3 相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親が子どもを養育するために
4 必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

5
6 (4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

7
8 **施策の方向性**

9 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、必要としている
10 情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相
11 談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制を充実しま
12 す。

13
14 **具体的取組**

15 **ア 支援が届きにくい家庭への対応強化**

16 母子・父子自立支援員等による活動

- 17 ・母子・父子自立支援員等の活動を通して、支援施策等に関する情報を積極
18 的に提供します。また、支援を必要としている方に的確に情報を届けるこ
19 とができるよう、SNS等を活用した提供方法を市町とともに検討してい
20 きます。
- 21 ・母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果
22 的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の
23 状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実しま
24 す。

25
26 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

- 27 ・就業支援員やプログラム策定員に対する研修や母子・父子自立支援員との
28 意見交換を実施し、母子家庭や父子家庭それぞれの抱える問題の傾向に沿
29 った支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

30
31 支援機関と連携した相談支援の実施

- 32 ・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能
33 をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、
34 ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- 35 ・育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行いま
36 す。
- 37 ・女性相談支援センターや男女共同参画センターと連携を図り、支援対象者

1 の心身の健康状態や思いに沿って情報提供を行うとともに、必要に応じて、
2 各相談窓口での手続や医療機関での受診等を行う際に同行する等、支援対
3 象者に寄り添った対応を行います。

4 5 イ ひとり親家庭への情報提供の充実

6 相談窓口や制度の周知

- 7 ・市町と連携して、各種相談窓口や制度の周知を積極的に進めます。
- 8 ・離婚や養育費確保等に対する法律相談、育児に関する相談窓口等について
9 周知を行います。

10 11 広報誌やホームページの活用

- 12 ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、広報誌やホームページ、
13 ひとり親家庭支援策を紹介する冊子を活用し、情報が届きにくいひとり親
14 家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。

15 16 SNS等の活用

- 17 ・LINEによる相談窓口を活用した積極的な情報発信のほか、これまで相
18 談に繋がりにくかった人に情報が行き届くよう、その他SNS等を活用し
19 たプッシュ型の情報発信を行います。

20 21 ウ ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

22 地域の団体等との連携

- 23 ・児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域が
24 ひとり親に対する理解を深め、地域全体でひとり親家庭を見守り支えてい
25 く環境がつくられるよう働きかけを行います。
- 26 ・NPO等地域団体の活動は極めて重要であり、こうした地域団体活動を支
27 援します。

28 29 企業に対する理解促進

- 30 ・企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひ
31 ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会
32 が創出されるよう働きかけを行います。

33

7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

施策の方向性

子育てに対する自信や安心感を持ち、安全・安心に子どもを生み育てられるよう、子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊や不育の治療および妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の保持増進のための取組が必要です。

具体的取組

ア 子どもを生み育てる気運の醸成

- ・滋賀で生まれた子どもやその御家族へお祝いのメッセージを届け、社会全体で出産や子育てを応援する気運を高めるための取組を推進します。
- ・出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、男性の積極的な子育てを促し、子どもを生み育てる気運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報、将来を見据えて子どもを生み育てることについて考える機会を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・働きながら安心して子育てができるよう、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制）などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう気運の醸成を図ります。
- ・3歳以上児を中心とした幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育に係る負担を軽減し少子化対策に取り組むとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育の機会を保障します。
- ・多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、県独自の制度として、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。
- ・若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、

1 滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と
2 協働して、県民みんなで若者を応援する気運を醸成します。

3 4 イ 安心・安全な妊娠・出産の確保

5 安全な妊娠や出産等に関する意識づくり

- 6 ・安心・安全な出産を迎えるためには、思春期、妊娠期における母性意識の
7 向上や健康管理が重要なことから、子どもの頃からの健康管理、命の大切
8 さや妊娠、出産についての正しい知識、仕事との両立を考慮したライフプ
9 ランの検討などのプレコンセプションケアの教育、普及啓発を図ります。
- 10 ・市町や医療機関と連携・協力して、出産にかかるリスクと妊娠中の健康管
11 理の重要性について啓発を行っていきます。
- 12 ・周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくするためのマタニティマー
13 クや陣痛時に安心して受診できるためのゆりかごタクシー等について周
14 知し、妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

15 16 不妊に悩む方への支援の推進

- 17 ・不妊や不育、出生前検査に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにお
18 いて医師、助産師等による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分
19 な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支
20 援します。
- 21 ・夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する
22 不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。
- 23 ・不妊治療が受けやすい職場環境づくりや周囲の理解が得られるよう、不妊
24 治療と仕事の両立について支援を行います。
- 25 ・先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費
26 用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担の軽減を図りま
27 す。

28 29 妊婦や産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減

- 30 ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等
31 法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- 32 ・妊婦が適切な時期に妊婦健康診査を受けることができるように、早期の妊
33 娠届出の周知とともに、市町における公費負担を行います。また、県内統
34 一して実施できるよう、関係機関との調整などの支援を行います。
- 35 ・産婦に産婦健康診査を受診してもらえよう市町において公費助成の実
36 施を進めます。医療機関や助産所は、産婦健康診査を実施し、心身に不調
37 がみられた場合は、市町や精神科等の医療機関と連携し必要な支援に繋げ

1 ます。

- 2 ・父親が育児参加できるよう、市町の状況に応じて父親向けの事業を推進し
3 ます。また、母子保健に関する会議に職域代表者にも参加してもらう等、
4 連携を強化し父親が育児参加しやすい方策を検討します。

5 6 周産期医療体制の充実・強化

- 7 ・安心して妊娠、出産できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産
8 期母子医療センターにおいて専門医療を提供できる体制や、新生児救急搬
9 送の体制の確保など、周産期医療体制を整備し、NICUおよびGCUに
10 長期入院している児が、NICU等から在宅医療へ円滑に移行できる体制
11 の整備に努めます。
- 12 ・各周産期医療圏の周産期母子医療センターを中心に、周産期保健医療体制
13 ネットワーク(びわこセーフチャイルドバースネットワーク)が適切に運
14 用されることで、地域の実情に応じた安心・安全に出産できる場所を確保
15 していきます。

16 17 個別の支援が必要な母親に対する支援の充実

- 18 ・妊娠、出産、産褥期(さんじょくき)は、親と子の愛着形成やその後の子ど
19 もの心身の健全な発達に重要な時期であることから、個別の状況に応じた
20 支援を行います。
- 21 ・予期せぬ妊娠などにより、悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域
22 で必要な支援が受けられるよう「不安を抱えた若年妊婦等支援事業(にん
23 しんSOS滋賀)」を実施し相談支援を行います。
- 24 ・市町は、産前産後サポート事業や医療機関や助産所等において退院直後の
25 母子に対し「産後ケア事業」を実施し、心身のケアや育児サポート等の支
26 援により、産後も安心して子育てができる支援を行います。また、県は利
27 用者が広域的に利用できるよう集合契約に向けて、関係機関の調整及び支
28 援を行います。
- 29 ・身体的、精神的、社会的に支援が必要なハイリスク妊産婦や新生児に対し、
30 「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」に基づき医療機関と市町が連携し
31 て支援します。市町においては、ハイリスク妊産婦や不適切な養育の状態
32 にある保護者に対し、個別に応じた支援を行います。経済的な支援が必要
33 な家庭には福祉部門と連携し必要な経済的支援を実施します。

34 35 未熟児や先天性代謝異常など新生児への支援

- 36 ・市町において妊婦のHTLV-1、B型肝炎検査の公費負担を行い、母子
37 感染を予防します。

- 1 ・未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速
2 やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対し
3 て市町が行う養育医療給付事業について、補助を行います。また、家族の
4 不安や心配が少しでも軽減され、成長を感じることができるよう「びわ
5 こリトルベビーハンドブック」の配布、周知啓発を行います。
- 6 ・新生児に対し、先天性代謝異常等については、血液検査によるマス・スク
7 リーニングを行い、早期発見を図ります。また、新生児聴覚検査の実施に
8 より聴覚障害児の早期発見、早期療育につながるよう関係機関との連携体
9 制の充実を図ります。
- 10 ・関係機関と連携し、全ての新生児に聴覚検査が実施されるよう検査体制を
11 整備します。また、リファーマと判定された子どもが早期に確実に専門医療
12 機関に繋がり、その後も早期療育等必要な支援を受けられるよう精度管理
13 を行いながら体制整備を進めます。

14 妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備

- 15 16 ・市町において伴走型相談支援の実施、母子健康手帳交付時から妊婦健康診
17 査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業など
18 の機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をで
19 きるよう相談支援指導の充実を図ります。
- 20 ・市町に設置される母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども
21 家庭センター」の整備および機能の充実により、全ての妊産婦、子育て世
22 帯、子どもに対し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な
23 支援を提供できる取組を支援します。また、研修会を開催し、従事者の資
24 質向上を図ります。
- 25 ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連
26 絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者
27 を早期に把握し、早期に支援することにより虐待や障害の予防に努めます。
28 また、支援事例の評価・検討等を行い、産科・精神科・行政機関の連携強
29 化に努めます。
- 30 ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定
31 妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を
32 行います。
- 33 ・乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握
34 などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要
35 な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行う
36 などの取組を進めます。
- 37 ・市町や県は、母子保健、子育てに必要な情報をICT（アプリ、マイナポ

1 ータル、ホームページ)や広報紙等を活用し、健康管理の充実や情報発信
2 に努めます。

3
4 母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- 5 ・地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事
6 業に対する支援、充実に努めます。
- 7 ・母子健康水準の向上のためのポピュレーションアプローチ、障害や不適切
8 な養育の早期発見や育児不安の軽減、流産・死産された方の支援や精神疾
9 患、虐待等複雑かつ対応困難な事例にも対応できるよう研修会や事例検討
10 会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。
- 11 ・妊産婦メンタルヘルスや産後ケアの従事者を対象に、「妊産婦メンタルヘ
12 ルスケア研修会(産科・精神科の合同研修会)」、「産後ケア従事者研修会」
13 を開催し資質向上および関係機関の連携強化を図ります。

14
15 医師の確保に向けた取組の推進

- 16 ・子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機
17 関等との連携の下、地域医療体制の維持に必要となる医師の確保に取り組
18 みます。また、医学生向け貸付制度等を通じて、医師の県内定着を促進す
19 るとともに、県内の医師充足状況を勘案した配置調整に努めます。

20
21 ウ 子ども健康・医療の充実

22 子どもの健康の確保

- 23 ・保育所における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園にお
24 けるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイド
25 ライン」等の活用を促進します。
- 26 ・認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾
27 患に関する相談について、アレルギー疾患医療拠点病院である滋賀県小児
28 保健医療センターにおいて、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援し
29 ます。
- 30 ・学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所お
31 よび幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進し
32 ます。
- 33 ・市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じ
34 て子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

35
36 ○子どもの病気や障害の早期発見・早期対応

- 37 ・市町において、乳幼児健康診査を実施し、子どもの病気や障害の早期発見・

1 早期対応や保護者の相談支援を行います。また、精密検査が必要な乳幼児
2 のフォローアップを確実にを行い、全員が適切に医療につながるように支援
3 します。さらに、全市町において1か月児健診および5歳児健診が実施さ
4 れることにより、切れ目のない乳幼児健診の体制整備に努めます。

- 5 ・小児保健医療センター（県）では、精密検査を実施するとともに、市町の
6 乳幼児健康診査が適切に実施されるよう従事者の研修会および乳幼児健
7 診の精度管理を実施します。また、「乳幼児健康診査（一次）保健指導手
8 引書」を作成し、県内の乳幼児健診の質の維持向上を図ります。
- 9 ・市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じ
10 て子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

11 食育の推進

- 12 ・出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定
13 着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学
14 習の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身
15 体を育むために、認定こども園や保育所、幼稚園における食育の取組を推
16 進します。
- 17 ・食育推進研修会により、県民等に食育についての啓発を実施します。また、
18 管理栄養士等への研修事業を実施し、地域における食育の推進を図ります。

20 受動喫煙防止のための環境づくり

- 21 ・子どもの安全と健康を守る観点から、学校や市町と連携し、家庭での受動
22 喫煙防止の普及啓発を行うとともに、地域においてもたばこの煙から子ど
23 もを守る県民運動として受動喫煙防止対策を展開します。

25 歯科保健対策の充実

- 26 ・子どもの歯科保健対策について、特に地域の療育教室を利用する子どもの
27 歯科健康診査および歯科保健指導を通じて、かかりつけ歯科医院を持つこ
28 とを啓発します。
- 29 ・認定こども園、保育所、幼稚園および学校における、むし歯予防のための
30 フッ化物洗口の実施を推進します。

32 小児救急医療体制の充実

- 33 ・休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷
34 った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を
35 実施します。また、休日や夜間に入院治療を必要とする小児救急医療を提
36 供する病院に対して助成を行います。

- 1 ・休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療
2 機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行い、適切
3 に医療機関を受診できるよう支援します。

4
5 子どもの事故等「防げる死」を予防する体制づくり

- 6 ・市町や県は「母子健康手帳別冊」等において、誤飲・誤食、転落・転倒、
7 やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防
8 を保護者に啓発します。
9 ・県や市町は、保育所や認定こども園、産後ケア事業施設等と連携して、各
10 施設に事故予防対策やマニュアル整備を進めます。

11
12 子ども医療費の負担軽減

- 13 ・子どものいる家庭の医療費の負担軽減のため、子ども医療費助成を行いま
14 す。
15 ・小児期における小児がん、慢性腎疾患などの小児慢性特定疾病の治療は長
16 期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費助成を行います。
17 ・日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対す
18 る特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成しま
19 す。

20
21 (2) 全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

22 **施策の方向性**

23 全ての子育て家庭について、子育ての不安や負担感の解消を図るため、子
24 育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対
25 するこども誰でも通園制度や一時預かり、就労しながら子育てをする家庭の
26 ニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる
27 支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子
28 育て支援の充実を図るとともに、県民、地域の活動団体、企業、行政など様々
29 な主体が子育てにともに関わり、支える地域づくりが必要です。

30
31 **具体的取組**

32 ア 子育て家庭の教育力の向上

33 家庭の教育力の向上

- 34 ・認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する
35 利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て相談機関等
36 の身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進
37 し、利用の促進を図ります。

- 1 ・多くの保護者が参加するPTAの研修等で、保護者同士が学習資料を活用
2 して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う活動や、保護者や地域の人同士
3 が語り合える場づくりをすすめるため、ファシリテーターを養成します。

4 5 家庭教育協力企業協定の取組の推進

- 6 ・家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的
7 に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援
8 や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

9 10 イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実

11 子どもが多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 12 ・遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、年齢
13 や発達に応じて、外遊びを含む様々な遊びや自然体験、職業体験、
14 文化芸術体験など多様な体験ができるよう推進していきます。
- 15 ・安心して安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境
16 づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、
17 地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場
18 を充実します。
- 19 ・子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど
20 多様な活動の拠点として、魅力ある公園づくりを推進します。

21 22 地域の子育て支援の計画的な推進

- 23 ・市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業
24 の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。

25 26 利用に結びつく相談機能の充実

- 27 ・各種子育て支援サービスの利用希望者が、ニーズに応じたサービスを利用
28 できるよう、地域子育て支援拠点や身近な場所での相談窓口や行政窓口で
29 の相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。
- 30 ・地域住民からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センター等と有機
31 的な連携を図りつつ、必要な助言や支援につなぐこと等を目的とした地域
32 子育て相談機関の整備を支援します。

33 34 子育てに関する情報提供

- 35 ・誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、イン
36 ターネットやSNS等の様々な手段により積極的な情報提供を行うこと
37 で子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心し

1 て子育てが出来る環境づくりをすすめます。

2 3 地域子育て支援拠点の充実

- 4 ・子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の
5 保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対
6 する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

7 8 世代間交流による支援体制の充実

- 9 ・高齢者と子どもの世代間交流が保育所等や児童館等で行われるよう市町
10 と連携し、子育て支援を促進します。

11 12 一時預かり、子育て短期支援の充実

- 13 ・保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的
14 に預かる一時預かり事業の実施を支援します。
- 15 ・育児に過重な負担がかかる家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的また
16 は一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、市町によ
17 る一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイ
18 ライトステイ)の実施を支援します。また、市町がショートステイ事業を
19 実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援し
20 ます。

21 22 産後ケア支援の充実

- 23 ・出産後間もない時期の家庭への支援として「産後ケア事業」を実施します。
24 退院直後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等の支援により、産後
25 も安心して子育てができる支援を行います。

26 27 養育訪問支援の取組の推進

- 28 ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うこ
29 とにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

30 31 子育て世帯訪問支援の取組の推進

- 32 ・訪問支援員が子育て等に不安を抱える家庭等を訪問し、家庭が抱える不安
33 や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、
34 家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぎます。

35 36 放課後児童クラブの設置促進ならびに支援員等の人材確保および資質向 37 上

- 1 ・保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就
2 学するにあたり適切な環境を整えるため、保護者が仕事等により昼間家庭
3 にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの計画的な設置および支
4 援員等の確保を支援します。
- 5 ・支援員等に対する研修の実施や巡回アドバイザーの個別支援活動などを
6 実施し、支援員等の意識や資質の向上を図ります。
- 7 ・支援員等が笑顔で働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境
8 づくりの取組を促進します。

9 10 ファミリー・サポート・センターへの支援

- 11 ・育児に対する援助を受けたい人で行いたい人とを会員として組織し、保育
12 所等までの送迎や保育所等閉所後の一時的な預かりなど、育児についての
13 助け合いを行うファミリー・サポート・センターへの支援に取り組みます。

14 15 子育て支援活動に携わる人材の育成

- 16 ・地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育
17 てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地
18 域子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。
- 19 ・子育て支援に関わる全ての人々が児童虐待防止の視点をもって活動するこ
20 とが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に
21 関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。
- 22 ・多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市
23 町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援
24 します。

25 26 こども誰でも通園制度の推進

- 27 ・孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減し、保護者とともに、全て
28 の子どもの育ちを応援し、「こどもまんなか」社会の実現につながる仕組
29 みとして、こども誰でも通園制度の円滑な導入に向けて、市町と連携しな
30 がら制度の周知を図るとともに、制度の安定的な運営を支える保育人材の
31 確保や資質向上に取り組みます。

32 33 ウ 障害のある子どもとその家族への支援

34 障害のある子どもや長期療養をしている子どもの成長・発達およびその家 35 庭への支援

- 36 ・慢性的な疾病により医療的ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を
37 調査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活

1 支援を受けることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子ど
2 もと家族に対する長期的な支援の充実を図ります。

3 ・児童発達支援センター等における障害のある子どもの発達支援や家族支
4 援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継
5 続的な療育の実施を推進します。

6 ・地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目
7 のない継続した支援ができるよう、関係機関の情報共有や連携の強化を図
8 ります。

9 ・身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害
10 を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付
11 を行います。

12 13 放課後等デイサービス等の設置促進

14 ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間と
15 の関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、
16 放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図り
17 ます。

18 ・放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、市町
19 が実施する障害児受入推進事業等を支援し、障害のある子どもの放課後の
20 生活を充実します。

21 ・放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラ
22 インの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向
23 上を図ります。

24 25 ○発達障害のある子どもに対する支援

26 ・発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県
27 民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的
28 に推進します。

29 ・発達障害については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における
30 支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、
31 発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、県内における発達障害者
32 支援体制の充実を図ります。

33 34 (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

35 施策の方向性

36 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、この
37 時期に適切な教育・保育が提供されることは、子どもの健全な成長を促すう

1 えで重要です。

2 このため、潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育
3 を必要とする子どもが確実にこれらの提供を受けられるよう、認定こども園、
4 保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保
5 育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置が必要です。また、認定こ
6 ども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、
7 障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う
8 人材の確保や資質の向上が必要です。

10 具体的取組

11 ア 就学前の教育・保育の提供

12 待機児童の早期解消と保育所等の多機能化の支援

- 13 ・市町とともに保育所等の整備による保育の受け皿の拡大や、それを支える
14 保育人材の確保対策を強化し、待機児童の早期解消を図ります。
- 15 ・全市町参加の下で設置している待機児童対策協議会において、市町の取組
16 に対する支援を実効的なものとするため、また、広域的な観点から特に専
17 門性の高い施策について協議・検討を行い、保育現場の意見を踏まえた効
18 果的な待機児童解消のための取組を進めます。
- 19 ・人口減少地域において、保育所等が地域において必要な機能を維持できる
20 よう、多機能化や地域における子育ての拠点化等の取組を推進します。

21 親と子の育ちの場の提供

- 22 ・保育所・幼稚園等・子育て支援拠点等において、子どもの教育に関する相
23 談、子育てサークルへの支援、子育て講座、子育て中の保護者と子育て経
24 験のある保護者の交流および親子教室を実施するなど、親が子育ての知識、
25 問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育
26 ちの場づくりを支援します。

27 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実

- 28
- 29
- 30 ・子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所
31 や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育
32 指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、子ど
33 もの主体的な活動を大切にしながら、集団生活や遊びをとおして子どもの
34 基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、幼児教育・保育を充実し
35 ます。
- 36 ・教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校における生活や
37 学習へ円滑に移行できるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機

- 1 会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、
2 認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。
- 3 ・幼児教育および幼保小接続の更なる充実にむけて、施設類型の違いを越え
4 て一体的に行う滋賀県幼児期教育センターにおいて、各種研修の企画・運
5 営、県幼児教育アドバイザーによる訪問支援、幼保小接続関連事業の推進、
6 市町・各幼児教育施設との連携等に取り組みます。
 - 7 ・認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育て
8 る教育・保育の実践を推進します。
 - 9 ・認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊
10 び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に
11 付けるため、安全教育を推進します。
 - 12 ・認定こども園、保育所および幼稚園において、自然体験活動を積極的に取
13 り入れるなど滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進し
14 ます。
 - 15 ・滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども
16 園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然
17 や暮らしの中でのさまざまな体験活動をとおして、“いのち”の大切さ、
18 自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。

19
20 イ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実
21 潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育
22 所および幼稚園等の整備支援

- 23 ・各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニ
24 ズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設、地域型保育事
25 業の計画的な整備・設置を支援します。

26
27 認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進

- 28 ・認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ど
29 も・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越
30 えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、幼保連携型認定こども園お
31 よび保育所の認可、保育所型・幼稚園型認定こども園の認定にかかる需給
32 調整を行い、計画的な取組を推進します。

33
34 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援

- 35 ・待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20
36 人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保
37 育事業、事業所内保育事業等による受入れを支援します。

- 1 ・小規模保育事業、家庭的保育事業および事業所内保育事業等を利用する子
2 どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等
3 の連携施設の確保を支援します。

4
5 保育の必要性が高い家庭への配慮

- 6 ・市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に
7 認定こども園および保育所の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整に
8 あたって配慮するよう働きかけます。
9 ・認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、
10 市町と連携・協力して取り組みます。

11
12 多様な保育ニーズへの対応の促進

- 13 ・就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を
14 充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日
15 保育などを促進します。
16 ・幼稚園における通常の教育標準時間を超えた時間帯や長期休業期間中の
17 保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

18
19 病児保育の実施の促進

- 20 ・子どもが病期中、または病気回復期のため集団保育が困難になる間、保育
21 所・医療機関等において一時的に保育を行う病児保育の実施を促進します。

22
23 ウ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

24 保育士等の人材確保

- 25 ・保育士・保育所支援センターにおいて、保育士等養成施設の学生等の県内
26 保育所等への就職促進や、潜在保育士等への保育人材バンクによる就職あ
27 っせんや再就職支援を行うとともに、現任保育士等のための相談窓口を設
28 け就労継続をサポートするなど、県内保育所等に就労する保育士等の安定
29 的な確保を図ります。
30 ・保育士等養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付や奨学金の返還支
31 援により、保育士資格の新規取得者を確保するとともに、潜在保育士等
32 に対する就職準備金の貸付や未就学児をもつ保育士等の子どもの保育料の
33 一部貸付により、保育現場への再就職を支援するなど保育人材確保のため
34 の各種貸付事業を実施します。
35 ・保育の魅力や特色ある保育所等の取組を情報発信するなど、保育現場の意
36 見を反映した保育人材確保対策の充実を図ります。
37 ・小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研

1 修を実施します。

- 2 ・保育士等が笑顔で働き続けられるよう、保育補助者の配置やICT化等の
3 推進による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特
4 殊性を勘案し、更なる処遇改善を促進します。また、教育・保育指導員に
5 よる巡回支援を通じた指導助言や自己評価の積極的な活用等により、保育
6 士等が働きやすい職場環境づくりを推進します。

7
8 幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

- 9 ・幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許
10 もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格取得の
11 ための特例制度の利用を促進します。

12
13 研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

- 14 ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実
15 や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上
16 を図ります。
- 17 ・保育現場におけるリーダー的職員等の資質、専門性の向上を図るため、必
18 要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- 19 ・幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚
20 園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うこ
21 とにより、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。

22
23 Ⅱ 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上
24 教育・保育情報の公表

- 25 ・施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設
26 備や職員給与の状況等の経営情報、施設の運営方針や教育・保育の内容な
27 どを県のホームページ等を通じて公表します。

28
29 認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進

- 30 ・認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客
31 観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育・保
32 育の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における
33 自己評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。

34
35 認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の向上

- 36 ・保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所等による必要な受
37 け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所等への移

1 行を促進します。

- 2 ・認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の向上に
3 努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。

4
5 滋賀の豊かな自然環境等を活用した取組の推進

- 6 ・自然保育を中心とした幼児教育・保育を実践している「森のようちえん」
7 など、いわゆる幼児教育類似施設や認可外保育施設における滋賀の豊かな
8 自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。

9
10 才 障害のある乳幼児への支援

11 障害のある子どもの保育の推進

- 12 ・認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看
13 護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の
14 状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。
- 15 ・保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適
16 応できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の
17 実施を促進します。
- 18 ・障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育
19 事業に対して助成します。

20
21 (4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

22 施策の方向性

23 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、
24 子どもたちが自らの身を守る力を育て、子どもや子育て家庭が安心して暮ら
25 せる環境づくりが必要です。

26 また、子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れる
27 よう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、ユニバーサル
28 デザインによるまちづくりを進め、子育てにやさしい環境を整備するととも
29 に、子どもを事故や災害から守るための取組が必要です。

30 31 具体的取組

32 ア 地域における安全の確保

33 保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保

- 34 ・重大事故、不適切保育、性犯罪等の子どもを取り巻く様々な危険から子ど
35 もを守り、安全かつ安心な保育を行うことができるよう保育士等を対象と
36 した研修会の開催や園への監査等による指導を行います。
- 37 ・放課後児童クラブにおける事故防止の取組を徹底するため、安全計画や事

1 故防止マニュアルの適切な運用や見直し、ケース毎の事故防止、危機対応
2 等をテーマとした研修会の開催等により、支援員等の専門性や危機管理能
3 力を高め、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保を図ります。

- 4 ・「CDR体制整備モデル事業」を継続し、死亡事例から子どもの事故予防
5 について検討を行います。また、検討結果から明らかになった予防対策は、
6 再び同じような事故が起きないように、関係機関への啓発や研修会を実施し
7 ます。
- 8 ・日本版DBS制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

9
10 学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保

- 11 ・学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成を
12 とおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象と
13 した研修会の開催などにより、危機管理意識を高めます。
- 14 ・生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、子
15 どもたちが事故や災害から自らの身の安全を守る力を育成します。
- 16 ・スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や
17 活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみ
18 で子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。
- 19 ・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保
20 するため、歩道設置等の道路交通安全環境の整備や、交通安全対策や自動
21 車の運転手等に対する注意喚起など、散歩等の園外活動等の安全を確保す
22 るための区域（キッズ・ゾーン）の設定、保育支援者等（キッズ・ガード）
23 による園外活動時の見守りなどを推進し、通園路や学校外・園外活動中の
24 幼児・児童の一層の安全確保を図ります。
- 25 ・子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいて、P
26 TA等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携
27 したパトロール活動や「子ども110番の家」を設置するとともに、子ども
28 に危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進します。
- 29 ・通学路における通学児童の交通安全の向上を図るため、県内の小学校区ご
30 とに、おうみ通学路交通アドバイザーを委嘱し、通学路点検、通学児童の
31 保護誘導活動、通学路に関する要望の集約、交通安全教育活動を支援しま
32 す。

33
34 子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

- 35 ・子どもを交通事故から守るため、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとと
36 もに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時の
37 ヘルメット着用の普及啓発に取り組みます。

- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- ・警察が運用を開始した防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」の利用促進を図るなど県警察と連携し、子ども・若者にかかわる犯罪発生情報のタイムリーな提供を図り、県民の自主防犯意識を高めます。

イ 子どもを事故や災害から守るための取組

良質な住宅および良好な居住環境の確保

- ・県営住宅の入居にあたっては、子育て世帯に対して収入基準の緩和を行うとともに、多子世帯に対して優先入居を行うことにより、子育て期における住宅確保を支援します。
- ・住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどをおして情報提供します。

子どもや妊産婦を災害から守る取組の推進

- ・子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注意することなどについて、わかりやすく広報します。
- ・地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マップ」を作成・公表しており、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、その他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えについて注意喚起を行います。
- ・小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。
- ・災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。
- ・災害時の妊産婦や乳幼児に対する支援のポイントについて、平時から理解を深めるための周知啓発を行うとともに、専門職等への研修等により理解を深める取組みを進めます。

ウ 安心して暮らせるまちづくりの取組

安心して外出できるための取組

- ・子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるような社会全体の気運

1 醸成を図ります。

- 2 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産
3 婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進
4 します。
- 5 ・児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導
6 警告等の推進と、児童等が被害に遭わないための防犯環境の整備を継続し
7 て推進します。

9 (5) 仕事と子育ての両立支援

10 施策の方向性

11 男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合ってい
12 けるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間
13 労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方
14 が選択できる社会環境づくりが必要です。

15 また、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等の整備により、仕事と
16 家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就
17 職を支援することが必要です。

19 具体的取組

20 ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

21 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

- 22 ・長時間労働の是正などの働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育
23 てへの参画の促進、女性に負担が偏る状況を解消し、性別に関わらず女性
24 も男性も仕事と生活の調和が図れるよう環境整備を促進します。
- 25 ・家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てに関わり、
26 子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。
- 27 ・企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直
28 しなどワーク・ライフ・バランス推進に取り組みます。
- 29 ・次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワ
30 ーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで取組
31 を紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進し
32 ます。

34 女性の再就職支援

- 35 ・出産や子育て、介護等による離職後、再就職を希望する女性等を対象に、
36 滋賀マザーズジョブステーションにおいて、仕事と子育ての両立に向けた
37 アドバイスや一時保育の実施、就労相談やキャリアプランの作成、求職情

1 報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行います。

- 2 ・公共職業安定所や市町等と連携し、子育てしながら働きやすい職場の求人
3 紹介や保育情報の提供等により、子育て中の女性と企業のマッチングを推
4 進します。

5
6 様々な働き方の普及

- 7 ・在宅ワーク等の新しい働き方を普及するなど、育児等により外で働くこと
8 が困難な場合の働き方の選択肢を広げます。また、在宅ワーカーのスキル
9 アップや独立を支援するとともに、企業における在宅ワーカーの活用普及
10 を進めます。

11 12 イ 企業における子育て支援の取組の推進

13 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

- 14 ・仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度
15 や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や
16 子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置
17 (短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など)の導入
18 が進むよう啓発を行います。
- 19 ・妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広
20 く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発を行いま
21 す。

22
23 多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- 24 ・年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減を進めることにより、仕事と
25 生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的に
26 関わるができる職場環境づくりを推進します。
- 27 ・企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、
28 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促
29 進されるよう働きかけます。
- 30 ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等
31 法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- 32 ・育児休業を取得予定または取得中の労働者を対象に休業期間中に必要な
33 生活資金の融資を行います。
- 34 ・事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、
35 理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開か
36 れた施設となるよう促します。

37

- 1 県の職場における職場環境づくりの推進
- 2 ・県の職場において、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生
- 3 活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画により、
- 4 率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 5

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進

施策の方向性

県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

具体的取組

ア 地域、企業等の連携による子ども・若者の育ちや学びへの支援

企業や地域による支援の促進

- ・子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発をとおして、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- ・子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。

家庭と共に取り組む学びの推進

- ・地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育てや子どもの学びの充実を図ります。
- ・家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めます。併せて、各協定締結企業における学習の機会を提供し、質の充実を図ります。
- ・親の学びを応援するため、PTA等で学び合う気運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語り合える場づくりを行うための人材養成を推進します。
- ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支

1 援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体
2 制の構築を図ります。

3 4 地域と学校の連携・協働体制の構築【再掲】

- 5 ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入・取組推進により、
6 学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを支える「地域とともにある学
7 校」の実現を目指します。
- 8 ・地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い地域住
9 民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場
10 所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

11 12 (2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

13 施策の方向性

14 障害の有無や国籍等に関係なく、全ての子ども・若者が、人権を尊重され、
15 安心して安全に、健やかに成長していける共生社会が必要です。

16 また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関
17 係機関と連携し、きめ細かな支援を行う必要があります。

18 19 具体的取組

20 ア 障害や病気がある子ども・若者に対する支援

21 障害のある子ども・若者およびその家族に対する支援

- 22 ・地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目
23 のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。
- 24 ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間と
25 の関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、
26 放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図り
27 ます。
- 28 ・認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看
29 護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の
30 状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

31 32 チーム支援体制の充実

- 33 ・乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないよう、
34 滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心と
35 した保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチ
36 ーム支援体制の充実を図ります。

1 発達障害のある子ども・若者に対する支援

- 2 ・学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切
3 れ目のない支援の充実、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、
4 発達障害者支援体制の充実を図ります。
- 5 ・発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高
6 校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援
7 に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目のない支援
8 の強化を図ります。

9
10 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

- 11 ・「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障
12 害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選
13 択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体
14 制の充実に努めます。
- 15 ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、特
16 別支援学校と小学校の双方に学籍を置く「副籍制度」のほか、特別支援学
17 校の分教室や高等養護学校での交流を進め、インクルーシブ教育システム
18 の構築に向けた取組を推進します。
- 19 ・個々の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実さ
20 せるため、個別の指導計画および個別の教育支援計画の一層の活用を推進
21 するとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の充実や教育環境の整
22 備を図ります。

23
24 ○がんや難病等、病気がある子どもや若者、その家族に対する支援

- 25 ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよ
26 う、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンス
27 トップで相談支援できるよう、体制の充実を図ります。

28
29 障害者入所施設における支援

- 30 ・近江学園等の県立障害児入所施設を活用し、地域支援では対応が難しい障
31 害のある児童や虐待を受けている障害のある児童などに対して、それぞ
32 れの児童の特性に合わせた入所支援を行うとともに、当該施設で生活する
33 児童が快適な生活と適切な支援を受けられる施設環境を整えます。

34
35 イ 外国につながりをもつ子ども等への支援

36 教育・保育の充実

- 37 ・外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、保

1 育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミ
2 ュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心
3 して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた
4 個別の支援の充実を図ります。

- 5 ・外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対
6 して、保育士等の配置や保育の質の向上や内容の充実に向けた指導・助言
7 を実施します。
- 8 ・認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園
9 教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国に
10 つながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、就学に際しての教
11 育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行
12 います。

13 14 学習支援

- 15 ・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況
16 に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語
17 指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本
18 語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、市町とも連
19 携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就学の促進を図り
20 ます。
- 21 ・上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、
22 外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り
23 組みます。

24 25 子どもの健全な育成の支援

- 26 ・日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学
27 校・警察ネットワーク会議の開催や防犯教室などをとおして、安心して過
28 ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。

29 30 多言語での情報提供および相談対応

- 31 ・外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、「しが外国人相談セ
32 ンター」を設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、
33 子どもの教育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多
34 言語で対応します。

基本理念の実現に向けた大切な視点

1
2 基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

- 3
4 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施しま
5 す。

6
7 令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例の基本理念にのっと
8 り、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および
9 実施するものとします。

- 10
11 2 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開に
12 あたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。

13 すまいる・あくしょん...コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの
14 笑顔を増やすための行動様式

- 15
16 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携
17 強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

【子ども・若者の意見聴取にあたって】

当プランに基づく各事業の実施において、子ども・若者の意見聴取を行うにあたっては、事業の内容や対象者の範囲等を踏まえ、必要に応じて以下の事項について考慮することとします。

企画する

意見を聴く対象を検討します。

- ・ 施策の対象となる子ども・若者の範囲を適切に設定します。
- ・ 意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意します。
- ・ 意見を聴く機会が十分に確保されるよう、広報や意見聴取の方法を工夫します。

テーマを設定する

- ・ わかりやすく、意見を言いやすいよう、設問の設定を工夫します。
- ・ 子ども・若者が意見を言いたいテーマを選べるよう仕組みを工夫します。

実施体制を作る

- ・ 意見を聴く体制をつくるため、必要により外部人材の活用や連携を図ります。
- ・ 子ども・若者の年齢、特性、発達程度等に応じて必要な配慮をします。

- ・意見を言いやすい雰囲気づくり等に努めます。
- ・意見を聴くために子ども・若者にわかりやすい資料を用意します。

留意事項

- ・関心がない子ども・若者も大勢いることを念頭におき、ポスターや動画等により趣旨を伝えるなど、多くの子ども・若者に興味を持ってもらえる工夫をすること。
- ・より多くの子ども・若者から意見を聴くための仕組みとして、テーマに対して関心が高い子どもを中心として、あまり関心が高くない子ども・若者を巻き込みながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者等の大人の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聞くことができるよう工夫すること。
- ・意見聴取に協力いただく関係者に対して、趣旨を十分に説明する必要があること。
- ・子ども・若者が意見を出しやすいよう、選択式の回答方法とすることや、設問数を減らすなどの方法を検討すること。
- ・子ども・若者がより興味・関心を持つよう、企画段階から子ども・若者の参画を得ることも検討すること。

意見を聴く

聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う

- ・大人は子ども・若者の視点で一緒に考え、思いを汲み取る姿勢を持ちます。
- ・大人の役割は子ども・若者の意見表明のサポートであることを認識します。
- ・意見を聴く目的や、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明します。
- ・どのような意見であっても受け入れられることを子ども・若者に示します。
- ・大人は「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有します。

意見を表明する選択肢を用意する

- ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう多様な手段を用意します。
- ・意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択します。

振り返りをする

- ・子ども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意します。
- ・意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをします。

応答する

- ・意見を受け止めたことを子ども・若者に対して伝えます。

留意事項

- ・意見聴取の対象となる子ども・若者に対して、施策の対象者であることをあらかじめ伝えておくこと。特に大学生世代など、自分が対象に含まれていないと考える場合があることを念頭におくこと。
- ・意見聴取の手法については、協力いただく団体・関係者等の負担を考慮して、効率的な方法を検討すること。
- ・発達段階により、論理的な思考が難しい年齢の子どもであっても、他の子ども・若者の意見に対して、賛成の意思を示すことなどにより、意見表明が可能であること。
- ・大人が子どもの居場所に出向き、ワークショップ形式等で子ども・若者に働きかけながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・意見聴取の方法によって回答できないことのないように、対面や意見箱の設置、SNSの活用等、多種多様な方法で意見聴取を行うこと。
- ・子ども・若者がより積極的に意見を出せるよう、意見反映によって、自分自身の生活や環境が変わる可能性があることを伝えること。
- ・子ども・若者が自分の意見を整理できるように、複数回意見聴取の機会を設けること。

反映

聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する

- ・子ども・若者の意見をどう反映するか検討し、子ども・若者に説明する準備をします。
- ・全ての意見を反映する必要はありませんが、政策の目的や内容等に応じて、また意見を表明した子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じて、出された意見を正當に考慮します。

留意事項

- ・多数派の意見のみでなく、少数派の意見にも耳を傾けること。

フィードバック

聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

- ・意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）します。
- ・フィードバックは、子ども・若者に伝わりやすい工夫をします。

次年度の施策への活用

子ども・若者の意見を次年度の施策に活かす

- ・各事業の計画・実施・振り返り等の段階において把握した子ども・若者の声を、単年度の事業だけでなく、次年度以降の事業や施策等にも反映するよう、継続的な子ども・若者の意見の活用を検討します。

声を聴かれにくい子ども・若者への配慮

- ・声を聴かれにくい子ども・若者がいることを理解します。
- ・先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けます。
- ・支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作ります。
- ・一人ひとりに必要な工夫や対応について、本人の意思を確認し、それぞれの特性に応じた丁寧な配慮を行います。
- ・一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとります。

留意事項（対応例として記載していますが、本人の意思を確認したうえで、特性に応じた適当な方法を用いることが重要です。）

- ・障害のある子ども・若者の場合：自分の思いをうまく伝えられない場合があるため、根気よく話を聴くことが重要です。また、相手が理解しやすいように、やさしい言葉を使い、写真や絵を添えて説明することが望ましいです。必要に応じて指差しをしたり、実物を見せたりしながら話すことが有効な場合があります。刺激や情報を整理するため、必要により、なるべく静かな場所を用意することが望ましいです。
- ・外国人の子ども・若者の場合：やさしい日本語を使ったり、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切です。併せて、日本の文化や慣習について、説明する配慮も必要です。また、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真等の視覚資料と保護者の使用言語や、やさしい日本語で分かりやすくまとめることも考えられます。

プランの推進

1 この計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、家庭、学校・園、
2 企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互い
3 に連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

4 5 1 それぞれが果たす役割

6 7 (1) 県の役割

8 県は、本計画に基づき、子どもの権利を守ることを旨とし、子育てや子ども
9 の健やかな育ち、若者の希望を叶えるための取組について、総合的かつ計画的
10 に施策を推進します。施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、
11 学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏
12 まえるとともに、相互に連携し、協力するものとします。

13 また、経済的な問題や社会的孤立の問題等さまざまな理由で、健やかに成長
14 し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若
15 者やその保護者に対しては、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

16 市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援
17 等に関わる人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できる
18 よう、広域自治体としての役割を踏まえ支援を行います。

19 加えて、計画の推進にあたり必要な財政上の措置を講じるよう努めるものと
20 します。

21 22 (2) 市町の役割

23 市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携の
24 もと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細
25 かな施策を展開していくことが求められます。

26 27 (3) 家庭の役割

28 家庭は社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニ
29 ケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで
30 必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。
31 子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、子ども
32 が心身ともに健やかに安心して成長することができるよう子どもを育み、家庭
33 生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間
34 形成などを育むとともに、男女が共に家事や育児を担うなど、家族のきずなを
35 大切にしていけることが求められます。

1
2 (4) 認定こども園、保育所、幼稚園、学校の役割

3 認定こども園、保育所、幼稚園

4 乳幼児期の教育および保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重
5 要です。子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発
6 達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

7 さらに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育へ
8 の円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質
9 の向上を図ること等が求められます。

10 また、安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など地域と連携して
11 子どもの育ちに関わることが必要です。

12
13 学校

14 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育
15 む場であり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、いじめや虐待をはじめ、
16 一人ひとりが抱える様々な困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸
17 長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。

18 自己に直接関係する事項に関して子どもが意見を表明することができる
19 環境の整備に取り組むとともに、学校や地域における子どもの社会的活動へ
20 の参画を促進するほか、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力あ
21 る環境となるために必要な取組を行うことが求められます。

22 また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望まし
23 い人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。子どもが学
24 び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境
25 づくりを進めることが求められます。

26
27 (5) 事業者の役割

28 事業者は、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者を
29 はじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るた
30 めの雇用環境の整備等、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行
31 うことが求められます。

32 また、職業生活と子育てなどの家庭生活との両立を実現していくうえで、大
33 きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業
34 主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直し
35 など、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に
36 推進することが求められます。

1 また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、
2 職場体験の受け入れなど、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教
3 育活動に対して、専門性を活かして積極的に参画することが期待されます。

4 5 (6) 県民の役割

6 県民は、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、そ
7 れぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行
8 うよう努める必要があります。

9 子ども・若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、
10 子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育て
11 や子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが
12 求められます。

13 14 (7) 地域の役割

15 地域においては、近隣や自治会、子育てサークルや青少年の健全育成に携わ
16 る団体などが相互に連携し、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わ
17 るとともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで
18 子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

19 また、児童虐待防止の観点からも、子育て家庭が孤立することのないよう、
20 地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児
21 童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

22 23 2 計画の推進体制

24 (1) 県における推進体制

25 子育てや子ども・若者の健やかな育ちを支え、多様化する県民のニーズや課
26 題に対応するためには、教育・医療・福祉・労働などあらゆる分野で幅広く連
27 携しながら取り組むことが必要です。県では、関係部局が相互に連携し、総合
28 的な取組を進めます。

29 30 (2) 企業や民間団体等との連携

31 企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の
32 取組や若い世代の雇用が一層促進されるよう、労働局や経済団体、企業等と連
33 携・協力して積極的な啓発活動を進めます。

34 また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を
35 踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働
36 によるネットワークづくりなどの取組が、各地域で積極的に展開されるよう協
37 力・連携します。

1
2 (3) 国および市町との連携

3 本県の子ども・若者育成支援施策を着実に推進するため、国予算の重点配分
4 や今後に向けた制度創設、制度改正に向け、国に対して本県の経験や課題を踏
5 まえた、より良い政策づくりに向けた提案を行います。

6 また、市町において、子ども・子育て支援事業計画等に基づく取組が円滑に
7 推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術
8 的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを
9 推進します。

10
11 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

12 (1) 点検評価・進行管理

13 計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）
14 の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標
15 の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において
16 点検評価を受けます。

17 また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意
18 見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応し
19 た実効性のある計画を推進します。

20
21 (2) 計画の見直し

22 国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況
23 の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとと
24 もに、見直し結果を施策に適切に反映します。

25 計画の見直しに当たっては、当事者である子ども・若者の意見を踏まえて実
26 施することとします。

27

目標設定

1

2 **淡海子ども・若者プランにおける総合目標**

指標	現状	目標
子ども・若者が感じる幸せの度合い		R7 と比較して上昇を目指す

3

4 **各基本施策における政策目標**

指標	現状	目標
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
子どもの権利が守られていると感じる人の割合		R7 と比較して上昇を目指す
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	44.4% (R2～R5の平均)	53.1%を超える
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% (R2～R5の平均)	46.9%を超える
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小学生 70.2% 中学生 68.9% (R6)	R6 結果と比較して上昇を目指す
4 社会的養育の推進		
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	67.1% (R5)	100.0%
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童生徒の割合	12.0% (R4)	10.0%未満
6 ひとり親家庭への支援の推進		
母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子：67.0% 父子：61.2% (計：66.1%) (R5)	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率(R10) (参考：R5 65.0%)
7 安心・安全な子育て環境の整備		
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
保育所待機児童数	169人 (R5)	0人
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% (R2～R5の平均)	39.3%を超える

5

○子ども・子育て支援事業支援計画に基づく目標

1	認定こども園等利用児童数
2	一時預かり事業（利用者数）
3	延長保育事業（利用者数）
4	病児保育事業（利用者数）
5	利用者支援事業（実施か所数）
6	地域子育て支援拠点事業（実施か所数）
7	子育て短期支援事業（利用者数）
8	ファミリー・サポート・センター事業（利用者数）
9	放課後児童健全育成事業（利用者数）
10	乳児家庭全戸訪問事業（利用者数）
11	養育支援訪問事業（利用者数）
12	妊婦健診（受診回数）
13	子育て世帯訪問支援事業（利用者数）
14	児童育成支援拠点事業（利用者数）
15	親子関係形成支援事業（利用者数）
16	妊婦等包括相談支援事業（面談回数）
17	乳児等通園支援事業（利用者数）
18	産後ケア事業(利用者数)

※ 各市町子ども・子育て支援事業計画の計画値を基に別途調整。

(別紙)

(参考)各基本施策に関する事業目標

指標	現状	目標(R11)
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
普及啓発に係る出前講座の開催回数	-	延べ 60 回
子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数	-	新規案件累計 27 件
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
しがこども体験学校参加団体数	184 団体 (R5)	220 団体
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	223 箇所 (R6)	直近の県内市町立小学校数
しがジョブパークの利用者数	14,608 人 (R5)	15,000 人
しが結会員数	1,237 組 (R5)	1,400 組
携帯電話等フィルタリング設定率	90.9% (R6)	95.0%
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125 件 (R5)	44,245 件
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500 件 (R5)	5,300 件
ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数	181 人 (R5)	180 人
ひきこもり支援施策推進会議の開催回数	2 回 (R6)	2 回
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	65.6% (R5)	80.0%
4 社会的養育の推進		
地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18 団体 (R5)	25 団体
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	78.1% (R4)	90.0%
養育里親の新規登録者数(世帯)	21 世帯 (R5)	各年度 21 世帯以上の新規登録
地域養護推進事業における支援計画策定率	34.2% (R5)	増加
こども家庭センター設置数	2 市 (R5)	全市町

指標	現状	目標(R11)
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125 件 (R5)	44,245 件
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500 件 (R5)	5,300 件
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% (R5)	99.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (R5)	1.3%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	35.8% (R5)	41.6%
こどもの生活・学習支援事業実施市町数	6 市 (R5)	全市町
6 ひとり親家庭への支援の推進		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121 人 (R5)	650 人 (R7 年度～11 年度 累計)
養育費を受け取っている母子家庭の割合	40.8% (R5)	67.0%
ひとり親家庭の子どもの進学率(高校等への進学率)	96.7% (R5)	99.0%
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	70.5% (R5)	83.8%
こどもの生活・学習支援事業実施市町数(再掲)	6 市 (R5)	全市町
7 安心・安全な子育て環境の整備		
プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	2.2% (R5)	20.0%
産後ケア事業の利用率	-	全国平均より高い
認定こども園等利用定員数		
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	22,134 人 (R5)	集計中
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	23,289 人 (R5)	集計中
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	15,809 人 (R5)	集計中
保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く)	7.7% (R5)	3.8%
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数100人以下の企業)	33 社 (R5)	50 社
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
家庭教育支援チームを組織する市町数	10 市町 (R5)	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加
淡海子育て応援団の協力事業所数	2335 店舗 (R5)	2700 店舗

※事業目標については引き続き検討